

1 第179回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第179回国会(臨時会)は、平成23年10月20日に召集され、会期については、同日の衆参両院の本会議において、12月9日までの51日間とすることが議決された。

翌21日、参議院議場において開会式が行われた。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で、議席の指定が行われた後、常任委員長(文教科学、国土交通、環境、国家基本、決算、行政監視、議院運営)、常任委員長の選挙(文教科学、国土交通、環境、国家基本、決算、行政監視、議院運営)、特別委員会の設置(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興)が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、特別委員会の設置(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、青少年問題、海賊・テロ、拉致問題、消費者問題、科学技術、郵政改革、震災復興)が行われた。

衆参両院に設置された憲法審査会については、平成19年8月7日(第167回国会(臨時会))に設置されて以降、同審査会委員の選任が行われていなかったが、召集日当日(23年10月20日)の衆参両院の本会議において、同審査会委員の選任が初めて行われた。

11月14日、西岡武夫議長の逝去(同月5日)に伴い、参議院本会議において議

長の選挙が行われ、無名投票の結果、第29代議長に平田健二君(民主)が当選し、同日、議長は所属会派を退会した。

(所信表明演説・質疑、平成二十三年度第3次補正予算)

10月21日以降、衆参両院の常任委員会等において、所管大臣等に対する質疑が行われた。

28日、東日本大震災からの本格的な復興等を実現するための必要な措置を盛り込んだ平成二十三年度第3次補正予算が提出され、同日、衆参両院の本会議で、野田内閣総理大臣の所信表明演説、安住財務大臣の財政演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)は、衆議院で31日及び11月1日、参議院で1日及び2日にそれぞれ行われた。

平成二十三年度第3次補正予算は、2日、衆議院予算委員会で趣旨説明を聴取し、7日、8日、9日及び10日に質疑を行った後、可決した。同日の衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で2日に趣旨説明を聴取し、15日、16日、17日及び21日に質疑を行った後、可決した。同日の本会議で可決、成立した。

(西岡武夫議長の逝去)

11月5日、西岡武夫議長が逝去した。

14日、本会議において議長の選挙が行われ、平田健二君(民主)が当選した。

25日、本会議において尾辻秀久副議長による参議院議長故西岡武夫君の哀悼演

説が行われた後、青山葬儀所において参議院葬儀を行った。

（環太平洋パートナーシップ協定（TPP））

野田内閣総理大臣は、11月10日に記者会見を行い、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉への参加を表明する方向であったが、与党内の慎重に判断することを求める動き等を踏まえ、記者会見は11日に先送りされた。

11日、衆議院の予算委員会で経済連携等についての集中審議を、参議院の予算委員会では環太平洋パートナーシップ協定等に関する集中審議をそれぞれ行った。

同日夜、野田内閣総理大臣は、首相官邸で記者会見を行い、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨の表明を行った。

（財源確保特措法案、地方交付税特例法案、地方税臨時特例法案）

財源確保特措法案、地方交付税特例法案及び地方税臨時特例法案については、11月7日の衆議院本会議で3案一括して趣旨説明及び質疑を行った後、財源確保特措法案は衆議院財務金融委員会で、地方交付税特例法案及び地方税臨時特例法案は衆議院総務委員会で、それぞれ審査を行い、24日の衆議院本会議で、財源確保特措法案及び地方税臨時特例法案は修正議決、地方交付税特例法案は可決され、それぞれ参議院に送付された。

参議院では、25日の本会議で3案一括して趣旨説明及び質疑を行った後、財源確保特措法案は財政金融委員会で、地方

交付税特例法案及び地方税臨時特例法案は総務委員会で、それぞれ審査を行い、30日の本会議で可決、成立した。

（復興庁設置法案）

復興庁設置法案については、11月24日の衆議院本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、衆議院震災復興特別委員会で審査を行い、12月6日の衆議院本会議で修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、7日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、震災復興特別委員会で審査を行い、9日の本会議で可決、成立した。

（党首討論）

11月30日、国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）を開会し、谷垣禎一自由民主党総裁及び山口那津男公明党代表と野田内閣総理大臣との間で初めて討議が行われた。

（一川防衛大臣及び山岡国務大臣に対する問責決議案）

12月9日の会期末、前沖縄防衛局長の不適切発言への監督責任等を理由として防衛大臣一川保夫君問責決議案が、さらに、マルチ商法に対する不適切な発言を繰り返している等を理由として国務大臣山岡賢次君問責決議案が参議院で提出され、同日の本会議においてそれぞれ可決された。

（労働者派遣法案等）

今国会での対応が注目された法案のうち、労働者派遣法案、郵政改革法案、国家公務員給与臨時特例法案については、すべて衆議院において継続審査となった。

2 予算・決算

(1) 平成二十三年度第3次補正予算

10月28日に提出された平成二十三年度第3次補正予算3案は、東日本大震災からの本格的な復興等を実現するために編成され、災害救助等関係経費、災害廃棄物処理事業費、公共事業等の追加、災害関連融資関係経費、地方交付税交付金、東日本大震災復興交付金、原子力災害復興関係経費、全国防災対策費等を内容とするものであった。

衆議院では、予算委員会で、11月2日に趣旨説明を聴取し、7日、8日、9日及び10日に質疑を行った後、可決した。同日の本会議で平成二十三年度第3次補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、11月2日に趣旨説明を聴取し、15日及び16日に質疑（いずれの質疑も野田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、17日に一般質疑、21日に締めくくり質疑（野田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った後、可決した。

同日の本会議で、平成二十三年度第3次補正予算3案は、押しボタン式投票をもって採決の結果、可決、成立した。

(2) 平成二十一年度決算

平成二十一年度決算外2件は、第176回国会の平成22年11月19日に提出された。

第177回国会において、参議院では、平成23年2月16日の本会議で平成二十一年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、決算委員会で審査を行い、

8月5日に准総括質疑を行った。

今国会において、決算委員会では、12月7日に平成二十一年度決算外2件及び平成二十一年度予備費関係4件（平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2））（いずれも第174回国会提出、12月1日に衆議院から送付）を一括して審査（平成二十一年度決算外2件の質疑は締めくくり総括質疑）を行い、討論を行った。採決の結果、平成二十一年度予備費関係4件はいずれも承諾を与えるべきものと議決し、平成二十一年度決算は是認すべきものでないと決し、6項目について内閣に対し警告すべきものと議決し、7項目から成る平成二十一年度決算審査措置要求決議を行った。また、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は是認すべきものでないと決し、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものと決定した。なお、国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請を4項目行った。

9日の本会議では、平成二十一年度決算外2件について討論の後、採決の結果、平成二十一年度予備費関係4件は承諾す

ることに決し、平成二十一年度決算は是認しないことに決定し、次いで委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決した。また、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は是認すべきものでないと決し、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものと決定した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出16件、継続22件のうち、13件が成立（成立率約34.2%）した。

参議院議員提出法律案は、今国会提出8件、継続10件のうち1件が成立（成立率約5.6%）した。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出1件、継続25件であったが、成立した法律案はなかった。

条約は、今国会提出2件、継続4件のすべてが国会の承認（成立率100%）を経た。

決議案は、5件提出され、難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案、第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案、防衛大臣一川保夫君問責決議案、国务大臣山岡賢次君問責決議案の4件が可決された。

(1) 財源確保法案

財源確保法案（閣法第4号）は、10月28日に衆議院に提出された。

衆議院において、11月7日の本会議で財源確保法案と地方交付税特例法案（閣

従来、決算の議決は、本件決算の是認及び内閣に対する警告（いわゆる警告決議）から成っていたが、決算を是認しない場合に警告決議を行った例は、平成十九年度決算以来2度目のこととなった。

(3) 平成二十二年度決算

平成二十二年度決算外2件は、平成23年11月22日に提出された。

法第2号）及び地方税臨時特例法案（閣法第3号）を一括して趣旨説明及び質疑を行った。その後、財源確保法案については、財務金融委員会で9日に趣旨説明を聴取し、18日に質疑、22日に参考人質疑及び質疑を行い、原案並びに民主・自民・公明提出の修正案について討論の後、採決の結果、民主・自民・公明提出の修正案を可決し修正議決した。この修正は、復興特別所得税の課税対象期間及び税率の変更、復興特別たばこ税に係る規定の削除並びに復興債等の償還期間の変更を行うとともに、附則に決算剰余金の償還費用の財源への活用及び復興に係る特別会計の設置についての規定を追加する等を内容とするものであった。24日の本会議で修正議決され、参議院に送付された。

参議院において、25日の本会議で財源確保法案と地方交付税特例法案及び地方税臨時特例法案を一括して趣旨説明及び質疑を行った。同日、財源確保法案については、財政金融委員会で趣旨説明を聴取し、29日に質疑（午後、野田内閣総理大臣出席）及び参考人質疑を行い、討論

の後、採決の結果、可決した。30日の本会議で可決、成立した。

（２）地方交付税特例法案、地方税臨時特例法案

地方交付税特例法案（閣法第２号）及び地方税臨時特例法案（閣法第３号）は、10月28日にそれぞれ衆議院に提出された。

衆議院において、11月7日の本会議で両案と財源確保法案（閣法第４号）を一括して趣旨説明及び質疑を行った。その後、両案については、総務委員会で17日に趣旨説明を聴取し、22日に質疑を行い、地方税臨時特例法案並びに民主・自民・公明提出の地方税特例法案に対する修正案について討論の後、採決の結果、地方交付税特例法案については原案どおり可決した。また、地方税臨時特例法案については民主・自民・公明提出の修正案を可決し修正議決した。この修正は、個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率の特例について、いずれも適用期間を５年度間延長して平成26年度から平成35年度までとし、標準税率に加算する額を500円に引き上げるとともに、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例に関する規定を削除する等を内容とするものであった。24日の本会議で地方交付税特例法案は原案どおり可決、地方税臨時特例法案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院において、25日の本会議で両案と財源確保法案を一括して趣旨説明及び質疑を行った。同日、両案については、総務委員会で趣旨説明を聴取し、29日に質疑を行い、地方税臨時特例法案につい

て討論の後、採決の結果、両案は可決した。30日の本会議で両案は可決、成立した。

（３）復興特別区域法案

復興特別区域法案（閣法第１号）は、10月28日に衆議院に提出された。

衆議院では、11月18日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、21日、22日、24日、25日及び29日に質疑を行い、原案並びに民主・自民・公明・国民・日本提出の修正案、共産提出の修正案及びみんなの党提出の修正案について討論の後、採決の結果、民主・自民・公明・国民・日本提出の修正案を可決し修正議決した。この修正は、認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等について、国会に対して復興特別意見書を提出することができること、国と地方の協議会において協議が調った場合、認定地方公共団体等の講ずる措置の実施のために必要があるときは、内閣総理大臣等は、速やかに、法制上の措置等を講じなければならないこと、復興交付金事業計画に記載する事項について、基幹事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業または事務がこれに含まれること等を内容とするものであった。29日の本会議で修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、30日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、12月1日及び2日に質疑を行い、原案並びに共産提出の修正案について採決の結果、共産提出の修正案を否決し、原案どおり可決

した。7日の本会議で可決、成立した。

(4) 復興庁設置法案

復興庁設置法案(閣法第8号)は、11月1日に衆議院に提出された。

衆議院では、24日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、震災復興特別委員会で12月2日に趣旨説明を聴取し、同日、5日及び6日に質疑を行い、原案並びに民主・自民・公明・国民・日本共同提出の修正案及びみんなの党提出の修正案について採決の結果、民主・自民・公明・国民・日本共同提出の修正案を可決し修正議決した。この修正は、復興庁の所掌事務に、復興に関する行政各部の事業を統括・監理すること及び復興庁が復興に関する事業の予算を一括して要求し、確保することなどの事務を追加すること、

関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこと、復興庁に、副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣をもって充てられる副大臣を置くことができること、復興庁に、大臣政務官3人を置くこととしていた条項を削除し、他の府省の大臣政務官をもって充てられる大臣政務官を置くこと等を内容とするものであった。6日の本会議で修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、7日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、8日に質疑(午後、野田内閣総理大臣出席)を行い、採決の結果、可決した。9日の本会議で可決、成立した。

4 その他

(憲法審査会)

憲法審査会が平成19年8月7日(第167回国会(臨時会))に衆参両院において設置されて以降、同審査会委員の選任が行われていなかったが、今国会の召集日当日(23年10月20日)の衆参両院の本会議において、同審査会委員の選任が初めて行われた。

10月21日、憲法審査会が初めて開会し、会長の選任を無名投票で行い、投票の結果、小坂憲次君(自民)が会長に当選した。

11月28日、参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等について元参議院憲法調査会会長・元参議院日本国憲法に関する調

査特別委員長関谷勝嗣君等から説明を聴取し、意見交換を行った。

12月7日、参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等について意見交換を行った。

(選挙制度改革に関する検討会)

12月7日、選挙制度改革に関する検討会が開会され、実務的な協議を行うため、本検討会の下に各会派の協議会「選挙制度協議会」を設置した。

(両院議運合同協議会)

第178回国会(臨時会)で成立した国会法の一部を改正する法律(平成23年10月7日法律第111号)及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成23

年10月7日法律第112号)が10月30日に施行されたことにより、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故原因等を調査し、原子力発電所の事故防止のための施策等について提言を行うために、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下、「原発事故調査委員会」という。)が、更に原発事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行う等のために、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会(以下、「両院議運合同協議会」という。)が、国会に設置された。

11月2日の本会議(衆議院では1日の本会議)で、両院議運合同協議会規程を可決し、また、両院議運合同協議会委員15名(衆参併せて30名)を指名した。

同日、両院議運合同協議会で、両院議運合同協議会会長に小平忠正君(衆・民主)を選出し、同会長代理に鶴保庸介君(参・自民)を指名し、更に幹事及び委員外議員の選任を行った。

12月1日、原発事故調査委員会委員長及び同委員の推薦について決定した。

これを受けて、2日の衆参両院の本会議で、原発事故調査委員会委員長に黒川清君、同委員に石橋克彦君外8名を任命することを承認した。

8日、衆参両院の議長より黒川清君外9名に辞令が交付された。

同日、両院議運合同協議会で、黒川清原発事故調査委員会委員長等から就任挨拶があった後、各党から意見等が述べられた。

(参議院議長故西岡武夫参議院葬儀)

11月5日に逝去した参議院議長故西岡武夫君の参議院葬儀が、11月25日に青山葬儀所で執り行われた。葬儀では、黙祷が捧げられた後、葬儀委員長の平田参議院議長及び横路衆議院議長から弔詞贈呈が行われた。

(ブータン王国国王ジグミ・ケサル陛下及び同王妃陛下の歓迎会)

11月17日、国賓として来日したブータン王国国王ジグミ・ケサル陛下及び同王妃陛下が国会を訪問し、両院議長主催による歓迎会が衆議院議場において行われ、ジグミ・ケサル国王陛下が国会演説を行った。

2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(23.10.20)	会期中選任
議長		西岡 武夫(無)	平田 健二(無) 23.11.14
副議長		尾辻 秀久(無)	
常任委員 長	内閣	芝 博一(民主)	
	総務	藤末 健三(民主)	
	法務	西田 実仁(公明)	
	外交防衛	福山 哲郎(民主)	
	財政金融	尾立 源幸(民主)	
	文教科学	野上 浩太郎(自民)※	
	厚生労働	小林 正夫(民主)	
	農林水産	小川 勝也(民主)	
	経済産業	前川 清成(民主)	
	国土交通	岡田 直樹(自民)※	
	環境	松村 祥史(自民)※	
	国家基本政策	鈴木 政二(自民)※	
	予算	石井 一(民主)	
	決算	山本 順三(自民)※	
	行政監視	福岡 資麿(自民)※	
	議院運営	鶴保 庸介(自民)※	
	懲罰	今野 東(民主)	
特別委員 長	災害対策	松下 新平(自民)※	
	沖縄・北方	岸 信夫(自民)※	
	倫理選挙	足立 信也(民主)※	
	拉致問題	大塚 耕平(民主)※	
	O D A	藤井 基之(自民)※	
	消費者問題	山本 博司(公明)※	
	震災復興	増子 輝彦(民主)※	
調査会長	国際・環境・食糧	藤原 正司(民主)	
	国民生活	鴻池 祥肇(自民)※	
	共生・地域	直嶋 正行(民主)	
憲法審査会会長			小坂 憲次(自民) 23.10.21
政治倫理審査会会長		平田 健二(民主)	(23.11.14 議長就任により欠員)
事務総長		橋本 雅史	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 25.7.28 任期満了			② 28.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
民主党・新緑風会	106 (21)	20 (5)	42 (10)	62 (15)	16 (2)	28 (4)	44 (6)
自由民主党・無所属の会	83 (15)	12 (5)	21 (2)	33 (7)	12 (5)	38 (3)	50 (8)
公 明 党	19 (3)	7 (1)	3 (1)	10 (2)	6	3 (1)	9 (1)
み ん な の 党	11	0	1	1	7	3	10
日 本 共 産 党	6 (2)	3 (1)	0	3 (1)	3 (1)	0	3 (1)
たちあがれ日本・新党改革	5 (1)	2 (1)	1	3 (1)	2	0	2
社会民主党・護憲連合	4 (1)	2	0	2	2 (1)	0	2 (1)
国 民 新 党	3 (1)	1	2 (1)	3 (1)	0	0	0
各派に属しない議員	5 (1)	1	3 (1)	4 (1)	0	1	1
合 計	242 (45)	48 (13)	73 (15)	121 (28)	48 (9)	73 (8)	121 (17)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成25年7月28日任期満了、○印の議員は平成28年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 民主党・新緑風会 】

(106名)

- | | | |
|-----------------|--------------|--------------|
| ○足立 信也 (大分) | 相原 久美子 (比例) | ○有田 芳生 (比例) |
| 池口 修次 (比例) | 石井 一 (比例) | ○石橋 通宏 (比例) |
| 一川 保夫 (石川) | 岩本 司 (福岡) | 植松 恵美子 (香川) |
| 梅村 聡 (大阪) | ○江崎 孝 (比例) | ○江田 五月 (岡山) |
| 小川 勝也 (北海道) | ○小川 敏夫 (東京) | ○尾立 源幸 (大阪) |
| 大石 尚子 (比例) | 大河原 雅子 (東京) | ○大久保 勉 (福岡) |
| 大久保 潔重 (長崎) | 大島 九州男 (比例) | 大塚 耕平 (愛知) |
| ○大野 元裕 (埼玉) | 岡崎 トミ子 (宮城) | 加賀谷 健 (千葉) |
| ○加藤 敏幸 (比例) | 風間 直樹 (比例) | 金子 恵美 (福島) |
| ○金子 洋一 (神奈川) | 神本 美恵子 (比例) | 川合 孝典 (比例) |
| 川上 義博 (鳥取) | 川崎 稔 (佐賀) | ○北澤 俊美 (長野) |
| ○郡司 彰 (茨城) | ○小西 洋之 (千葉) | ○小林 正夫 (比例) |
| ○小見山 幸治 (岐阜) | 行田 邦子 (埼玉) | ○輿石 東 (山梨) |
| 今野 東 (比例) | 佐藤 公治 (広島) | ○斎藤 嘉隆 (愛知) |
| ○櫻井 充 (宮城) | ○芝 博一 (三重) | ○主濱 了 (岩手) |
| 榛葉 賀津也 (静岡) | 鈴木 寛 (東京) | ○田城 郁 (比例) |
| ○田中 直紀 (新潟) | 高橋 千秋 (三重) | 武内 則男 (高知) |
| 谷 博之 (栃木) | ○谷 亮子 (比例) | 谷岡 郁子 (愛知) |
| ツルネン マルティン (比例) | ○津田 弥太郎 (比例) | 辻 泰弘 (兵庫) |
| 外山 斎 (宮崎) | ○徳永 エリ (北海道) | 徳永 久志 (滋賀) |
| 轟木 利治 (比例) | 友近 聡朗 (愛媛) | ○那谷屋 正義 (比例) |
| ○直嶋 正行 (比例) | 中谷 智司 (徳島) | 中村 哲治 (奈良) |
| 長浜 博行 (千葉) | ○難波 奨二 (比例) | ○西村 まさみ (比例) |
| 羽田 雄一郎 (長野) | ○白 眞勲 (比例) | ○林 久美子 (滋賀) |
| 姫井 由美子 (岡山) | 平田 健二 (岐阜) | 平野 達男 (岩手) |
| 平山 幸司 (青森) | 平山 誠 (比例) | ○広田 一 (高知) |
| 広野 ただし (比例) | ○福山 哲郎 (京都) | ○藤末 健三 (比例) |
| 藤田 幸久 (茨城) | 藤谷 光信 (比例) | ○藤本 祐司 (静岡) |
| 藤原 正司 (比例) | 藤原 良信 (比例) | 舟山 康江 (山形) |
| ○前川 清成 (奈良) | ○前田 武志 (比例) | 牧山 ひろえ (神奈川) |
| ○増子 輝彦 (福島) | 松井 孝治 (京都) | 松浦 大悟 (秋田) |
| 松野 信夫 (熊本) | 水戸 将史 (神奈川) | ○水岡 俊一 (兵庫) |
| 室井 邦彦 (比例) | 森 ゆうこ (新潟) | ○安井 美沙子 (愛知) |

○柳澤	光美 (比 例)	○柳田	稔 (広 島)	山根	隆治 (埼 玉)
横峯	良郎 (比 例)	吉川	沙織 (比 例)	米長	晴信 (山 梨)
○蓮	舩 (東 京)				

【 自由民主党・無所属の会 】

(83名)

愛知	治郎 (宮 城)	○青木	一彦 (島 根)	○赤石	清美 (比 例)
有村	治子 (比 例)	石井	準一 (千 葉)	○石井	浩郎 (秋 田)
石井	みどり (比 例)	○磯崎	仁彦 (香 川)	磯崎	陽輔 (大 分)
○猪口	邦子 (千 葉)	○岩井	茂樹 (静 岡)	○岩城	光英 (福 島)
○宇都	隆史 (比 例)	○上野	通子 (栃 木)	衛藤	晟一 (比 例)
○大家	敏志 (福 岡)	大江	康弘 (比 例)	○岡田	直樹 (石 川)
○岡田	広 (茨 城)	加治屋	義人 (鹿 児 島)	○片山	さつき (比 例)
○金子	原二郎 (長 崎)	川口	順子 (比 例)	○岸	宏一 (山 形)
○岸	信夫 (山 口)	○北川	イッセイ (大 阪)	○熊谷	大 (宮 城)
○小泉	昭男 (神 奈 川)	○小坂	憲次 (比 例)	鴻池	祥肇 (兵 庫)
佐藤	信秋 (比 例)	佐藤	正久 (比 例)	○佐藤	ゆかり (比 例)
山東	昭子 (比 例)	○島尻	安伊子 (沖 縄)	○末松	信介 (兵 庫)
鈴木	政二 (愛 知)	世耕	弘成 (和 歌 山)	○関口	昌一 (埼 玉)
伊達	忠一 (北 海 道)	○高階	恵美子 (比 例)	谷川	秀善 (大 阪)
塚田	一郎 (新 潟)	○鶴保	庸介 (和 歌 山)	○中川	雅治 (東 京)
○中曾根	弘文 (群 馬)	○中西	祐介 (徳 島)	○中原	八一 (新 潟)
○中村	博彦 (比 例)	○二之湯	智 (京 都)	西田	昌司 (京 都)
○野上	浩太郎 (富 山)	○野村	哲郎 (鹿 児 島)	○長谷川	岳 (北 海 道)
橋本	聖子 (比 例)	林	芳正 (山 口)	○福岡	資麿 (佐 賀)
○藤井	基之 (比 例)	○藤川	政人 (愛 知)	古川	俊治 (埼 玉)
牧野	たかお (静 岡)	○松下	新平 (宮 崎)	○松村	祥史 (熊 本)
松村	龍二 (福 井)	松山	政司 (福 岡)	丸川	珠代 (東 京)
丸山	和也 (比 例)	○三原	じゅん子 (比 例)	○水落	敏栄 (比 例)
溝手	顕正 (広 島)	○宮沢	洋一 (広 島)	森	まさこ (福 島)
○山崎	力 (青 森)	○山崎	正昭 (福 井)	山田	俊男 (比 例)
○山谷	えり子 (比 例)	山本	一太 (群 馬)	○山本	順三 (愛 媛)
吉田	博美 (長 野)	義家	弘介 (比 例)	○若林	健太 (長 野)
○脇	雅史 (比 例)	○渡辺	猛之 (岐 阜)		

【 公 明 党 】

(19名)

○秋野	公造 (比 例)	○荒木	清寛 (比 例)	○石川	博崇 (大 阪)
魚住	裕一郎 (比 例)	加藤	修一 (比 例)	草川	昭三 (比 例)

木庭 健太郎 (比 例)	白浜 一良 (大 阪)	○竹谷 とし子 (東 京)
○谷合 正明 (比 例)	○長沢 広明 (比 例)	○西田 実仁 (埼 玉)
○浜田 昌良 (比 例)	松 あきら (神奈川)	山口 那津男 (東 京)
山本 香苗 (比 例)	山本 博司 (比 例)	○横山 信一 (比 例)
渡辺 孝男 (比 例)		

【 みんなの党 】

(11名)

○上野 ひろし (比 例)	○江口 克彦 (比 例)	○小熊 慎司 (比 例)
○小野 次郎 (比 例)	川田 龍平 (東 京)	○桜内 文城 (比 例)
○柴田 巧 (比 例)	○寺田 典城 (比 例)	○中西 健治 (神奈川)
○松田 公太 (東 京)	○水野 賢一 (千 葉)	

【 日本共産党 】

(6名)

井上 哲士 (比 例)	○市田 忠義 (比 例)	紙 智子 (比 例)
○田村 智子 (比 例)	○大門 実紀史 (比 例)	山下 芳生 (比 例)

【 たちあがれ日本・新党改革 】

(5名)

○荒井 広幸 (比 例)	○片山 虎之助 (比 例)	中山 恭子 (比 例)
藤井 孝男 (岐 阜)	舛添 要一 (比 例)	

【 社会民主党・護憲連合 】

(4名)

○福島 みずほ (比 例)	又市 征治 (比 例)	山内 徳信 (比 例)
○吉田 忠智 (比 例)		

【 国民新党 】

(3名)

亀井 亜紀子 (島 根)	自見 庄三郎 (比 例)	森田 高 (富 山)
--------------	--------------	------------

【 各派に属しない議員 】

(5名)

糸数 慶子 (沖 縄)	尾辻 秀久 (比 例)	西岡 武夫 (比 例)
長谷川 大紋 (茨 城)	○浜田 和幸 (鳥 取)	

5 議員の異動

第178回国会閉会後及び今国会（23.10.20召集）中における議員の異動

○逝去

西岡 武夫君（無・比例）

23.11.5 逝去

○繰上補充当選

はた ともこ君（民主・比例）

23.11.10 任期開始（西岡武夫君死去による）

○所属会派異動

平田 健二君（岐阜）

23.11.14 民主党・新緑風会を退会

1 議案審議概況

閣法は、新規提出16件（本院先議2件を含む）のうち、東日本大震災復興特別区域法案、復興庁設置法案、復興財源確保特措法案、B型肝炎給付金特措法案等10件が成立し、残る6件については、いずれも衆議院において継続審査となった。また、本院で継続審査となっていた防衛省設置法等改正案1件は本院において審査未了となり、衆議院で継続審査となっていた21件のうち、所得税法等改正案等3件が成立し、残る18件については、衆議院において17件が引き続き継続審査、1件が審査未了となった。

参法は、新規提出8件のうち、1件が本院において継続審査となり、残る7件についてはいずれも本院において審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた7件は、いずれも本院において引き続き継続審査となり、衆議院で継続審査となっていた3件のうち、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案1件が成立し、残る2件については、衆議院において1件が引き続き継続審査、1件が審査未了となった。

衆法は、新規提出1件が衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた25件は、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

予算は、平成23年度一般会計補正予算（第3号）外2件が提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出の日ペルーEPA等2件（いずれも本院先議）が承認された。また、衆議院で継続審査となっていた日ロシア原子力協定等4件が承認された。

承認案件は、衆議院で継続審査となっ

ていた1件が、引き続き衆議院において継続審査となった。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた10件のうち、平成21年度予備費関係4件が承諾され、残る6件については、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

決算は、平成21年度決算（第176回国会提出）、平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書（第176回国会提出）は是認されず、平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書（第176回国会提出）は是認された。また、新規提出の平成22年度決算外2件は審査に入るに至らなかった。

決議案は、問責決議案3件、その他の決議案2件、計5件が提出された。このうち、防衛大臣一川保夫君問責決議案、国務大臣山岡賢次君問責決議案、難民の保護等に関する決議案、オリンピック東京招致に関する決議案の4件が可決され、残る1件は審査未了となった。

このほか、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程案、参議院事務局職員定員規程改正案が可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	1 6	1 0	0	0	0	6	0	0	
	衆 継	2 1	3	0	0	0	1 7	0	1	
	参 継	1	0	0	0	1	0	0	0	
参 法	新 規	8	0	1	0	7	0	0	0	
	衆 継	3	1	0	0	0	1	0	1	
	参 継	7	0	7	0	0	0	0	0	
衆 法	新 規	1	0	0	0	0	1	0	0	
	衆 継	2 5	0	0	0	0	2 5	0	0	
予 算		3	3	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	2	2	0	0	0	0	0	0	
	衆 継	4	4	0	0	0	0	0	0	
承 認	衆 継	1	0	0	0	0	1	0	0	
予備費等	衆 継	1 0	4	0	0	0	6	0	0	
決算その他	新 規	3	0	0	0	3				
	継 続	3	1	0	2	0				
決 議 案		5	4	0	0	1				
規 程		2	2	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（38件）（うち本院において前国会から継続1件、衆議院において前国会から継続21件）

●両院通過（13件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

- 1 東日本大震災復興特別区域法案（修）
- 2 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 3 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（修）
- 4 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（修）
- 5 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（修）
- 6 津波防災地域づくりに関する法律案
- 7 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 8 復興庁設置法案（修）
- 10 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 地方税法の一部を改正する法律案

（第177回国会提出）

- 2 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（修）
- 4 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（修）
- 22 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（修）

●衆議院継続（23件）（うち衆議院において前国会から継続17件）

- 9 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 裁判所法の一部を改正する法律案
- 13 刑法等の一部を改正する法律案
- 14 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案
- 15 国民年金法の一部を改正する法律案
- 16 労働安全衛生法の一部を改正する法律案

（第174回国会提出）

- 49 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 60 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

（第176回国会提出）

- 1 郵政改革法案
- 2 日本郵政株式会社法案
- 3 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 4 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

5 地球温暖化対策基本法案

(第177回国会提出)

- 26 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案
- 33 交通基本法案
- 60 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 74 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 75 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 76 公務員庁設置法案
- 77 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 78 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案
- 79 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 80 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

●本院未了（1件）（本院において前国会から継続）

(第177回国会提出)

- 21 防衛省設置法等の一部を改正する法律案

●衆議院未了（1件）（衆議院において前国会から継続）

(第174回国会提出)

- 36 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案

◎本院議員提出法律案（18件）（うち本院において前国会から継続7件、衆議院において前国会から継続3件）

●両院通過（1件）（衆議院において前国会から継続）

(第177回国会提出)

- 12 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（修）

●本院継続（8件）（うち本院において前国会から継続7件）

- 3 雨水の利用の推進に関する法律案

(第176回国会提出)

- 1 インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案
- 3 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案
- 4 郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案

(第177回国会提出)

- 7 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案
- 10 原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案
- 23 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

●衆議院継続（1件）（衆議院において前国会から継続）

(第177回国会提出)

- 21 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案

●本院未了（7件）

- 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案
- 4 特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案
- 5 エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案
- 6 実用発電用原子炉等の運転の再開についての関係都道府県知事の同意及びこれに係る住民投票に関する法律案
- 7 平成二十三年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案
- 8 放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案

●衆議院未了（1件）（衆議院において前国会から継続）

（第177回国会提出）

- 16 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（26件）（うち衆議院において前国会から継続25件）

●衆議院継続（26件）（うち衆議院において前国会から継続25件）

- 1 一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案

（第173回国会提出）

- 3 政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案
- 5 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案
- 12 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案

（第174回国会提出）

- 2 政党助成法の一部を改正する法律案
- 4 教育公務員特例法の一部を改正する法律案
- 7 低炭素社会づくり推進基本法案
- 11 北海道観光振興特別措置法案
- 15 気候変動対策推進基本法案
- 18 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 24 国際平和協力法案
- 25 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案
- 30 死因究明推進法案
- 31 自衛隊法の一部を改正する法律案
- 32 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 33 離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案
- 34 離島航路航空路整備法案
- 35 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案

（第176回国会提出）

- 5 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 6 幹部国家公務員法案
- 17 地下水の利用の規制に関する緊急措置法案

(第177回国会提出)

- 10 農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案
- 23 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
- 31 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
- 32 アレルギー疾患対策基本法案

◎予算（3件）

●両院通過（3件）

- 1 平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成二十三年度特別会計補正予算（特第3号）
- 3 平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第2号）

◎条約（6件）（うち衆議院において前国会から継続4件）

●両院通過（6件）（うち衆議院において前国会から継続4件）

- 1 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(第177回国会提出)

- 2 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 4 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 14 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（1件）（衆議院において前国会から継続）

●衆議院継続（1件）

(第177回国会提出)

- 6 地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（10件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

●両院通過（4件）

(第174回国会提出)

- 平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

●衆議院継続（6件）

（第177回国会提出）

- 平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成二十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

◎決算その他（6件）

●是認すると議決（1件）

（第176回国会提出）

- 平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

●是認しないと議決（2件）

（第176回国会提出）

- 平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書
- 平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

●未了（3件）

- 平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書
- 平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（5件）

●可決（4件）

- 1 難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案
- 2 第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案
- 3 防衛大臣一川保夫君問責決議案
- 4 国務大臣山岡賢次君問責決議案

●未了（1件）

- 5 内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案

◎規程案（2件）

●可決（2件）

- 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程案
- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

東日本大震災復興特別区域法案(閣法第1号)

(衆議院 23. 11. 29修正議決 参議院 11. 30東日本大震災復興特別委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、復興特別区域基本方針

政府は、東日本大震災復興基本法の基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針に基づき、復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本的な方針（以下「復興特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

二、復興推進計画に係る特別の措置

- 1 その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下「特定被災区域」という。）である地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。内閣総理大臣は、申請があった復興推進計画が復興特別区域基本方針に適合するものである等の基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同意を得てその認定をするものとする。
- 2 認定申請をしようとする特定地方公共団体（4の復興推進協議会を組織するものに限る。）又は認定を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等に関する提案をすることができる。
- 3 内閣総理大臣、指定された国務大臣及び認定地方公共団体等の長は、都道府県の区域ごとに、復興推進計画の区域において復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 4 特定地方公共団体は、作成しようとする復興推進計画並びに内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、復興推進協議会を組織することができる。
- 5 内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画に係る特定被災区域内においては、規制の特例措置を適用するとともに、課税の特例の適用等があるものとする。

三、復興整備計画等に係る特別の措置

- 1 特定被災区域内の地域であって、東日本大震災の被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域であること等に該当し、地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村は、単独で又は都道府県と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成することができる。
- 2 復興整備計画が所要の協議等の手続を経た上で公表されたときは、同計画に記載された事業に係る許認可等がなされたものとみなす等の特別の措置を適用することができる。

四、復興交付金事業計画に係る特別の措置

- 1 特定地方公共団体である市町村は、単独で又は都道府県と共同して、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。
- 2 1の市町村又は都道府県は、復興交付金を充てて復興交付金事業計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、同計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。国は、当該計画に係

る事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で復興交付金を交付することができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等について、国会に対して復興特別意見書を提出できるとともに、国会は、当該意見書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずること、二の3の協議会における協議が調った場合において必要があるときは、内閣総理大臣及び指定された国務大臣は、速やかに、所要の法制上の措置等を講じなければならないこと、内閣総理大臣は、当該協議会の協議結果を国会に報告するとともに、国会は、当該報告を受けた場合において必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずること、復興交付金事業計画に記載する事項に、地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等を含めるとともに、国は必要があると認めるときは、特定地方公共団体等が講ずる措置であって、原子力事業者が賠償すべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23. 12. 2東日本大震災復興特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、水産業の復興に当たっては、地域の漁業者などが一体となった取組に国が十分な支援策を講ずることが基本であることを踏まえ、本法の施行により漁業法の特例措置を導入するに際し、国は、被災地の水産業の健全な発展のために、浜全体の資源・漁場の管理に責任を持ち、その整備につき万全を期した措置を講ずること。

二、復興推進計画の認定申請に当たり、復興推進事業及びこれに関連する事業に係る条例の制定に関連する法令の規定の解釈を求められた場合は、速やかに当該法令の規定の解釈に係る資料の交付を行い、回答を行うに当たっては、復興特別区域に係る制度の趣旨及び目的並びに地方公共団体の自主性及び自立性に十分配慮すること。新たな規制の特例措置等に関する提案に復興推進事業及びこれに関連する事業に係る条例に関する事項が含まれる場合も、同様とすること。

三、新たな規制の特例措置に関する提案がされた場合に、新たな措置を講ずる必要がないと認めるときに行う通知においては、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を添付するものとし、かつ、国と地方の協議会の経過及び内容についての国会報告の際、当該資料を国会に提出するとともに、インターネットで公表すること。

また、復興推進計画の認定申請に当たり確認を求められた法令の規定の解釈が、復興推進事業及びこれに関連する事業に係る条例の制定の可否に係るものである場合は、確認を求めた特定地方公共団体への回答に当たり、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を交付するとともに、当該資料を遅滞なく国会に提出し、インターネットで公表すること。

四、地方公共団体事務政令等規制事業について条例で規制の特例措置を適用するための政省令を定めようとする場合には、当該政省令の案について、当該事業の創設を提案した特定地方公共団体に協議を行うこと。

五、本法第1条の目的及び本法第3章に規定する規制の特例措置の趣旨に鑑み、本法に規定されていないものであっても、特例措置を講ずることにより事務手続が簡素化され、特定地方公共団体にとって有益であると判断されるものについては、速やかに法的措置を講ずること。

六、復興特別区域基本方針を定めるに当たっては、二から五までの項目を具体的に盛り込むこと。

七、国会に対する復興特別意見書の提出等に係る規定や国と地方の協議会における協議結果の国会報告等に係る規定が新設されることに鑑み、地方自治体に対する制度の趣旨や内容の周知を図ること等をはじめとして復興庁が極力地方自治体の立場に立った対応につとめる等により、これらの規定が活用されるよう努めること。

八、特定地方公共団体における復興推進計画の策定に当たっては、必要に応じ、地域の実情を考慮した適切な方法で、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずることができることを助言

すること。
右決議する。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 23. 11. 24可決 参議院 11. 25総務委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正

- 1 題名を「東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に改める。
- 2 東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する震災復興特別交付税を交付できるようにするため、平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の特例として、約1兆6,635億円を加算するとともに、平成23年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設ける。
- 3 震災復興特別交付税の一部を平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。
- 4 震災復興特別交付税の額の設定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設ける。

二、地方交付税法の一部改正

地方団体が東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるために平成23年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費を、平成24年度以降において、基準財政需要額に算入するものとする。

三、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正

平成23年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための不動産取得税に係る特例措置による減収額として総務省令で定める額の100分の75の額を基準財政収入額に加算する特例を設ける。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案(閣法第3号)

(衆議院 23. 11. 24修正議決 参議院 11. 25総務委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人住民税の均等割の標準税率について、道府県民税及び市町村民税いずれも、年額500円を加算した額とする地方税法の特例を定めようとするものである。

なお、衆議院において、個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率の特例について、適用期間を5年間延長するとともに、標準税率に加算する額を引き上げること、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例に関する規定を削除すること等の修正が行われた。

【附帯決議】(23. 11. 29総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、その実現に努めるべきである。

- 一、個人住民税均等割の標準税率の特例措置については、法案の修正の経緯を踏まえ、住民の生命・財産の安全に直結する緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるものであることを明らかにしつつ、国民の理解が得られるよう、周知広報を徹底すること。また、法案の修正に伴い、緊急防災・減災事業の実施に不測の支障が生ずることのないよう措置すること。
- 二、緊急防災・減災事業の実施については、各地方公共団体の自主的判断を尊重するとともに、円滑な事業の執行に向け、適切な支援を行うこと。また、同事業を実施しなかった団体や既定経費の節減等により個人住民税均等割の税率を引き上げることなく同事業を実施した団体を不利益に取り扱うことのないようにすること。
- 三、緊急防災・減災事業の実施に伴い同種の既存事業の縮減が行われ、個人住民税均等割の税率の引上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り替えられたのと同様の結果を招くことのないようにすること。

右決議する。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第4号)

(衆議院 23.11.24修正議決 参議院 11.25財政金融委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別税を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものであり、衆議院において、復興特別たばこ税に係る規定を削除するほか、所要の修正が行われている。

その主な内容は次のとおりである。

一、税外収入に係る措置

- 1 平成24年度から平成27年度までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。
- 2 日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所属替をする。

二、復興特別税の創設

- 1 復興特別所得税を創設し、平成25年1月から平成49年12月（政府原案は平成34年12月）までの間、所得税額に対する2.1%（政府原案は4%）の付加税を課す。
- 2 復興特別法人税を創設し、平成24年度から平成26年度までの間、法人税額に対する10%の付加税を課す。

三、復興債の発行等

- 1 平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）から平成27年度までの各年度において、復興費用の財源として、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行できるとし、償還は平成49年度（政府原案は平成34年度）までの間に行う。

なお、平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）では、復興債の発行限度額として11兆5,500億円が計上されている。

- 2 平成二十三年度一般会計補正予算（第1号）において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができる。

四、復興特別税の収入の使途等

復興特別税等の収入については、復興費用及び復興債の償還費用の財源に充て、また、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金等については、復興債

の償還費用の財源に充てる。

五、附則

- 1 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、復興の状況等を勘案して、復興費用及び復興施策に必要な財源を確保するための措置の在り方について見直しを行う。
- 3 平成34年度までに2兆円相当の償還財源確保を旨として、日本たばこ産業株式会社の株式及びエネルギー対策特別会計所属の株式の保有の在り方について検討を行い、可能な場合には、できる限り早期に処分する。また、日本郵政株式会社の株式について、経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に処分する。
- 4 平成23年度から平成27年度までの間、一般会計決算剰余金の償還財源への活用に努める（衆議院修正により追加）。
- 5 3及び4（政府原案は3）による財源確保が見込まれる場合、復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための措置を講ずる。
- 6 復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成24年度に設置し、必要な法制上の措置を講ずる（衆議院修正により追加）。

【附帯決議】（23.11.29財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金の復興財源への活用の検討に当たっては、予算編成過程において、同勘定の財務の健全性に配慮を行うこと。
- 一 日本たばこ産業株式会社の株式について、政府の保有義務割合を設立時発行済株式総数の2分の1以上から発行済株式総数の3分の1超に引き下げることによる同社株式の売却に当たっては、株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断するとともに、修正後の附則第13条に基づき、更なる同社株式の政府保有義務の見直しの検討に当たって「たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案」する際には、葉たばこ農家や小売店への影響等を十分見極めること。
- 一 修正後の附則第13条に基づき、エネルギー対策特別会計に所属する株式の保有の在り方の見直しの検討に当たって「エネルギー政策の観点を踏まえ」る際には、日本の資源確保に係る権益確保、相手国の協力関係維持への影響等を十分見極めること。
- 一 本法案が多年度にわたる復興債の発行を認めるものであることに鑑み、復興債の発行に当たっては、復興基本法に規定する基本理念に照らして真に東日本大震災からの復興に資する施策の経費に充てること。
右決議する。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（閣法第5号）

（衆議院 23.12.2修正議決 参議院 12.5厚生労働委員会付託 12.9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図るため、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、確定判決又は和解若しくは調停で、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したことを証明した者等に対し、その者の請求に基づき、その病態等に応じた額の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、追加給付金及び訴訟手当金を支給する。特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「給付金」という。）の支給の請求は、原則として、この法律の施行の日から起算して5年を経過する

日までに行わなければならない。

- 二 支払基金は、特定無症候性持続感染者等に対し、その者の請求に基づき、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当を支給する。
- 三 支払基金は、給付金等支給関係業務を行い、当該業務に要する費用に充てるための特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設ける。政府は、支払基金に対し、給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三については、公布の日から施行する。
- 五 政府は、この法律の施行後5年を目途として、給付金等の支給の請求の状況を勘案し、給付金等の請求期限及び支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 六 政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において三の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて（衆議院修正）、確保するものとする。

【附帯決議】（23.12.8厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、不法行為の損害賠償請求権は、不法行為の時から20年を経過すると消滅するが、そのような除斥期間を経過した集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者に対しても、真摯に対応すること。また、今後、除斥期間を経過した肝硬変、肝がんの患者等の感染被害者が提訴した場合には、基本合意書の趣旨、本委員会における厚生労働大臣の答弁等に照らし、裁判所の仲介の下で、誠実に協議するよう努めること。
- 二、適正かつ迅速な和解の実現のため、厚生労働省における和解手続が迅速に行われるように、必要な人員の確保・拡充をはじめ、事務処理体制の整備に努めること。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給関係業務が迅速かつ円滑に行われるように、社会保険診療報酬支払基金の事務処理体制の整備を図ること。
- 三、感染被害者を含む肝炎患者等が、不当な偏見・差別を受けることなく安心して暮らせるように、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者が相当数に及んでいることを含む情報の提供、ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及など、国民に対する広報・啓発に努めること。
- 四、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者の救済手続に関する国民への周知、集団予防接種等の際の注射器の連続使用を含む様々な感染可能性を明示した上での肝炎ウイルス検査の勧奨、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進、医療費助成等、全ての肝炎ウイルス感染者に対し、必要な恒久対策を引き続き講ずるよう努めるとともに、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること。
- 五、給付金等の支給を円滑かつ確実に行うため、必要な安定的な財源を確保し、毎年度、所要の予算を計上すること。
- 六、予防接種における注射筒の使用に関する厚生省の通知が昭和63年まで遅れたことに鑑み、今回の事故の検証を通じて、最新の保健医療上の知見が速やかに医療現場への情報提供及び指導につながるよう体制整備を図ること。

右決議する。

津波防災地域づくりに関する法律案（閣法第6号）

（衆議院 23.12.1可決 参議院 12.1国土交通委員会付託 12.7本会議可決）

【要旨】

本法律案は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、所要の措置等について定めようとするものであ

り、その主な内容は次のとおりである。

一 基本指針

国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとする。

二 津波浸水想定の設定

1 都道府県は、基本指針に基づき、2の津波浸水想定の設定又は変更のために必要な基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

2 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとする。

三 推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することができることとし、推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。

四 推進計画区域における特別の措置

1 土地区画整理事業の事業計画において、津波防災住宅等建設区を定めることができるものとし、施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者は、施行者に対し、換地計画において当該宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができるものとし、施行者は、当該申出が一定の要件に該当すると認めるときは、換地計画において換地を津波防災住宅等建設区内に定めなければならないものとする。

2 津波からの避難に資する建築物の容積率に係る特例を設けるものとする。

3 広域の見地から調整を図る必要があることにより、市町村が策定することが困難であると申し出た集団移転促進事業計画について、都道府県が策定できるものとする。

五 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

津波による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高い等の要件を満たす区域であって、当該区域内の都市機能を津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができるものとする。

六 津波防護施設

津波防護施設の新設、改良その他の管理は、都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

七 津波災害警戒区域

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができるものとする。

八 津波災害特別警戒区域

1 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができるものとする。

2 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が一定の用途であるものをしてしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならないものとする。

九 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【「津波防災地域づくりに関する法律案」及び「津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」附帯決議】 (23.12.6国土交通委員会議決)

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 両法の施行に当たっては、本年6月24日に施行された、津波対策に関する基本法ともいふべき「津波対策の推進に関する法律」に定められた施策が推進されるよう十分配慮すること。
 - 二 東日本大震災の被災地の復興及び東海・東南海・南海地震など津波による大規模な被害の発生が懸念される地域における津波防災地域づくりを促進するため、本法に基づく政省令、基本指針等を早急に制定するとともに、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。
 - 三 本法に基づき、地域ごとの特性を踏まえたハード・ソフトの施策を組み合わせた津波防災地域づくりを推進する中で、海岸堤防の整備も着実に推進すること。
 - 四 市町村が津波防災地域づくりの推進のための事業を実施するに当たっては、地域の実情に応じた自主的な取組が可能となるよう、市町村の要望を踏まえ制度の弾力的な運用に努めるとともに、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講ずること。
 - 五 津波浸水想定の設定に当たっては、国が責任を持って、都道府県に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講ずること。
 - 六 津波災害特別警戒区域の指定に当たっては、地域住民の意向を十分に踏まえるとともに、地域の現況や将来像を十分に勘案すること。
 - 七 津波避難建築物の容積率規制の緩和を行った際には、要件とされている用途に利用されていることを随時確認するとともに、法律違反があれば、立入検査等を含めて適切に対応するよう、特定行政庁に対し、明確な運用基準を示すこと。
 - 八 津波による人的災害を防止・軽減するため、避難施設・避難路等の確保を積極的に支援するとともに、夜間における情報伝達体制や避難経路の確保に十分配慮すること。
 - 九 津波による浸水が想定される地域の住民の円滑な避難を確保するため、津波観測体制の整備を図るとともに、住民のより迅速な避難につながる津波警報の在り方について検討を行うこと。
 - 十 国土交通大臣が実施する特定緊急水防活動が設けられた趣旨を踏まえ、一層の水防団員の確保に努めるとともに、水防団員の安全性の確保、財源の確保など所要の措置を講ずること。
- 右決議する。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第7号)

(衆議院 23.12.1可決 参議院 12.1国土交通委員会付託 12.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする等関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 水防法の一部を次のように改正する。
 - 1 水防計画について、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないものとする。
 - 2 水防管理者等による巡視等の対象に津波防護施設を追加すること。
 - 3 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができるものとする。

二 建築基準法の一部を次のように改正する。

津波防災地域づくりに関する法律に基づく開発行為の許可を受けなければならない場合の擁壁については、確認検査等を要しないものとする。

三 土地収用法の一部を次のように改正する。

津波防護施設に関する事業を、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業とするものとする。

四 都市計画法の一部を次のように改正する。

1 都市施設に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を追加すること。

2 津波災害特別警戒区域内の開発行為の許可に関し、津波防災地域づくりに関する法律上同区域において許可を要する特定開発行為に対応した技術的基準及び手続の特例を設けるものとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から施行すること。

【附帯決議】(23.12.6国土交通委員会議決)

津波防災地域づくりに関する法律案(閣法第6号)と同一内容の附帯決議が行われている。

復興庁設置法案(閣法第8号)

(衆議院 23.12.6修正議決 参議院 12.7東日本大震災復興特別委員会付託 12.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災復興基本法に基づき東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進するため、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること及び主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする復興庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、復興庁の設置

内閣に、復興庁を置く。

二、復興庁の所掌事務

1 復興庁は、行政各部の施策の統一を図るために必要となる、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務等をつかさどる。

2 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理する事務、復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理し、当該要望への対応方針を定め、これに基づく当該要望に係る措置を講ずる事務、復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を一括して要求し、確保し、関係行政機関に配分することの事務、関係地方公共団体の求めに応じて情報の提供、助言その他必要な協力を行う事務並びに東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画の認定及び復興交付金の配分計画に関する事務等をつかさどる。

三、復興庁の組織

1 復興庁の長は、内閣総理大臣とし、復興庁に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣として、二の二の事務を分担管理する。

2 復興庁に、復興大臣を置き、国務大臣をもって充てる。復興大臣は、関係行政機関の長に対する資料の提出請求権、勧告権及び求報告権並びに内閣総理大臣に対する意見具申権を有する。関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。

3 復興庁に、副大臣2人を置くとともに、他の府省の副大臣または大臣政務官の職を占める者をもって充てる副大臣または大臣政務官を置くことができる。復興大臣が指定する副大臣及び

大臣政務官は、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

4 復興庁に、東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること等の事務をつかさどる復興推進会議を置く。復興推進会議は、内閣総理大臣を議長とし、全ての国務大臣等をもって組織する。

5 復興庁に、東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議すること等の事務をつかさどる復興推進委員会を置く。復興推進委員会は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員長及び委員14人以内をもって組織する。

6 復興庁に、地方機関として、岩手県、宮城県及び福島県の各県庁所在地に復興局を置く。

四、復興庁の廃止

復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成33年3月31日までに廃止するものとする。

五、国務大臣の増員等

復興庁が廃止されるまでの間、国務大臣を1人増員し、内閣府の副大臣の定数は、復興副大臣を兼ねる副大臣を除き、3人とする。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、復興庁の任務を東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること及び主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることとすること、所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること、復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理し、当該要望への対応方針を定め、これに基づく当該要望に係る措置を講ずる事務、復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を一括して要求し、確保し、関係行政機関に配分することの事務等を追加すること、関係行政機関の長の復興大臣の勸告尊重義務を明記すること、復興庁に置く副大臣を1人から2人にするとともに、大臣政務官は他の府省の大臣政務官が兼ねることができることとすること、附則において、この法律の施行状況の検討規定及び国会への報告規定を設けることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23.12.8東日本大震災復興特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について万全を期すべきである。

一、復興庁が被災地のニーズにワンストップで対応できるよう権限強化を図る修正が行われた趣旨に鑑み、復興に関する事業については、基本的に復興庁が、予算の要求、計上、配分などを一元的に行うとともに、事業の統括、監理を積極的に実施すること。

二、復興に関する事業のうち、復興庁が一括して要求する事業として政令で定めるものの範囲については、関係地方公共団体の要望に的確に応えられるよう、被災地や被災者に直接役立つ事業を幅広く対象とすること。

三、復興庁の本庁の所在地については、復興庁には、関係行政機関との調整、立法府への対応なども考慮しなければならない一方、被災自治体から被災地に設置するよう強い要望があるとともに、復興庁に被災地において被災自治体や被災者と身近に向き合う機能が求められていることを十分踏まえて検討すること。

四、復興の主体である市町村が復興事業を円滑かつ迅速に行えるよう支援するため、復興局に相應の権限を付与するとともに、被災市町村からの要望を一元的に受理させ、責任を持ってワンストップで対応させること。

五、復興局は、市町村の意向を踏まえ、各府省が持つ人材、ノウハウを総合的に活用し、県とも密接に連携して、必要な措置を講じることにより、復興の主体である市町村を強力に支援すること。

六、沿岸部で甚大な被害を被った市町村が所在し、復興局から距離が遠いなどの事情を有する地域については、支所を設置し、支所においては、現地の相談や要望に適切に対応すること。

七、復興大臣の勸告権について各府省の尊重義務が明記されたことを踏まえ、復興大臣は、勸告権

を背景とした強力な総合調整を行い、縦割りの弊害を打破し、迅速かつ円滑に復興を推進すること。

八、岩手県、宮城県及び福島県以外の被災地域についても、被災自治体に対する支援等を確実に実行できるよう、被災自治体の意見を聞きながら、十分な体制を構築すること。

九、地域の復興は、市町村のみならず、地域の住民、農業者、漁業者、企業、NPO等の多様な主体が協働して行うことが必要であることから、復興庁、復興局及び支所は、被災地、被災者のニーズを的確に把握するとともに、現地において国、地方公共団体、民間事業者その他の多様な復興の推進主体が意見交換し、具体的な復興事業に結び付けていくことができる場などを柔軟に構成するなど、復興事業を迅速かつ円滑に推進できる十分な体制を構築すること。

十、被災自治体が行う復興計画の策定・実行への助言や被災自治体のニーズへのワンストップ対応等を実現するため、復興庁及び復興局の職員には、各府省の制度や復興施策に詳しく情熱ある人材を確保すること。また、自治体職員、定年退職者や民間からの人材も活用すること。

十一、縦割りを排除し、復興局を中心に迅速かつ円滑に復興を推進していくため、必要に応じて国の関係地方行政機関の職員等を復興局の職員に併任することを検討すること。

十二、復興推進委員会の委員の人選に際しては、地域、年齢、性別などを考慮し、多様な意見を反映できるように検討すること。

十三、復興の前提となる災害廃棄物の処理、除染及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理については、住民等への情報提供を的確に行うとともに、専門家の知見及びモデル事業を通じた新たな知見を最大限活用して速やかに進めることとし、復興庁は、原子力災害対策本部と連携して必要な調整及び事業の推進を図ること。

十四、復興庁設置法成立後、速やかに所要の準備を進め、遅くとも平成24年3月11日までには復興庁を発足させること。

十五、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律等原発事故による被害者の権利を擁護するための法律を遅滞なく執行すること。特に、東京電力株式会社による賠償の遅滞又は不足に対しては、国の仮払いを積極的に検討するとともに、賠償の対象から漏れた者に基金の活用を検討すること。

十六、子供や妊婦への詳細な健康診断等の原発事故による被害者に対する施策を迅速に推進すること。

十七、復興の状況を毎年国会に報告する規定が新設された趣旨に鑑み、復興の状況を国民に周知することを通じて、重要課題である復興を強力に推進すること。

右決議する。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長しようとするものである。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 23.12.1可決 参議院 12.1財政金融委員会付託 12.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災(以下「大震災」という。)の被災者等の負担の軽減及び大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めるものであり、

その主な内容は次のとおりである。

一、所得税

- 1 大震災により、所有する住宅が居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合の再取得等住宅に係る住宅ローン控除について、借入金の年末残高の限度額及び控除率を拡充する等、住宅ローン控除の特例を設ける。
- 2 被災市街地復興土地地区画整理事業が施行された場合において、個人の有する土地等について換地を定めない代わりに代替住宅等を取得した場合には、課税の繰延べを適用する等、土地等の譲渡所得の課税の特例を講ずる。

二、法人税

- 1 復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人について、所得金額を限度として積み立てる再投資等準備金制度及び再投資等を行った事業年度における特別償却制度を創設し、新規立地新設企業を5年間無税とする。
- 2 特定激甚災害地域内において新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をし、賃貸の用に供した場合には、5年間、普通償却限度額の50%の割増償却を認める。

三、資産税

- 1 事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）について、認定会社が大震災により受けた被害の態様に応じ、雇用の確保が困難となった場合の要件を緩和する等の措置を講ずる。
- 2 住宅用家屋が大震災により滅失等した者が、その直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の取得等をした場合に、1,000万円まで非課税とする。
- 3 原発警戒区域内に所在する建物の建替え等に係る所有権の保存登記等について、登録免許税を免税とする。

四、消費課税等

- 1 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付の適用対象に、大震災により滅失等した二輪車等を追加する。
- 2 大震災により甚大な被害を受けた中小零細な清酒等の製造者が移出する清酒等について、一定の要件の下、酒税を軽減する。
- 3 被災者が作成する原発警戒区域内に所在する建物の代替建物の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等について、印紙税を非課税とする。

五、施行期日

この法律は別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、600億円程度である。

【附帯決議】（23.12.6財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災からの復興と被災者の生活再建に資する観点から、震災特例税法の執行に当たっては、税制上の手続等をより簡便かつ公平に行い、被災地間で運用上の差異が生じないように、十分に配慮すること。

右決議する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院 23.12.1可決 参議院 12.1総務委員会付託 12.7本会議可決）

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、固定資産税及び都市計画税

- 1 東日本大震災に係る津波により区域の全部又は大部分において家屋が滅失・損壊し、又は土地について従前の使用ができなくなった区域として市町村長が指定した区域内に所在する土地及び家屋に対しては、固定資産税及び都市計画税を課することが適当と認める土地及び家屋として市町村長が指定して公示したものを除いて、平成24年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする措置を講ずる。
- 2 警戒区域設定指示等の対象となった区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案して市町村長が指定した区域内に所在する土地及び家屋に対しては、平成24年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする措置を講ずる。

二、個人住民税

所有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合において所得税における東日本大震災に係る住宅ローン控除の特例の適用を受けたときは、現行の個人住民税における住宅ローン控除の対象とする。

三、不動産取得税

東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地や警戒区域設定指示の対象となった区域内に所在する農用地の所有者等がこれに代わる農用地を取得した場合に、当該被災農用地又は警戒区域内農用地の面積相当分について不動産取得税を課さないようにする特例措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講じようとするものである。

刑法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(先議)

(参議院 23. 11. 21法務委員会付託 12. 2本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、保護観察等の充実強化を図るため、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加える等の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 刑法の一部改正

一 刑の一部の執行猶予

- 1 次に掲げる者が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

ア 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

イ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者

ウ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

- 2 刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、そのうち執行が猶予されなかった部

分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。

二 保護観察

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

三 刑の一部の執行猶予の取消し

刑の一部の執行猶予の言渡しの取消事由についての規定を設ける。

四 刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果

刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑を執行が猶予されなかった期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減軽するとともに、この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

第二 恩赦法の一部改正

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者に対する減刑及び刑の執行の免除についての規定を整備する。

第三 更生保護法の一部改正

一 特別遵守事項の一部改正

特別遵守事項の類型に、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うことを加える。

二 特別遵守事項の特則

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者に対する特別遵守事項の特則についての規定を整備する。

三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その依存の改善に資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関等との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

四 住居の特定

地方更生保護委員会は、保護観察付一部猶予者について、猶予の期間の開始の時までに、生活環境の調整による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三の一の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」附帯決議】(23.12.1法務委員会議決)

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、両法の施行までに、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を図るために必要な体制整備を計画的に進めるとともに、保護観察官の専門性の一層の強化及び増員など、国の更生保護体制に関する一層の充実強化を図ること。

二 刑の一部の執行猶予の適用に当たっては、厳罰化又は寛刑化に偏ることがないように、関係刑事司法機関とその趣旨について情報の共有化に努めるとともに、両法の適正な運用を図るため、その施行状況を把握する体制を整備すること。

三 薬物事犯者の処遇に当たっては、民間の医療・社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる

連携を強化し、その治療体制の拡充及び地域での効果的なフォローアップなど、改善更生及び再犯防止の実効性を高めるための施策の充実を図ること。

- 四 再犯防止及び社会復帰を図る上で、保護司や民間の自立更生支援団体等の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることに鑑み、その支援体制の確立及び十分な財政措置を講ずるとともに、保護観察等における緊密な連携強化を図っていくこと。
- 五 社会貢献活動については、どのような活動・期間が再犯防止等に有効か十分検証を行い、民間の自立更生支援団体等とも緊密な連携を図るとともに、地域住民等関係者の不安を払拭するため、効果的な体制を設けること。
- 六 再犯を防止するためには、刑務所出所者等の就労の促進安定が効果的であることに鑑み、昨今の厳しい雇用・経済情勢に対応したよりきめ細やかな就労支援・雇用確保を一層推進していくこと。
- 七 政府のこれまでの再犯防止施策について適正な評価を行うとともに、両法の対象とならなかった事犯者の再犯防止等を図るため、諸外国で導入されている保護観察の充実強化策の例も踏まえながら、引き続き有効な施策を研究調査し実施できるよう努めること。
- 八 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予が、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することによりその再犯を防ぐためのものであることを踏まえ、本制度の施行後、薬物使用等の罪を犯した者の再犯状況について当委員会に報告するとともに、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 九 東日本大震災の被災地においては、多数の保護司等が活動困難な状態に陥っていることに鑑み、その更生保護体制について、保護司の充足に加え、地方公共団体及び医療・社会福祉関係機関等との連携体制の整備に万全を期するとともに、両法の施行に当たっては、被災地の状況に十分配慮すること。
右決議する。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(閣法第14号)(先議)

(参議院 23. 11. 21法務委員会付託 12. 2本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 趣旨

この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き社会内における処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法の特則を定める。

二 刑の一部の執行猶予の特則

薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

三 刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則

二の者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、猶予の期間中保護観察に付するものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

【附帯決議】(23. 12. 1法務委員会議決)

刑法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)と同一内容の附帯決議が行われている。

国民年金法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国民年金の第三号被保険者に関する記録の不整合に対処するため、届出の行われた不整合期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入することができる期間とみなすほか、本人の希望により当該不整合期間に係る特定保険料を納付することを可能とする等の措置を講じようとするものである。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、労働者の精神的健康の保持増進のための措置を充実するとともに、職場における受動喫煙の防止のために必要な措置を強化する等の措置を講じようとするものである。

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(第174回国会閣法第36号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 21本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生していること等にかんがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業及び家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家賃債務保証業の登録制度の創設

- 1 家賃債務保証業(賃借人の委託を受けて家賃の支払に係る債務を保証することを業として行うことをいう。)を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃債務保証業者に対して、保証委託契約(当該業者が賃借人と締結する契約であって、当該業者が賃借人の家賃債務を保証することを賃借人が委託する内容のものをいう。)の締結前及び締結時に、保証期間・保証金額等の内容を記載した書面を契約の相手方に交付することを義務付けるほか、業務に関して、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止、暴力団員等の使用の禁止、誇大広告の禁止、帳簿の備付け等に係る規制を行う。
- 3 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

二、家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設

- 1 家賃等弁済情報提供事業(家賃債務等の過去の弁済に関する情報(家賃等弁済情報)を収集し、賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする者等に提供する事業(データベース事業)をいう。)を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃等弁済情報提供事業者(以下「登録事業者」という。)に対して、事業の開始前に業務規程を国土交通大臣に届け出ることを義務付けるほか、業務に関して、家賃

等弁済情報の本人への開示義務、秘密を守る義務、記録の保存等に係る規制を行う。

3 登録事業者が家賃等弁済情報の提供をする者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付ける。

4 登録事業者が家賃等弁済情報の提供を依頼する者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付けるほか、提供を受けた家賃等弁済情報の目的外利用を禁止する。

5 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

三、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止

家賃債務保証業者、賃貸事業者、賃貸管理者など家賃関連債権の取立てをする者は、当該取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

1 賃貸住宅の出入口の戸の鍵の交換等

2 賃貸住宅内の物品の持ち出し等

3 社会通念に照らし不相当と認められる時間帯における訪問・電話等

4 賃借人等に対し1から3の言動をすることを告げること

四、罰則について所要の規定を設ける。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第49号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

郵政改革法案(第176回国会閣法第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めようとするものである。

日本郵政株式会社法案(第176回国会閣法第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつ

あまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定める等の措置を講じようとするものである。

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第176回国会閣法第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

地球温暖化対策基本法案(第176回国会閣法第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地球温暖化対策の基本原則として、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行うべきこと、国際的協調の下に積極的に推進することのほか、研究開発とその成果の普及、温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ること等について規定する。また、基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。
- 二、我が国の温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標について、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成32年までに平成2年比で25%削減の達成を目指すこととする。また、長期的な目標について平成62年までに平成2年比で80%削減の達成を目指すこととする。さらに、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標について、平成32年までに一次エネルギー供給量の10%に達することを目標とする。
- 三、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとする。
- 四、国が講ずべき基本的施策として、国内排出量取引制度を創設することとし、必要な法制上の措置について、法施行後1年以内に成案を得ることとする。また、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得よう、検討を行うこととする。さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を創設することとする。このほか、原子力に係る施策、エネルギー使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興等の施策を行うこととする。
- 五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標に関する規定については、すべての主要国が公平かつ実効性ある国際的な枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第2号)

(衆議院 23. 11. 24修正議決 参議院 11. 25財政金融委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、法人税率の引下げ、納税環境の整備等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法人課税

- 1 国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げ、法人税率を30%から25.5%へ4.5%引き下げる。
- 2 中小法人に対する軽減税率（中小企業者等の法人税率の特例）を18%（本則22%）から15%（本則19%）へ3%引き下げる。
- 3 法人実効税率の引下げとあわせ、特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、減価償却の見直しや大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等を行う。

二、納税環境整備

税務調査手続の法令上の明確化、更正の請求期間の延長等及び処分理由附記の実施等を行う。

三、その他

既存の租税特別措置の整理合理化を行うほか、所要の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行する。

なお、第177回国会において、この法律の題名を改め、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」に規定される措置に関する改正規定を削除する等の内閣修正が、また、今国会において、施行期日等を修正し、国税通則法改正に係る一部の規定を削除する等の内閣修正が、それぞれ行われている。さらに、衆議院において、所得税の諸控除の見直し、相続税の基礎控除・税率構造の見直し及び地球温暖化対策のための課税の特例の創設等の措置を削除する修正が行われている。

また、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約7,300億円である。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第4号)

(衆議院 23. 11. 24修正議決 参議院 11. 25総務委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における退職所得の10パーセント税額控除廃止、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等を行おうとするものである。

なお、第177回国会において、この法律の題名を改めるとともに、期限の到来する税負担軽減措置等をはじめとして、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制を整備するための措置について削除する等の内閣修正が、また、今国会において、施行日等について所要の修正を加えるとともに、地方税に関する税務調査手続の見直しに関する改正規定中新たな税務調査手続の追加に係る規定について削除する等の内閣修正がそれぞれ行われた。

また、衆議院において、法律の題名を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」に改めるとともに、個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定を削除する等の修正が行われた。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第21号)

(衆議院 第177回国会23. 5. 31可決 参議院 8. 30外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、防衛審議官の新設、防衛医科大学校の看護師養成課程の新設、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定を整備しようとするものである。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第22号)

(衆議院 23.12.1修正議決 参議院 12.1厚生労働委員会付託 12.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成23年度において2分の1とする等のため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

- 一 国庫は、平成23年度については、3分の1に1000分の32を加えた率(以下「36.5パーセント」という。)の国庫負担割合に基づく負担額のほか、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する公債の発行による収入金を活用し、当該額と2分の1の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担するものとする。
- 二 平成24年度から所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度の前年度までの間の基礎年金の国庫負担については、必要な税制上の措置を講じた上で、国庫が36.5パーセントの国庫負担割合に基づく負担額と2分の1の国庫負担割合に基づく負担額との差額を負担するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 三 老齢基礎年金の額の計算に関し、平成23年度に係る保険料免除期間について、保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の2分の1と算定する等の措置を講ずる。

第二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律等の一部改正

国家公務員共済組合法等について、第一の一及び二の改正に準じた改正を行う。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、第一の一の平成23年度の国庫負担割合を2分の1とするための財源に関する規定について、第177回国会及び第179回国会において内閣修正が行われ、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する公債の発行による収入金を活用することとされた。また、衆議院において、第一の二の平成24年度からの国庫負担割合を2分の1とするための財源に関する規定について、「必要な税制上の措置を講じた上で」とする旨の修正が行われた。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第177回国会閣法第26号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針の策定並びに特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講じようとするものである。

交通基本法案(第177回国会閣法第33号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等の措置を講じようとするものである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第74号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員の労働関係に関する法律案(第177回国会閣法第75号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

公務員庁設置法案(第177回国会閣法第76号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置しようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第177回国会閣法第77号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公

務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(第177回国会閣法第78号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講じようとするものである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第79号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めようとするものである。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第80号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定めようとするものである。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減しようとするものである。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人件費の総額を100分の20以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めようとするものである。

雨水の利用の推進に関する法律案(参第3号)

(参議院 23.12.7国土交通委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故により放出された放射性物質による著しい汚染が相当範囲にわたって生じており、当該汚染の除去が容易でない土地等の存在が見込まれること等に鑑み、当該汚染に係る対策に関する国の社会的な責任と果たすべき役割を踏まえ、特定原子力被災地域における今後の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民その他の関係者の生活再建等の促進に資する施策について、国の積極的な取組による推進に関する事項を定めようとするものである。

エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、エネルギー基本計画の変更に係る検討及び当該検討の結果に基づきエネルギー基本計画が変更された場合における国会への報告並びにこれに関し国会が発議する原子力発電の継続についての国民投票等について定めようとするものである。

実用発電用原子炉等の運転の再開についての関係都道府県知事の同意及びこれに係る住民

投票に関する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、定期検査の後の実用発電用原子炉等の運転の再開について関係都道府県知事の同意を得ることとするとともに、当該同意に係る住民投票に関する事項について定めようとするものである。

平成二十三年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成23年東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに関し、周辺住民等の不安の解消及び継続的な健康管理を図り、併せて放射線が人の健康に与える影響に関する科学的知見の充実及び活用を図るため、健康調査等事業を実施するとともに、健康調査の結果の施策への反映等について定めようとするものである。

放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

放射線業務従事者の安全と健康を確保することの重要性に鑑み、放射線業務従事者の放射線による障害を防止することに資するため、放射線障害防止関係法令の規定に基づき測定され又は記録された放射線業務従事者の業務上受けた放射線の線量に関する情報を適正に管理することにより、放射線業務従事者の被ばく線量の把握を容易にしようとするものである。

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(第176回国会参第1号)

(参議院 第176回国会22.12.2外交防衛委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶並びにソマリア沖における海賊行為等の抑止等のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、テロ対策海上阻止活動又は海賊行為等対処活動を行う諸外国の軍隊等に対する自衛隊による補給支援活動の実施に関する規定を整備しようとするものである。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(第176回国会参第3号)

(参議院 第176回国会22.12.2厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めようとするものである。

郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)

(参議院 第176回国会22. 12. 3総務委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について平成21年10月20日の閣議決定に基づく見直しに係る措置が講じられていること等により郵政民営化の進捗が滞る事態が生じていることにかんがみ、これを確実に推進するため、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止するとともに、当該閣議決定に基づく郵政民営化の見直しに係る措置の中止等について定めようとするものである。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会参第7号)

(参議院 第177回国会23. 8. 26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとするとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(第177回国会参第8号)

(参議院 第177回国会23. 8. 26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

国家公務員、地方公務員等が国、地方公共団体等の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(第177回国会参第10号)

(参議院 第177回国会23. 8. 30経済産業委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東北地方太平洋沖地震による災害に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害を防止するため、原子力発電所等の緊急安全評価を行うこと等について定めようとするものである。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第177回国会参第12号)

(参議院 第177回国会23. 7. 29本会議修正議決 衆議院 11. 15修正議決 参議院 11. 16東日本大震災復興特別委員会付託 11. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、対象事業者に対し、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の組織・体制

- 1 機構は、主務大臣の認可により一を限って設立する株式会社とし、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行う。
- 2 機構の資金借入れ等について、政府保証を付することができる。

二、対象事業者

再生支援を受けることができる対象事業者は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者（農林水産業者、医療法人等を含む。）であって、被災地域において債権者等と協力してその事業の再生を図ろうとするものとする。

三、機構の業務

- 1 機構は、支援決定を行った対象事業者に対して、リース業者を含む金融機関等が有する債権の買取り、資金の貸付け、債務保証、出資、専門家の派遣、担保財産の取得等により、その事業の再生を支援する。
- 2 機構は、原則として、機構成立の日から5年以内に支援決定を行うとともに、支援決定から15年以内に事業者に対する再生支援を完了するよう努める。
- 3 再生支援の決定等を行うに際して従うべき支援基準を主務大臣が定めるに当たっては、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮するとともに、東日本大震災復興基本方針等との整合性に配慮しなければならない。

四、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、第177回国会において参議院で修正が行われ、今国会において衆議院で、機構の業務に関する事項、買取価格等に関する事項、債権の管理及び処分に関する事項、政策金融機関の協力に関する事項、産業復興相談センター及び産業復興機構との連携に関する事項等についての修正が行われた。

【附帯決議】（23.11.18東日本大震災復興特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全の措置を講ずるべきである。

- 一 本支援機構と各県の産業復興機構とのすみ分けに関し、各県の産業復興機構は各県が実情に応じて支援対象を決めており、その整理を尊重すること。また、支援機構の債権（リース債権及び信用保証協会等の求償債権を含む。）の買取業務の対象は、各県の産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものとするとともに、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的に対象とし、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、支援の拡充を図ること。
- 二 本支援機構と各県の産業復興機構の運用については、ともに、被災した事業者の事業の再生を確保するために十分な措置を講ずるとともに、被災事業者の支援、両制度の利用しやすさを第一に考え、業務運営における密接な連携等を確保すること。
- 三 支援機構は、被災した事業者の支援に万全を期すため、各県の信用保証協会等が対象事業者の債務の保証に基づき取得した求償権についても、積極的に買取りに努めること。
- 四 信用保証協会等は、支援機構による買取り申込み等の求めに応じるよう努めること。また、当該対象事業者に対する新たな資金の貸付けについて、民間金融機関が自らの責任でも貸付けを行う際には、当該対象事業者への資金の供給が円滑に行われるよう、当該対象事業者の資金の借入れに係る債務の保証を行うよう努めること。
- 五 支援機構は、被災した事業者の債務の負担を軽減しつつその再生を支援するという本法の目的を十分に踏まえ、適切な担保の評価なども踏まえた債権の買取り並びに当該債権の管理及び処分（債務の免除、弁済の猶予等を含む。）を行うこと。
- 六 支援機構の本店所在地については、本法の対象事業者が東日本大震災によって過大な債務を負っている事業者であり、これら事業者の債務の負担の軽減と事業の再生の支援が早急に求められていることに鑑み、これら事業者にとって利便性の高い地域となるよう検討すること。
- 七 支援機構は、本法の適切かつ円滑な執行が可能となるよう、必要な体制を整備すること。あわせて、政府においても、支援機構の行う業務その他の二重ローン問題への対応の重要性に十分配慮した定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。
- 八 政府保証枠を含む予算措置については、支援機構の成立までに、予備費の活用などにより責任を持って対応すること。

右決議する。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律(第177回国会参第16号)

(参議院 第177回国会23.8.19総務委員会付託 8.26本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被害が甚大であることから、その被害を受けた市町村に対し、当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧・災害復興のための事業事務（以下「災害復旧復興事業等」という。）に要する経費に充てるために交付金を交付しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、災害復旧復興事業等に係る交付金の交付

国は、特定被災市町村（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で、災害復旧復興事業等に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付する。

二、交付金の交付に係る基本方針及び交付金の交付の申請等

- 1 総務大臣は、交付金の交付に係る基本方針を定めなければならないが、同基本方針には、交付金を充てる災害復旧復興事業等の範囲、交付金の交付の基準その他の事項を定めるものとする。
- 2 交付金の交付を受けて災害復旧復興事業等を実施しようとする特定被災市町村は、1の基本方針に基づき、都道府県知事を経由して総務大臣に、実施しようとする災害復旧復興事業等を記載した申請書を提出するものとする。
- 3 総務大臣は、2の申請書の提出があった場合は、交付金の交付の対象となる災害復旧復興事業等（以下「交付金対象事業等」という。）及び交付金対象事業等の全部又は一部に充てる交付金の総額を決定し、都道府県知事を経由して特定被災市町村に通知する。
- 4 特定被災市町村は、基本方針に基づき、交付金対象事業等を一括して事業等実施計画を作成し、都道府県知事を経由して総務大臣に提出する。

三、その他

- 1 交付金は、翌年度以降に繰り越して使用することができる。
- 2 実績報告は、事業等実施計画のうちの交付金対象事業等ごとに行うことを要しない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(第177回国会参第21号)

(参議院 第177回国会23.8.12文教科学委員会付託 8.22本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、その3分の2を補助するものとする。
- 二、国は、東日本大震災により被害を受けた専修学校又は各種学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該専修学校又は各種学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その3分の2を補助することができるものとする。

- 三、国は、私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の用に供される建物等の東日本大震災に係る災害復旧に係る事業であつて、政令で定める基準に該当する地方公共団体が助成を行うものについて、当該地方公共団体の負担を軽減するため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとする。
- 四、日本私立学校振興・共済事業団は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の設置者に対し、通常の条件よりも有利な条件で資金を貸し付け、貸付金に係る元金の償還又は利息の支払を猶予する等私立学校教育に対する援助に努めるものとする。
- 五、政府は、私立の学校等の用に供される建物等の災害の予防及び災害が発生した場合における復旧に関し必要な財政上の措置その他の措置に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会参第23号)

(参議院 第177回国会23. 8. 30農林水産委員会付託 継続審査)

【要旨】

鳥獣による農林水産業や生活環境に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合における市町村長による都道府県知事に対する要請、鳥獣被害対策実施隊員による緊急的な有害鳥獣の捕獲等、捕獲した鳥獣の食品としての利用、有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保、狩猟免許の有効期間の延長、ライフル銃の所持許可の要件の緩和等に関する規定の整備を行う。

予 算

平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(衆議院 23.11.10可決 参議院 11.10予算委員会付託 11.21本会議可決)

【概要】

平成23年10月21日、平成二十三年度第3次補正予算が閣議決定された。同補正予算は、3月11日に発生した東日本大震災からの本格的な復興に資するために必要となる経費の追加等を行うために編成された。

歳出面では、1. 東日本大震災関係経費として、災害救助等関係経費941億円、災害廃棄物処理事業費3,860億円、公共事業等の追加1兆4,734億円、災害関連融資関係経費6,716億円、地方交付税交付金1兆6,635億円、東日本大震災復興交付金1兆5,612億円、原子力災害復興関係経費3,558億円、全国防災対策費5,752億円、その他の東日本大震災関係経費2兆4,631億円、年金臨時財源の補てん2兆4,897億円が計上される一方、既定経費の減額として、子ども手当の減額1,155億円、自衛隊活動経費等の減額294億円、エネルギー対策特別会計への繰入の減額200億円が行われている。歳入面では、その他収入187億円の増収を見込むほか、公債金について、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定による公債の発行1兆5,500億円を行うこととしている。

また、2. その他の経費として、台風第12号等に係る災害対策費3,203億円、その他7億円が計上される一方、東日本大震災復旧・復興予備費の減額2,343億円が行われている。歳入面では、その他収入748億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入119億円を計上することとしている。

さらに、3. B型肝炎関係経費として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等480億円が計上される一方、既定経費の減額として、年金特別会計業務勘定繰入の減額202億円が行われている。歳入面では、その他収入279億円の増収を見込んでいる。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加1兆6,832億円を加えた補正後の規模は、106兆3,987億円となった。

平成二十三年度第3次補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 東日本大震災関係経費	115,687	1. 東日本大震災関係経費に充てる歳入	115,687
(1) 災害救助等関係経費	941	(1) 雑収入	187
①災害救助費	301	(2) 公債金	115,500
②生活福祉資金貸付事業費	165	2. その他の経費に充てる歳入	867
③被災者緊急支援経費	475	(1) 政府資産整理収入	94
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,860	(2) 雑収入	654
(3) 公共事業等の追加	14,734	(3) 前年度剰余金受入	119
①災害復旧等事業費	8,706	3. B型肝炎関係経費に充てる歳入	279
②一般公共事業関係費	1,990	(1) 雑収入	279
③施設費等	4,038		
(4) 災害関連融資関係経費	6,716		
(5) 地方交付税交付金	16,635		
(6) 東日本大震災復興交付金	15,612		
(7) 原子力災害復興関係経費	3,558		
(8) 全国防災対策費	5,752		
(9) その他の東日本大震災関係経費	24,631		
(10) 年金臨時財源の補てん	24,897		
(11) 既定経費の減額	△ 1,648		
①子ども手当の減額	△ 1,155		
②自衛隊活動経費等の減額	△ 294		
③エネルギー対策特別会計の見直し	△ 200		
2. その他の経費	867		
(1) 台風第12号等に係る災害対策費	3,203		
(2) その他	7		
(3) 東日本大震災復旧・復興予備費の減額	△ 2,343		
3. B型肝炎関係経費	279		
(1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等	480		
(2) 年金特別会計業務勘定繰入の減額	△ 202		
歳出計	116,832	歳入計	116,832

条 約

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)(先議)

(参議院 23. 11. 21外交防衛委員会付託 11. 30本会議承認 衆議院 12. 9承認)

【要旨】

この協定は、我が国とペルーとの間において、物品及び国境を越えるサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2011年(平成23年)5月31日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文225箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約国は、自由貿易地域を設定する。
- 二、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

アスパラガス(生鮮のもの)、製材等について、関税を即時撤廃。アメリカおおかいか、アスパラガス調製品等について、協定発効後10年間で関税を撤廃。一部の鶏肉及び鶏肉調製品並びに飲料用のとうもろこし等について、関税割当てを設定

ロ 鉱工業品

ほぼ全ての品目について、関税を即時撤廃

2 ペルーによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

清酒等について、関税を即時撤廃。柿について、協定発効後5年間で関税を撤廃。ながいも、梨等について、発効後7年間で関税を撤廃。りんご、緑茶等について、発効後15年間で関税を撤廃

ロ 鉱工業品

乗用車について、協定発効後4年間から9年間で関税を撤廃。二輪車について、発効後5年間から9年間で関税を撤廃。伝動軸について、関税を即時撤廃。サスペンション、ガスケット、強化ガラス等について、発効後3年間から10年間で関税を撤廃。鉄鋼製のボルト及びナットについて、発効後4年間で関税を撤廃。テレビ、ブルーレイディスクレコーダー等について、関税を即時撤廃。リチウムイオン電池、鉛蓄電池等について、発効後9年間で関税を撤廃。医薬品について、発効後5年間から10年間で関税を撤廃。ボールペンについて、発効後10年間で関税を撤廃

- 三、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。なお、輸出締約国が予め認定した輸出者については、自ら原産地を申告することを認める。

- 四、日本国とペルー共和国との間の投資協定は、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

- 五、両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

- 六、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

- 七、一方の締約国は、他方の締約国の商用目的の国民であって、現行の出入国管理に関する措置に適合するものに対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

- 八、一方の締約国は、政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し、並びに他方の締約国の供給者で他方の締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、内国民待遇を与える。
- 九、両締約国は、知的財産の十分に、効果的かつ無差別な保護を確保し、知的財産権を行使するための措置をとり、並びに知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。
- 十、各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。
- 十一、一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内で事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。
- 十二、両締約国は、貿易及び投資の促進、製造業等の分野において相互の利益に資する協力を促進する。
- 十三、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(先議)

(参議院 23. 11. 21外交防衛委員会付託 11. 30本会議承認 衆議院 12. 9承認)

【要旨】

この改正議定書は、2005年(平成17年)に効力を生じた現行の経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定について、両国間で物品の貿易の更なる自由化及び円滑化を目指した改正交渉が行われた結果、2011年(平成23年)9月22日にメキシコ市において署名されたものである。

この改正議定書は、前文、本文6箇条及び末文並びに改正議定書の不可分の一部を成す付表から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行協定で定める原産地証明書に加え、認定輸出者による原産地申告を原産地証明とする。
- 二、我が国は、牛肉、豚肉及び鶏肉に関し、関税割当数量を協定発効後12年目(2016年)までに段階的に拡大し、鶏肉の枠内税率を平成22年度初めの実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の42パーセントを減じて得た税率とする。また、オレンジに関し、関税割当数量を8年目(2012年)から12年目までの各年についてそれぞれ4,100トンとするとともに、枠内税率を12年目までに段階的に削減し、12年目の6月1日から11月30日までは5パーセント、12月1日から翌年5月31日までは10パーセントとする。さらに、オレンジジュースに関し、関税割当数量を8年目の6,800トンから毎年300トンずつ拡大し、12年目については8,000トンとするとともに、枠内税率を段階的に削減し、12年目には5.3パーセントから7.4パーセント又は1キログラムにつき5円70銭の従量税率のいずれか高い方とする。

我が国は、アガベシロップ(りゅうぜつらんから作られる果糖水)について関税割当ての設定を約束し、その割当数量は、8年目の50トンから毎年10トンずつ拡大し、12年目については90トンとする。枠内税率は、25パーセント又は1キログラムにつき12円50銭の従量税率のいずれか高い方とする。

- 三、メキシコは、一部の自動車部品、インクジェットプリンタ用紙及びみかんについて、2012年4月1日に関税を撤廃する。また、りんご及び緑茶について関税割当ての設定を約束し、その割当数量は、8年目から12年目までの各年についてそれぞれ500トンとし、枠内税率は、輸入時の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の50パーセントを減じて得た税率とする。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣条第2号)

(衆議院 23. 12. 6承認 参議院 12. 6外交防衛委員会付託 12. 9本会議承認)

【要旨】

この協定は、原子力の平和的利用に関する日本とロシアとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、2009年(平成21年)5月12日に東京で署名された。この協定は、前文、本文18箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A、B及びCから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用されない。
- 二、この協定の適用を受ける核物質は、日本国内においては、日本と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。ロシア国内においては、原則として、ロシアと国際原子力機関との間の保障措置協定に規定する保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設に置くものとし、又は、保障措置に関する補助的措置であって両締約国政府が書面により合意するものが適用されることを条件として、当該保障措置の適用上適格性を有するが国際原子力機関が選択していない施設に置くことができる。
- 三、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が遵守されることを確保する。
- 四、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの採用した基準（少なくともこの協定の附属書Cに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置を維持する。
- 五、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国の管轄の外（供給締約国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。
- 六、この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国の管轄内において、同位元素ウラン235の濃縮度が20パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。
- 七、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告した日の後30日目の日に効力を生ずる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求める件(第177回国会閣条第3号)

(衆議院 23.12.6承認 参議院 12.6外交防衛委員会付託 12.9本会議承認)

【要旨】

この協定は、原子力の平和的利用に関する日本と韓国との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、2010年(平成22年)12月20日に東京で署名された。この協定は、前文、本文16箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書及び議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
- 二、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。
- 三、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が、これらの条約に基づく各締約国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。
- 四、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの

- 協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 五、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国の管轄の外（供給締約国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。
- 六、この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国の管轄内において、同位元素ウラン235の濃縮度が20パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。
- 七、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣条第4号)

(衆議院 23. 12. 6承認 参議院 12. 6外交防衛委員会付託 12. 9本会議承認)

【要旨】

この協定は、原子力の平和的利用に関する日本とベトナムとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、2011年(平成23年)1月20日にハノイで署名された。この協定は、前文、本文15箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
- 二、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。
- 三、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び原子力の安全に関する条約に適合するように行動する。
- 四、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。
- 五、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国の管轄の外（供給締約国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。
- 六、この協定の適用を受ける核物質は、両締約国政府が別段の合意をしない限り、ベトナムの管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。
- 七、各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣条第14号)(先議)

(参議院 第177回国会23. 3. 31本会議承認 衆議院 12. 6承認 参議院 12. 6外交防衛委員会付託 12. 9本会議承認)

【要旨】

この協定は、原子力の平和的利用に関する日本とヨルダンとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、2010年(平成22年)9月10日にアンマンで署名された。この協定は、前文、本文15箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、原子力の平和的非爆発目的利用のためにのみ行い、協定に基づいて

移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

二、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。

三、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動する。

四、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。

五、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国の管轄の外（供給締約国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

六、この協定の適用を受ける核物質は、ヨルダンの管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

七、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件(第177回国会閣承認第6号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置しようとするものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 23.12.1承諾 参議院 12.1決算委員会付託 12.9本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から21年12月22日までの間に使用を決定した金額は626億円で、その内訳は、①新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費280億円、②新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費213億円、③母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費57億円などである。

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 23.12.1承諾 参議院 12.1決算委員会付託 12.9本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算総額9,924億円のうち、平成21年12月15日から22年1月20日に使用を決定した金額は50億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費50億円、②農業共済再保険特別会計農業勘定における農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費0.3億円である。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 23.12.1承諾 参議院 12.1決算委員会付託 12.9本会議承諾)

【要旨】

平成21年6月30日から21年11月27日までの間に決定した経費増額総額は390億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額138億円、②社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額130億円などである。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 23.12.1承諾 参議院 12.1決算委員会付託 12.9本会議承諾)

【要旨】

平成22年2月23日から22年3月26日までの間に決定した経費増額総額は125億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額118億円、②国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額6億円である。

平成二十二年一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成二十二年一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,996億円のうち、平成22年6月18日から22年9月24日までの間に使用を決定した金額は9,996億円で、その内訳は、①優良住宅取得支援事業に必要な経費2,235億円、②低炭素型雇用創出産業立地推進事業に必要な経費1,100億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費1,000億円などである。

平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から22年11月8日までの間に使用を決定した金額は961億円で、その内訳は、①水俣病被害者の救済に必要な経費404億円、②口蹄疫まん延防止対策に必要な経費226億円、③家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費96億円などである。

平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成22年7月6日から22年12月7日までの間に決定した経費増額総額は912億円で、その内訳は、①社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額612億円、②社会資本整備事業特別会計治水勘定における防災・震災対策に係る河川事業及び砂防事業に必要な経費の増額135億円などである。

平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から23年3月30日までの間に使用を決定した金額は687億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費301億円、②災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費300億円、③東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に必要な経費53億円などである。

平成二十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆8,497億円のうち、平成23年2月4日から23年3月18日に使用を決定した金額は29億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費28億円、②農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費1億円である。

平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成23年2月22日から23年3月29日までの間に決定した経費増額総額は1,520億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1,520億円である。

決算その他

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第177回国会23. 2. 16決算委員会付託 12. 9本会議是認しない)

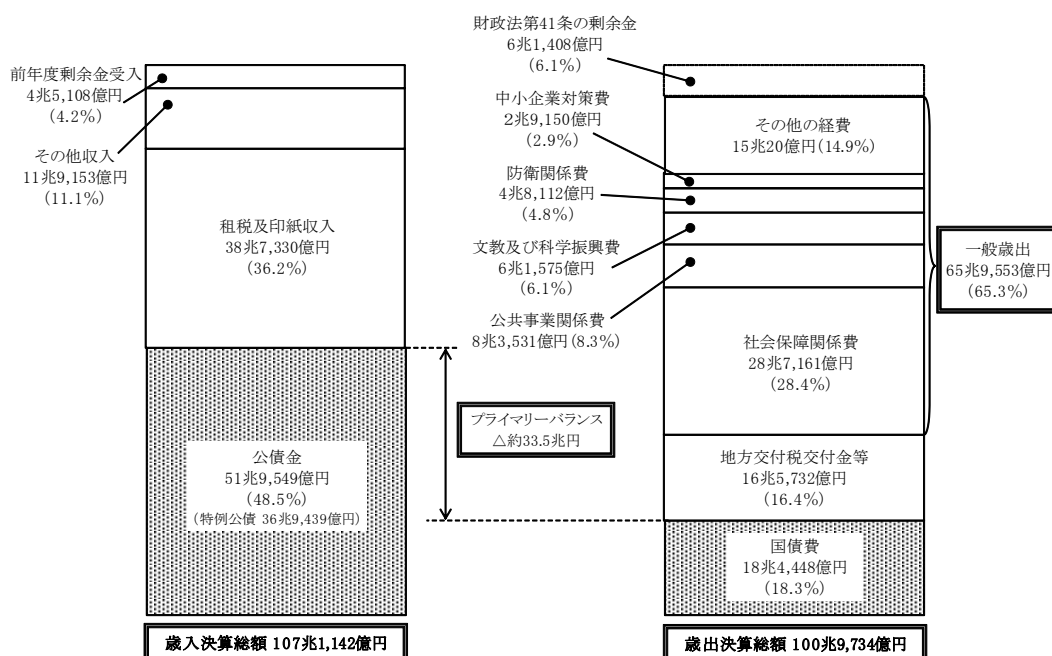
平成二十一年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は107兆1, 142億円、歳出決算額は100兆9, 734億円であり、差引き6兆1, 408億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十二年一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆6, 246億円である。

平成二十一年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は377兆8, 931億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は348兆600億円である。

平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は50兆4, 845億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は49兆7, 737億円であるため、差引き7, 108億円の剰余を生じた。

平成二十一年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2, 771億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆5, 300億円である。

〈平成二十一年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成21年度 決算の説明」より作成

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第177回国会23. 2. 16決算委員会付託 12. 9本会議是認しない)

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書における21年度中の国有財産の差引純増加額は5兆58億円、21年度末現在額は107兆3,748億円である。

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第177回国会23. 2. 16決算委員会付託 12. 9本会議是認)

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書における21年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は52億円、21年度末現在額は1兆834億円である。

平成二十二年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十二年年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は100兆5,345億円、歳出決算額は95兆3,123億円であり、差引き5兆2,222億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十三年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆4,651億円である。

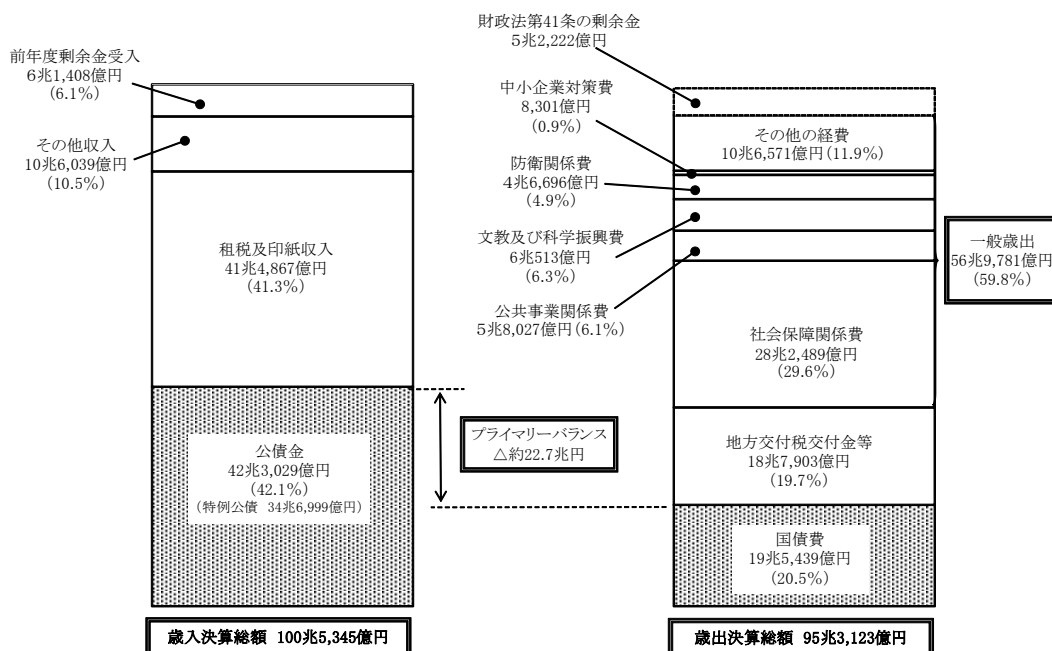
平成二十二年年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決

算額は386兆9,849億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は345兆740億円である。

平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は51兆3,859億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は50兆7,222億円であるため、差引き6,637億円の残余を生じた。

平成二十二年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,044億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆4,063億円である。

〈平成二十二年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成22年度 決算の説明」より作成

(注)一般歳出には、表示項目のほか、平成20年度決算不足補てん繰戻の金額(7,181億円)を含んでいる。

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書における22年度中の国有財産の差引純減少額は6兆1,808億円、22年度末現在額は101兆1,939億円である。

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書における22年度中の国有財産の無償貸付の差引純

減少額は236億円、22年度末現在額は1兆598億円である。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派	
郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分等に関する法律を廃止する等の法律案(中西健治君発議)(第176回国会参第4号)	22.11.19 (176回)	—	—	—	— 22.12.3 (176回)	—	—	継続審査			—	—	—	46	
平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第2号)	23.10.28	(11.7) 11.7 総務	11.22 可決(全)	11.24 可決(全)	(11.25) 11.25	11.25	11.29 質疑	11.29 可決(全)	11.30 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	12.2 116号	24		
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案(関法第3号)	23.10.28	(11.7) 11.7 総務	11.22 修正(多) 附帯決議	11.24 修正(多)	(11.25) 11.25			11.29 可決(多) 附帯決議	11.30 可決(多)	民主、自民、 公明、日改、 国民、無	みんな、共産、 社民、無	12.2 118号	24		
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(第177回国会関法第4号)※	23.1.28 (177回)	(2.15・177回) 10.20 総務	11.22 修正(多)	11.24 修正(多)	— 11.25			11.29 可決(多)	11.30 可決(多)	民主、自民、 公明、日改、 国民、無	みんな、共産、 社民、無	12.2 115号	40	10.28 衆へ内閣 修正要求 10.28 衆承諾	
地方税法の一部を改正する法律案(関法第11号)	23.11.4	— 11.24 総務	12.1 可決(全)	12.1 可決(全)	— 12.1			12.6 可決(全)	12.7 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	12.14 120号	33		

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
刑法等の一部を改正する法律案(関法第13号)☆	23.11.4	— 12.8 法務	継続審査		— 11.21	11.22	11.24 質疑 11.29 参考人 12.1 質疑	12.1 可決(全) 附帯決議	12.2 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	—	34	
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(関法第14号)☆	23.11.4	— 12.8 法務	継続審査		— 11.21			12.1 可決(全) 附帯決議	12.2 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	—	36	

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(佐藤正久君外1名発議)(第176回国会参第1号)	22.10.26 (176回)	—	—	—	— 22.12.2 (176回)	—	—	継続審査			—	—	45	
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第21号)※	23.2.8 (177回)	—	—	—	— 8.30 (177回)	—	—	審査未了			—	—	40	第177回国会衆議院において議決
経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)☆	23.11.1	— 12.6 外務	12.9 承認(多)	12.9 承認(多)	— 11.21	11.22	11.29 質疑	11.29 承認(全)	11.30 承認(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民、 国民、無	共産	/	52	
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)☆	23.11.1	— 12.6 外務	12.9 承認(多)	12.9 承認(多)	— 11.21			11.29 承認(全)	11.30 承認(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民、 国民、無	共産		53	
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣条第2号)	23.2.22 (177回)	— 10.20 外務	12.2 承認(多)	12.6 承認(多)	— 12.6	12.6	12.8 質疑	12.8 承認(多)	12.9 承認(多)	民主、自民、 日改、国民、 無	公明、みんな、 共産、社民、 無	/	53	
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣条第3号)	23.2.22 (177回)	— 10.20 外務	12.2 承認(多)	12.6 承認(多)	— 12.6			12.8 承認(多)	12.9 承認(多)	民主、自民、 日改、国民、 無	公明、みんな、 共産、社民、 無		54	
原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣条第4号)	23.2.22 (177回)	— 10.20 外務	12.2 承認(多)	12.6 承認(多)	— 12.6			12.8 承認(多)	12.9 承認(多)	民主、自民、 日改、国民、 無	公明、みんな、 共産、社民、 無		55	
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣条第14号)☆	23.3.8 (177回)	— 10.20 外務	12.2 承認(多)	12.6 承認(多)	— 12.6			12.8 承認(多)	12.9 承認(多)	民主、自民、 日改、国民、 無	公明、みんな、 共産、社民、 無		55	第177回国会参議院において議決

財政金融委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第4号)	23.10.28	(11.7) 11.7 財務金融	11.22 修正(多) 附帯決議	11.24 修正(多)	(11.25) 11.25	11.25	11.29 参考人/ 質疑	11.29 可決(多) 附帯決議	11.30 可決(多)	民主、自民、 公明、日改、 国民、無	みんな、共産、 社民、無	/	12.2 117号	25	
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第2号)※	23.1.25 (177回)	(2.15/177回) 10.20 財務金融	11.22 修正(多)	11.24 修正(多)	— 11.25			11.29 可決(多)	11.30 可決(多)	民主、自民、 公明、日改、 国民、無	みんな、共産、 社民、無		12.2 114号	40	10.28 衆へ内閣修正要求 10.28 衆承諾
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)	23.11.4	— 11.28 財務金融	11.30 可決(全)	12.1 可決(全)	— 12.1	12.1	12.6 質疑	12.6 可決(全) 附帯決議	12.7 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	12.14 119号	32		

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(松あきら君外5名発議)(第176回国会参第3号)	22.11.19 (176回)	—	—	—	— 22.12.2 (176回)	—	—	継続審査		—	—	—	45		
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第22号)※	23.2.14 (177回)	— 10.20 厚生労働	11.30 修正(多)	12.1 修正(多)	— 12.1	12.1	12.6 質疑	12.6 可決(多)	12.7 可決(多)	民主、自民、 公明、日改、 社民、国民、 無	みん、共産	12.14 121号	41	10.28 衆へ内閣 修正要求 10.28 衆承諾	
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案(閣法第5号)	23.10.28	— 11.29 厚生労働	12.2 修正(多) 附帯決議	12.2 修正(多)	— 12.5	12.6	12.8 質疑	12.8 可決(多) 附帯決議	12.9 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 日改、社民、 国民、無	みん	12.16 126号	26		

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(野村哲郎君外2名発議)(第177回国会参第23号)	23.8.26 (177回)	—	—	—	— 8.30 (177回)	12.8	—	継続審査		—	—	—	49		

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(松田公太君発議)(第177回国会参第10号)	23.7.7 (177回)	—	—	—	— 8.30 (177回)	—	—	継続審査		—	—	—	46		

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
津波防災地域づくりに関する法律案(閣法第6号)	23.10.28	— 11.24 国土交通	11.29 可決(全) 附帯決議	12.1 可決(全)	— 12.1	12.1	12.6 質疑	12.6 可決(全) 附帯決議	12.7 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	12.14 123号	27		
津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第7号)	23.10.28	— 11.24 国土交通	11.29 可決(全) 附帯決議	12.1 可決(全)	— 12.1			12.6 可決(全) 附帯決議	12.7 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	12.14 124号	29		
雨水の利用の推進に関する法律案(加藤修一君外1名発議)(参第3号)	23.11.30	—	—	—	— 12.7	—	—	継続審査		—	—	—	44		

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)(関予第1号)	23.10.28	(10.28 財政演説) 10.28 予算	11.10 可決(多)	11.10 可決(多)	(10.28 財政演説) 10.28 予備付託 11.10 本付託			11.21 可決(多)	11.21 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		50	
平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)(関予第2号)	23.10.28	(10.28 財政演説) 10.28 予算	11.10 可決(多)	11.10 可決(多)	(10.28 財政演説) 10.28 予備付託 11.10 本付託	11.2	11.15 総括質疑 11.16 総括質疑 11.17 一般質疑 11.21 締めくくり 質疑	11.21 可決(多)	11.21 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		50	
平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)(関予第3号)	23.10.28	(10.28 財政演説) 10.28 予算	11.10 可決(多)	11.10 可決(多)	(10.28 財政演説) 10.28 予備付託 11.10 本付託			11.21 可決(多)	11.21 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		50	

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書	22.11.19 (176回)	— 23.10.20 決算行政	—	継続審査	(2.16 財務大臣の 報告聴取・177回) 2.16 (177回)	2.16 (177回)	12.7 是認しない 内閣に對する警告 (全) 措置要求 決議(全)	12.9 是認しない 12.9 内閣に對する警告 (多)	12.9 是認しない	民主、国民、 無	自民、公明、 みん、共産、 日改、社民、 無		60	12.7は予備費関係4件と一括
平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書	22.11.19 (176回)	— 23.10.20 決算行政	—	継続審査	— 2.16 (177回)	2.16 (177回)	12.7 是認しない 12.7 是認しない 12.7 締めくくり 総括質疑	12.9 是認しない	12.9 是認しない	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、無	自民、公明、 みん、共産、 日改、無		61	
平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書	22.11.19 (176回)	— 23.10.20 決算行政	—	継続審査	— 2.16 (177回)	2.16 (177回)	12.7 是認(多)	12.9 是認(多)	12.9 是認(多)	民主、共産、 社民、国民、 無	自民、公明、 みん、日改、 無		61	
会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(林芳正君外7名発議)(第177回国会参第7号)	23.6.17 (177回)	—	—	—	— 8.26 (177回)	—	—	継続審査	—	—	—	—	46	
国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(林芳正君外7名発議)(第177回国会参第8号)	23.6.17 (177回)	—	—	—	— 8.26 (177回)	—	—	継続審査	—	—	—	—	46	

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	22.3.19 (174回)	— 23.10.20 決算行政	11.30 承諾(全)	12.1 承諾(多)	— 12.1	12.7	12.7 質疑	12.7 承諾(多)	12.9 承諾(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、国民、 無	共産、社民、 無	58	質疑は決算外2 件と一括	
平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	22.3.19 (174回)	— 23.10.20 決算行政	11.30 承諾(全)	12.1 承諾(全)	— 12.1			12.7 承諾(全)	12.9 承諾(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—			58
平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	22.3.19 (174回)	— 23.10.20 決算行政	11.30 承諾(全)	12.1 承諾(多)	— 12.1			12.7 承諾(多)	12.9 承諾(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、国民、 無	共産、社民、 無			58
平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	22.5.18 (174回)	— 23.10.20 決算行政	11.30 承諾(全)	12.1 承諾(全)	— 12.1			12.7 承諾(全)	12.9 承諾(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—			58

東日本大震災復興特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			(本会議趣旨説明) 付託日	参議院						公布日 法律番号	議案 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決		委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(片山さつき君外6名発議)(第177回国会参第12号)	23.7.11 (177回)	— 10.20 震災復興	11.14 修正(多) 附帯決議	11.15 修正(多)	— 11.16	—	11.18 質疑	11.18 可決(多) 附帯決議	11.21 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 日改、社民、 国民、無	みんな	11.28 113号	46	第177回国会参議院において議決
東日本大震災復興特別区域法案(関法第1号)	23.10.28	(11.18) 11.18 震災復興	11.29 修正(全) 附帯決議	11.29 修正(全)	(11.30) 11.30	11.30	12.1 質疑 12.2 質疑	12.2 可決(全) 附帯決議	12.7 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	12.14 122号	22	
復興庁設置法案(関法第8号)	23.11.1	(11.24) 11.24 震災復興	12.6 修正(多) 附帯決議	12.6 修正(多)	(12.7) 12.7	12.7	12.8 質疑	12.8 可決(多) 附帯決議	12.9 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 日改、社民、 国民、無	みんな	12.16 125号	30	

1 本会議審議経過

○平成23年10月20日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

文教科学委員長	二之湯	智君
国土交通委員長	小泉	昭男君
環境委員長	北川	イッセイ君
国家基本政策委員長	鴻池	祥肇君
決算委員長	鶴保	庸介君
行政監視委員長	末松	信介君
議院運営委員長	鈴木	政二君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

文教科学委員長	野上	浩太郎君
国土交通委員長	岡田	直樹君
環境委員長	松村	祥史君
国家基本政策委員長	鈴木	政二君
決算委員長	山本	順三君
行政監視委員長	福岡	資麿君
議院運営委員長	鶴保	庸介君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名か

ら成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

日程第2 憲法審査会委員の選任

議長は、参議院憲法審査会規程第3条の規定により各会派から推薦があったものについて憲法審査会委員を指名し、残りの委員については追って指名する旨を告げた。

休憩 午前10時7分

再開 午後2時31分

日程第3 会期の件

本件は、全会一致をもって51日間とすることに決した。

散会 午後2時32分

○平成23年10月28日(金)

開会 午後1時46分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

野田内閣総理大臣は所信に関し、安住財務大臣は財政に関しそれぞれ演説をした。国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後2時15分

○平成23年11月1日(火)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

溝手顕正君、高橋千秋君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時47分

○平成23年11月2日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

荒木清寛君、小熊慎司君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時29分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、小泉昭男君、田中直紀君、高階恵美子君、姫井由美子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員今野東君、前川清成君、岩城光英君、裁判官訴追委員予備員藤井基之君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官訴追委員予備員等の職務を行う順序を決定した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

金子 洋一君

田中 直紀君

関口 昌一君

裁判官訴追委員予備員

有村 治子君(第2順位)

皇室経済会議予備議員

溝手 顕正君(第2順位)

検察官適格審査会委員

谷岡 郁子君

同予備委員

行田 邦子君(谷岡郁子君の予備委員)

国土審議会委員

佐藤 公治君

藤本 祐司君

岩城 光英君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

山崎 力君

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程の制定に関する件

本件は、議長発議に係る東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程案を押しボタン式投票

をもって採決の結果、賛成217、反対0にて全会一致をもって可決した。

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の選任

議長は、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程第3条の規定により東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員を指名した。

散会 午後3時37分

○平成23年11月14日(月)

開会 午後1時1分

去る5日に逝去された議長西岡武夫君の冥福を祈り、黙禱をささげた。

議長は、新たに当選した議員はたともこ君を議院に紹介した後、同君を法務委員に指名した。

日程第1 議長の選挙

本選挙は、無名投票の結果(投票総数235、過半数118)、平田健二君が235票をもって当選した。

副議長は、議長平田健二君を議院に紹介した。

議長平田健二君は、就任のあいさつをした。草川昭三君は、議員一同を代表し発言した。

散会 午後1時27分

○平成23年11月21日(月)

開会 午後1時1分

皇室会議予備議員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び皇室会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、小川敏夫君(第1順位)を指名した。

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案(鶴保庸介君外22名発議)

(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、鶴保庸介君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

野田内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)
平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)
平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対6にて可決された。

国務大臣の報告に関する件(アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議及びASEAN関連首脳会議出席等に関する報告について)

本件は、日程に追加し、野田内閣総理大臣から報告があった後、猪口邦子君、石川博崇君、中西健治君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第177回国会本院提出、第179回国会衆議院送付)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対11にて可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもって可決した。

散会 午後2時52分

○平成23年11月25日(金)

開会 午前10時1分

議長西岡武夫君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。次いで、尾辻秀久君が哀悼の辞を述べた。

日程第1 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨

時特例に関する法律案(趣旨説明)

本件は、安住財務大臣、川端総務大臣から順次趣旨説明があった後、江崎孝君、塚田一郎君、竹谷とし子君、桜内文城君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時1分

○平成23年11月30日(水)

開会 午前10時1分

東日本大震災復興特別区域法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、平野国務大臣から趣旨説明があった後、田城郁君、山田俊男君、谷合正明君、上野ひろし君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対6にて承認することに決した。

日程第3 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(第177回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

以上3案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成230、反対0にて全会一致をもって可決、日程第4及び第5は賛成210、反対20にて可決された。

日程第6 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(第177回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

日程第7 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対20にて可決された。

散会 午後0時20分

○平成23年12月2日(金)

開会 午前10時1分

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員の任命に関する件

本件は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長に黒川清君、同委員に石橋克彦君、大島賢三君、崎山比早子君、櫻井正史君、田中耕一君、田中三彦君、野村修也君、蜂須賀禮子君、横山禎徳君を任命することを承認することに決した。

日程第1 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第2 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時6分

○平成23年12月7日(水)

開会 午前10時1分

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(鈴木寛君外8名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、橋本聖子君から趣旨説明があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛

成222、反対6にて可決された。

中川文部科学大臣は、本決議について所信を述べた。

復興庁設置法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、平野国務大臣から趣旨説明があつた後、斎藤嘉隆君、岡田広君、渡辺孝男君、寺田典城君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 東日本大震災復興特別区域法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対17にて可決された。

日程第5 津波防災地域づくりに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、国土交通委員長から委員会審

査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時55分

○平成23年12月9日(金)

開会 午前11時36分

日程第1 平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第174回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

日程第2 平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第174回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

日程第3 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第174回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

日程第4 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第174回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

日程第5 平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書

日程第6 平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第7 平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上7件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第5ないし第7に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第3は賛成227、反対11にて承諾することに決し、日程第2及び第4は賛成238、反対0にて全会一致をもって承諾することに決し、日程第5はまず賛成109、反対130にて是認しないことに決し、次いで賛成235、反対4にて委員長報告のとおり内閣に対し

警告することに決し、日程第6は賛成114、反対125にて是認しないことに決し、日程第7は賛成120、反対119にて委員長報告のとおり是認することに決した。

野田内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第8 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

日程第9 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

日程第10 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

日程第11 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会内閣提出、第179回国会衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対41にて承認することに決した。

日程第12 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対11にて可決された。

日程第13 復興庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、

賛成227、反対11にて可決された。

休憩 午後0時25分

再開 午後1時2分

軽油引取税の免税措置恒久化実現に関する請願外14件の請願

本請願は、日程に追加し、総務委員長外2委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、総務委員会の郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)及び外交防衛委員会のインド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(第176回国会参第1号)について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(第176回国会参第3号)

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会参第23号)

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(第177回国会参第10号)

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、雨水の利用の推進に関する法律案(参第3号)

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会参第7号)

- 一、国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(第177回国会参第8号)

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会

一、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査

国民生活・経済・社会保障に関する調査会

一、国民生活・経済・社会保障に関する調査

共生社会・地域活性化に関する調査会

一、共生社会・地域活性化に関する調査

防衛大臣一川保夫君問責決議案(愛知治郎君外7名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、島尻安伊子君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成130、反対109にて可決された。

国務大臣山岡賢次君問責決議案(愛知治郎君外7名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、二之湯智君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成125、反対109にて可決された。

議長は、今国会の議事を終了するに当たりあいさつをした。

散会 午後2時37分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月日	質 疑 者
23. 10. 28	所信表明演説 財政演説	野田内閣総理大臣 安住財務大臣	11. 1	溝手 顕正君(自民) 高橋 千秋君(民主)
			11. 2	荒木 清寛君(公明) 小熊 慎司君(みん) 小泉 昭男君(自民) 田中 直紀君(民主) 高階 恵美子君(自民) 姫井 由美子君(民主)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月日	質 疑 者
23. 11. 21	アジア太平洋経済協力(APE C)首脳会議及びASEAN関 連首脳会議出席等に関する報 告について	野田内閣総理大臣	同日	猪口 邦子君(自民) 石川 博崇君(公明) 中西 健治君(みん)

3 決算に対する議決

平成23年12月9日

平成二十一年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認しない。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 平成二十一年度決算検査報告において、不当事項等の指摘件数が979件に上るとともに、指摘金額が1兆7,904億円と3年連続で過去最悪を更新し、初めて1兆円を超える事態になったことは、遺憾である。

政府は、我が国の財政が極めて深刻な状況にあることを強く認識し、不適正な公費支出の防止と是正に努め、予算執行の適正化に向けて一層尽力するとともに、利用見込みの少ない資産や余剰資金の有効活用を図るなどして、予算の無駄を徹底して排除し、予算の効率的使用に努めるべきである。

- 2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、本年3月、東北地方太平洋沖地震による激しい揺れと大規模な津波の襲来に際し、既存の安全対策が有効に機能せず、原子炉等の冷却機能の喪失、格納容器の損壊、放射性物質の大量放出という極めて深刻な事態が発生した結果、多くの住民に避難を余儀なくさせ、農林漁業を始めとする事業者に至大な被害をもたらし、国民に対し健康不安を与え、現在もなお、このような事態が継続していることは、極めて遺憾である。

政府は、関係者一丸となって事態の早急な収束に向けて全力を傾注し、被害者の救済に万全を期するとともに、原子力安全に対する国民の信頼を大きく損ねたことを厳粛かつ深刻に受け止め、事故原因の究明を徹底し、原子力施設の安全対策を根底から見直すべきである。

- 3 中央防災無線網整備事業に関する会計検査において、内閣府の職員が、耐震施工の請負業者が実際には作成していなかった耐震計算書を作成していたなどと虚偽の説明を行ったり、実地検査の直前に補強工事を実施させたりするなど、検査妨害を行っていたことは、極めて遺憾である。

政府は、このような妨害行為が会計検査の根幹を揺るがしかねないものであることを重く受け止め、関係職員に対する適切な処分を行うとともに、会計法令等の遵守を徹底するなどして内部統制機能を確保し、再発防止に万全を期すべきである。

- 4 高速増殖炉の実用化を目指して研究開発が進められている原型炉もんじゅは、昭和55年度から平成23年度までの間に9,481億円もの多額の予算が投じられてきたにもかかわらず、7年12月のナトリウム漏えい事故の発生以降トラブルが続発し、延べ14年以上にわたり運転停止状態にあることに加え、22年8月に炉内中継装置が落下した際、関係機関への通報に約1時間半もの時間が掛かるなど迅速な情報開示が行われなかったことは、極めて遺憾である。

政府は、トラブルの発生防止に努めることはもとより、トラブル発生時の迅速な通報体制を確保すべきである。また、福島第一原子力発電所の事故を踏まえたエネルギー政策の見直しに当たって、積極的な情報開示を行いつつ、もんじゅの在り方についても十分に検討すべきである。

- 5 バイオマス・ニッポン総合戦略に基づくバイオマスの利活用に関する政策について、平成15年度から20年度までの間に6兆5,495億円もの予算が投じられた214事業のうち効果が発現している事業がわずか35事業にとどまっていることや、事業主体である農林水産省など6省のうち複数の省や部局において類似の事業が実施されていること、過半の施設において稼働や採算性が低調となっていることなど、非効率な事態等が見受けられたことは、遺憾である。

政府は、政策の費用対効果を明確化するとともに、企図した政策効果が十分に得られるよう諸課題を明らかにした上で、事業や施設の効率性の改善に向けて所要の措置を講ずべきである。

- 6 原子力安全・保安院は、本来、中立的な姿勢で原子力の安全規制に取り組むべき立場にあるにもかかわらず、原子力発電に係るシンポジウム等の開催に当たり、電力会社関係者に対し積極的に賛成意見を述べるよう要請していたことなどが明らかになるなど、業務執行の公正性及び中立性について疑念を生じさせたのみならず、原子力安全行政に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、遺憾である。また、資源エネルギー庁も同種の行為を行っていたことは、看過できない。

政府は、このような不適切な関与が繰り返されたことを深く反省し、責任の所在を明確にするとともに、原子力発電に係る公聴・広報活動等の実施状況について、公正性及び中立性を確保する観点から検証し、運営手順の見直しを行うなどして、再発防止に努め、国民の信頼回復に万全を期すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案	鶴保 庸介君 外22名	23. 11. 21			23. 11. 21 可決	
2	第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案	鈴木 寛君 外8名	23. 12. 5			23. 12. 7 可決	
3	防衛大臣一川保夫君問責決議案	愛知 治郎君 外7名	23. 12. 9			23. 12. 9 可決	
4	国務大臣山岡賢次君問責決議案	愛知 治郎君 外7名	23. 12. 9			23. 12. 9 可決	
5	内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案	水野 賢一君	23. 12. 9	未了			

可決したもの

平成23年11月21日

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議

本年は、1951年の『難民の地位に関する条約』採択から60周年、また日本の同条約加入から30周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの30年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民について人道支援と平和構築を中心に据えた取組を行ってきた。昨年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。

そして国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。

このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針

にのつとった難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべきである。

右決議する。

平成23年12月7日

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会 東京招致に関する決議

我が国において、1964年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会及びパラリンピック競技大会を開催することは、今般成立したスポーツ基本法の趣旨に沿うものであって、国際親善とスポーツ振興、共生社会の実現にとって極めて意義深いものである。また、東日本大震災からの復興の途上にある我が国にとって、両大会の招致と開催の成功は、国民に希望を与えとともに、世界に対する復興の証となる。

来る2020年の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、政府、国会が一体となり、内外における招致活動及びスポーツ外交を強力に推進するとともに、国を挙げて、必要となる支援や競技環境等その準備態勢を整備すべきものである。

右決議する。

平成23年12月9日

防衛大臣一川保夫君問責決議

本院は、防衛大臣一川保夫君を問責する。

右決議する。

理由

「私は安全保障の素人」発言を始めとして、一川防衛大臣の様々な言動が、日本の安全保障に重大な影響を及ぼしている。

民主党政権発足以来、日本の外交・安全保障は危機的状況にある。尖閣諸島沖では、中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突し、北方領土においてはロシアのメドヴェージェフ大統領が国後島に上陸するなど、かつてない事態が続いている。

普天間基地移設問題では、鳩山元総理の「最低でも県外」という軽率な発言に始まる迷走が、沖縄県民を混乱させ、米国との関係を悪化させたのは言うまでもない。

このような状況下、「素人」である一川防衛大臣の軽率な言動や行動が、日本の安全保障を脅かし、国益を損ねているのは明らかである。

以下、一川防衛大臣を問責する理由を、列挙する。

第1に、田中前沖縄防衛局長に対する監督責任である。

11月28日、田中前沖縄防衛局長は、報道陣との懇談の席で、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書を提出する時期をめぐり、「これから犯す前に犯しますよと言いますか」と発言した。これは女性の尊厳を踏みにじる表現であるだけでなく、1995年の沖縄米兵少女暴行事件のほか、米兵の性犯罪に苦しんできた沖縄県民の心情を傷つけ、愚弄する以外の何ものでもない。

在日米軍施設の74パーセントが存在する沖縄県の負担を軽減すべく、最前線で交渉に当たるべき沖縄防衛局長の今回の発言が、今後どれほど大きな影響を与えるかは計り知れない。これは、一官僚の更迭のみならず、トップである一川防衛大臣が職を辞すことで、沖縄県民にお詫びをし、責任を取るべき問題である。

第2に、「私は安全保障の素人」との発言である。

一川防衛大臣は、野田内閣の認証式前、報道関係者に対し、「私は安全保障の素人だが、それが本
当のシビリアンコントロールだ」と発言した。尖閣諸島、竹島、北方領土などを巡って、周辺国と
の関係が不安定化し、また、東日本大震災で自衛隊の重要性が増す中、防衛大臣が安全保障の素人
であることは許されない。国際社会に対し、我が国の防衛、自衛隊を所管する大臣が素人である
とのメッセージを送ったことは国益を大きく損なうものであり、全国24万人の自衛隊の士気に影響
することは言うまでもない。

また、一川防衛大臣はシビリアンコントロールの意味を全く理解していない。シビリアンコント
ロールとは文民の政治家が実力組織を統制するという意味であり、文民と素人は同義ではない。自
らの立場に対する理解が全くないと言わざるを得ない。

第3に、ブータン国王夫妻歓迎宮中晩餐会の欠席である。

一川防衛大臣は、11月16日に行われた、ブータン国王夫妻を歓迎する宮中晩餐会を欠席し、民主
党の高橋千秋参議院議員の政治資金パーティに出席していた。ジグミ・ケサル国王陛下からは東日
本大震災の直後、100万ドルもの義援金を寄付していただいております、東日本大震災以来初の国賓であ
る。日本国の閣僚として晩餐会に出席し、謝意を示すのは重要な責務である。

さらに一川防衛大臣は、同議員のパーティでの挨拶の中で、「宮中で催し物があり、ほかの大臣は
皆そちらに行ったが、私はこちらのほうが大事だと思って来た」と、国賓であるブータン国王に対
して、失礼極まりない発言を行っている。

また、国務大臣の任免の認証は天皇の国事行為であり、天皇は日本国民統合の象徴である。その
天皇陛下の宮中晩餐会より、同僚議員の政治資金パーティを優先した一川大臣の行為は、天皇陛下
への侮辱であり、日本国民を愚弄した行為である。このような行為を平然と行う一川防衛大臣に大
臣の資格はない。

第4に、12月1日の参議院東日本大震災復興特別委員会での、自由民主党の佐藤正久委員に対す
る答弁である。

一川防衛大臣は、佐藤正久委員の質問に対し、95年の米軍少女暴行事件の「正確な中身を詳細に
は知っていない」と答弁した。普天間飛行場移設に至る経緯や、先日の日米地位協定の運用見直し
合意の背景を全く理解していなかったことになる。

また、一川防衛大臣は、12月2日の記者会見で、95年の少女暴行事件を「乱交事件」と発言した。
もはや、言い間違いで済む問題ではない。田中前局長を更迭した直後の大臣の発言としては、緊張
感の無さや防衛省の姿勢が問われるものである。

一川防衛大臣の自覚と資質の欠如には、多くの国民から、批判が集中している。一刻も早く、職
を辞すことが、野田内閣による日本の国益への損失を少しでも抑えることにつながると確信する。
もはや、素人が防衛大臣であることは許されない。

なお、野田総理は自らの内閣を「適材適所」と称しているが、このような多くの問題を抱えた大
臣を選んだ野田総理の見識を疑わざるを得ないことを付言する。

以上が本決議案を提出する理由である。

平成23年12月9日

国務大臣山岡賢次君問責決議

本院は、国務大臣山岡賢次君を問責する。

右決議する。

理 由

山岡賢次君は多くの国民が被害に遭っているマルチ商法に深く関わりがあるばかりでなく、数多

くの疑惑が参議院、衆議院の本会議や各委員会の質疑で取り上げられているが、このことに対する十分な説明を果たしていない。

このまま山岡君が内閣府特命担当大臣、拉致問題担当大臣、国家公安委員会委員長として任に就く限り、国民の不安は解消されない。

以下、山岡国務大臣を問責する理由を列挙する。

第1にマルチ商法に関わる疑惑である。

いわゆるマルチ商法に当たる行為は、不当な勧誘により財産上の被害を生じさせるおそれがあるものとしてかねてより問題視されてきた。

消費者庁の重要な所管事項のひとつが、マルチ商法によって被害を受けた国民の保護、救済である。

その消費者庁を統括する山岡賢次内閣府特命担当大臣は、「健全なネットワークビジネスを育てる議員連盟」の会長を務めていた過去がある。

この議員連盟の事務局長は、業務停止命令を受けていたマルチ業者からの講演料を受け取っていたことが判明し、民主党を離党して次期総選挙への出馬を断念している。

また、この議連の名前にある「ネットワークビジネス」とは特定商取引法にある連鎖販売取引のことと山岡大臣は委員会答弁で強弁しているが、実態はマルチ商法と同義語である。

現在、消費生活センターなどには、マルチ商法の被害に遭った国民から多くの苦情相談が寄せられている。

平成20年6月マルチ商法業者が開いた大会において、山岡大臣は講演し、マルチ商法を宣伝して、グループへの勧誘演説を行った。

その場でこの商法が合法であるかのような発言によって、会員を鼓舞するなど、この業者の広告塔の役割を担ったのである。

さらに、この大会の主催者は、社長以下3人が脱税で在宅起訴され、さらに社長自身覚せい剤所持で逮捕されているような社会的に問題の多い会社である。

山岡大臣はこの会社に親族、元秘書等を通じて深く関わっており、多くの被害者を生みだしているマルチ商法の片棒を担っていると断じざるを得ない。

加えて、山岡大臣は、国会答弁において、マルチ商法を正当化する発言を繰り返しており、反省の姿勢は全く見られない。消費者行政をつかさどり、消費者を悪徳商法から守る立場の大臣として、全くふさわしくない。

第2に山岡大臣はマルチ問題に限らず、数多くの疑惑がもたれるほか、問題発言をしている。

- 1 秘書給与の肩代わり疑惑を報じた週刊新潮に賠償を求めたにもかかわらず、その後、請求を放棄したのは、記事内容を事実であると認めたに他ならない。
- 2 パチンコの換金の合法化という政府方針と違うことを目指しているパチンコ・チェーンストア協会の政治アドバイザーに就いていることを参議院消費者問題特別委員会で指摘され、辞任している。
- 3 民主党は拉致実行犯と関わりのある団体に献金をしているが、その際の民主党の出納責任者たる財務委員長は山岡大臣であり、このことに対する説明責任を全く果たそうとせず、拉致問題担当大臣としては極めて問題である。
- 4 平成23年12月5日衆議院予算委員会における河井克行議員の質問に対し、「ふだん質問主意書など1回も出したことのない佐藤勉さんが、私がJRと付き合っていることを誹謗中傷しようという趣旨で出したのではないか」と答弁。佐藤議員への侮辱であり、国会における質問主意書の意義を全く無視した許せない発言である。

その他、マルチ商法業者や業界の政治団体からの献金、資産隠し、論文盗用、選挙運動者への金銭供与・約束、選挙運動員買収等々、委員会で指摘、質問された疑惑は多岐にわたる。

このような多くの疑惑を抱えて、消費者、拉致問題担当大臣及び国家公安委員会委員長としての重責を全うできるはずがない。

なお、野田総理は自らの内閣を「適材適所」と称しているが、このような多くの問題を抱えた大臣を選んだ野田総理の見識を疑わざるを得ないことを付言する。

以上が本決議案を提出する理由である。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	芝 博一 (民主)	平田 健二 (民主)	中曽根 弘文 (自民)
理事	大久保 潔重 (民主)	平野 達男 (民主)	松村 龍二 (自民)
理事	大野 元裕 (民主)	松井 孝治 (民主)	宮沢 洋一 (自民)
理事	岡田 広 (自民)	水岡 俊一 (民主)	浜田 昌良 (公明)
理事	山谷 えり子 (自民)	蓮 舫 (民主)	江口 克彦 (みん)
	岡崎 トミ子 (民主)	有村 治子 (自民)	糸数 慶子 (無)
	長浜 博行 (民主)	山東 昭子 (自民)	(23.10.25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願5種類44件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

10月27日、子ども・子育て新システムの検討状況及び見直し、警視庁における国際テロ情報流出事案の捜査の経過及び再発防止策、情報セキュリティ対策の全体的な見直しの必要性、原子力安全規制

組織の見直しの在り方、T P P（環太平洋連携協定）参加が我が国にもたらす影響、国家公務員の総人件費削減に対する政府の見解、国家戦略会議の役割、スパイ行為を取り締まるための法整備の必要性、領土保全のための取組状況、円高メリットの活用の方策、提言型政策仕分けの具体的内容等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年10月25日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 子ども・子育て新システムの検討状況及び見直しに関する件、警視庁における国際テロ情報流出事案の捜査の経過及び再発防止策に関する件、情報セキュリティ対策の全体的な見直しに関する件、原子力安全規制組織の見直しに関する件、T P P（環太平洋連携協定）

参加が我が国にもたらす影響に関する件、国家公務員の総人件費削減に関する件、国家戦略会議の役割に関する件、スパイ行為を取り締まるための法整備に関する件、領土保全のための取組状況に関する件、円高メリットの活用に関する件、提言型政策仕分けの具体的内容に関する件等について蓮舫国務大臣、藤村内閣官房長官、山岡国家公安委員会委員長、細野国務大臣、古川国務大臣、石田内閣府副大臣、奥村文部科学副大臣、筒井農林水産副大臣、園田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

糸数慶子君（無）、大野元裕君（民主）、浜田昌良君（公明）、岡田広君（自民）、江口克彦君（みん）、山谷えり子君（自民）、大久保潔重君（民主）

○平成23年12月9日（金）（第3回）

- 請願第190号外43件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	藤末 健三 (民主)	主濱 了 (民主)	山崎 力 (自民)
理事	加賀谷 健 (民主)	武内 則男 (民主)	石川 博崇 (公明)
理事	吉川 沙織 (民主)	難波 奨二 (民主)	寺田 典城 (みんな)
理事	片山 さつき (自民)	林 久美子 (民主)	山下 芳生 (共産)
理事	金子 原二郎 (自民)	磯崎 陽輔 (自民)	片山 虎之助 (日改)
理事	木庭 健太郎 (公明)	岸 宏一 (自民)	又市 征治 (社民)
	相原 久美子 (民主)	世耕 弘成 (自民)	浜田 和幸 (無)
	江崎 孝 (民主)	中西 祐介 (自民)	
	行田 邦子 (民主)	藤川 政人 (自民)	(23. 10. 25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（すべて衆議院先議）、本院議員提出1件（本院継続）の合計5件であった。内閣提出法律案4件はいずれも可決し、本院議員提出法律案1件は継続審査となった。

また、本委員会付託の請願2種類7件のうち、1種類5件を採択した。

〔法律案等の審査〕

地方税財政 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案は、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する震災復興特別交付税を交付できるようにするため、平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設けるとともに、同年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けるほか、震災復興特別交付税の額の決定に関する特例等を設けようとするものである。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引上げを行おうとするものであり、衆議院において、個人住民税均等割の標準税率の特例の適用期間及び加算額を変更するとともに、地方たばこ税の税率の特例に関する規定を削除する等の修正が行われた。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における退職所得の10パーセント税額控除廃止、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等を行おうとする

ものであり、第177回国会において、題名を改めるとともに、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制を整備するための措置について削除する等の内閣修正が、また、第179回国会において、地方税に関する税務調査手続の見直しに関する改正規定中新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除する等の内閣修正がそれぞれ行われた。また、衆議院において、題名を改めるとともに、個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定を削除する等の修正が行われた。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、震災復興特別交付税の交付対象と交付時期、緊急防災・減災事業で想定する具体的施策、税務調査における適切な質問検査の必要性、復旧・復興に係る予算執行の在り方等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部改正案は全会一致をもって、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等改正案はいずれも多数をもって、原案どおり可決された。なお、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案に対し、附帯決議が付された。

地方税法の一部を改正する法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講じようとするものである。委員会においては、震災に伴う自治体の減収額と減収補填策、被災地における固定資産税等

の課税に係る事務負担の軽減、平成25年度以降も課税免除等を延長する見込み、災害時の税制特例措置の一般制度化等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

10月25日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について川端総務大臣から、郵政改革に関する件について自見国務大臣から、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について江利川人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

10月27日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件、郵政改革に関する件並びに一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について、消防団向け施設・設備を緊急的に国費で整備する必要性、自治体機能の喪失に対応した災害対策法制の早期見直しの必要性、給与特例法案と人事院勧告の趣旨・内容の関連性、復興財源としての郵政株式売却の適否等の質疑を行った。

11月17日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、社会保障と税の一体改革、郵政改革、電子自治体の推進、政治資金収支報告に係る説明責任等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年10月25日(火) (第1回)

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について川端総務大臣から説明を聴いた。
- 郵政改革に関する件について自見国務大臣から説明を聴いた。
- 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について江利川人事院総裁から説明を聴いた。

○平成23年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件、郵政改革に関する件及び一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について川端総務大臣、自見国務大臣、福田総務大臣政務官、森田総務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

吉川沙織君(民主)、金子原二郎君(自民)、磯崎陽輔君(自民)、木庭健太郎君(公明)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

○平成23年11月17日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障と税の一体改革に関する件、郵政改革に関する件、電子自治体の推進に関する件、政治資金収支報告に係る説明責任に関する件、放送コンテンツの海外展開に関する件、学校の防災機能強化に関する件、震災復興特別交付税に関する件、製造業の事業縮小が地域雇用には及ぼす影響に関する件、人事院勧告に基づく給与改定に関する件、日本放送協会の受信料還元策に関する件等について川端総

務大臣、自見国務大臣、黄川田総務副大臣、森文部科学副大臣、松下経済産業副大臣、辻厚生労働副大臣、福田総務大臣政務官、江利川人事院総裁、政府参考人、参考人社団法人日本民間放送連盟専務理事福田俊男君及び日本放送協会理事石田研一君に対し質疑を行った。

[質疑者]

行田邦子君(民主)、片山さつき君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

○平成23年11月25日(金) (第4回)

- 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第4号)(衆議院送付)

以上3案について川端総務大臣から趣旨説明を、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第4号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員稲見哲男君から説明を聴いた。

○平成23年11月29日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の

**確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案
(閣法第3号)(衆議院送付)**

**経済社会の構造の変化に対応した税制の構築
を図るための地方税法等の一部を改正する法律案
(第177回国会閣法第4号)(衆議院送付)**

以上3案について修正案提出者衆議院議員西博義君、川端総務大臣、黄川田総務副大臣、五十嵐財務副大臣、松原国土交通副大臣、福田総務大臣政務官、郡内閣府大臣政務官、吉田財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

相原久美子君(民主)、片山さつき君(自民)、礪崎陽輔君(自民)、木庭健太郎君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

(閣法第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

(閣法第3号)

賛成会派 民主、自民、公明、日改、無

反対会派 みんな、共産、社民

(第177回国会閣法第4号)

賛成会派 民主、自民、公明、日改、無

反対会派 みんな、共産、社民

なお、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成23年12月1日(木)(第6回)

○地方税法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について川端総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年12月6日(火)(第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○地方税法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について川端総務大臣、黄川田総務副大臣、福田総務大臣政務官、郡

内閣府大臣政務官、室井国土交通大臣政務官、森本農林水産大臣政務官、津田厚生労働大臣政務官、園田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

難波樊二君(民主)、金子原二郎君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

(閣法第11号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

○平成23年12月9日(金)(第8回)

○請願第147号外4件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第545号外1件を審査した。

○郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)の継続審査要求書を提出することを決定した。

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	西田 実仁 (公明)	江田 五月 (民主)	山崎 正昭 (自民)
理事	中村 哲治 (民主)	今野 東 (民主)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	松野 信夫 (民主)	田城 郁 (民主)	井上 哲士 (共産)
理事	森 まさこ (自民)	谷 博之 (民主)	尾辻 秀久 (無)
理事	桜内 文城 (みん)	松下 新平 (自民)	西岡 武夫 (無)
	有田 芳生 (民主)	丸山 和也 (自民)	長谷川 大紋 (無)
	石井 一 (民主)	溝手 顕正 (自民)	(23. 10. 25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議2件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類36件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

刑法等の一部を改正する法律案は、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加える等の規定を整備しようとするものである。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案は、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、一部執行猶予刑を適用する際の判断基準、保護観察の在り方と人的体制整備の強化、薬物事犯者の特徴と処遇プログラムの在り方、社会貢献活動の内容及び活動期間等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。質疑を終わり、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月25日、改正後の国籍法の施行状況に関する件について政府参考人から報告を聴いた。

10月27日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、足利・太田連続少女誘拐事件の真相究明の必要性、えん罪事件の公訴時効延長についての検討の必要性、法科大学院及び司法試験の見直しの必要性に関する法務大臣の所見、司法修習生の給費制及び修習資金の在り方に関する法務大臣の所見、尖閣諸島沖での衝突事件における中国人船長不起訴処分における官邸の関与の有無、東日本大震災被災地における地検及び地裁の対応の問題点、

死刑の執行についての法務大臣の所見、
検察基本規程の問題点、在日米軍関係者
に対する刑事裁判権の在り方等が取り上
げられた。

11月22日、法務及び司法行政等に関す
る質疑を行い、司法制度改革の総括につ
いての法務大臣の所見、民事調停の申立
費用免除の利用状況、判検交流の法的根
拠、中国漁船船長釈放時の那覇地検の判

断についての法務大臣の所見、上場企業
の不祥事に対する法務大臣の所見、取調
べの可視化の実現に向けて法務大臣が強
いリーダーシップを発揮する必要性、法
テラスにおける会計処理の在り方につ
いて改善の必要性、公務中の在日米軍属
による犯罪の扱いを抜本的に改正する必
要性等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成23年10月25日(火) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うこと
を決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 改正後の国籍法の施行状況に関する件につ
いて政府参考人から報告を聴いた。

○平成23年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 足利・太田連続幼女誘拐事件と公訴時効の見
直しに関する件、法曹養成の在り方に関する
件、尖閣諸島沖での衝突事案における中国人
船長不起訴処分等に関する件、東日本大震災
被災地における法務及び司法行政に関する
件、死刑の執行に関する件、検察改革に関す
る件、在日米軍関係者に対する刑事裁判権に
関する件等について平岡法務大臣、城井文部
科学大臣政務官、加藤外務大臣政務官及び政
府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

有田芳生君(民主)、中村哲治君(民主)、
桜内文城君(みんな)、森まさこ君(自民)、
丸山和也君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、
井上哲士君(共産)

○平成23年11月22日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法制度改革の総括に関する件、東日本大震
災の被災者に対する法的サービスに関する
件、判検交流に関する件、法務大臣の指揮権
に関する件、企業統治の在り方に関する件、

取調べの可視化に関する件、刑事訴訟法第248
条の犯罪後の状況の意義に関する件、法テラ
スの会計処理の在り方に関する件、在日米軍
属による公務中犯罪の処罰に関する件等につ
いて平岡法務大臣、滝法務副大臣、政府参考
人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
[質疑者]

松野信夫君(民主)、丸山和也君(自民)、
魚住裕一郎君(公明)、桜内文城君(みんな)、
井上哲士君(共産)

○刑法等の一部を改正する法律案(閣法第13号) 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部 の執行猶予に関する法律案(閣法第14号)

以上両案について平岡法務大臣から趣旨説明
を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めるこ
とを決定した。

○平成23年11月24日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部
の執行猶予に関する法律案(閣法第14号)

以上両案について平岡法務大臣、滝法務副大
臣、谷法務大臣政務官、津田厚生労働大臣政
務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し
質疑を行った。

[質疑者]

有田芳生君(民主)、中村哲治君(民主)、
森まさこ君(自民)、松下新平君(自民)、

魚住裕一郎君（公明）、桜内文城君（みん）、
井上哲士君（共産）

○平成23年11月29日（火）（第5回）

- 刑法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部
の執行猶予に関する法律案（閣法第14号）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

明治大学法科大学院専任教授・法学部兼担
教授 川端博君

保護司

長野県保護司会連合会会長 小林聖仁君
独立行政法人国立精神・神経医療研究セン
ター精神保健研究所薬物依存研究部診断治
療開発研究室長 松本俊彦君

中央大学名誉教授

常磐大学大学院被害者学研究科教授 藤本
哲也君

弁護士

日本弁護士連合会刑事法制委員会事務局長
代行 山下幸夫君

日本ダルク本部代表 近藤恒夫君

- ・参考人（川端博君、小林聖仁君、松本俊彦君）
に対する質疑

〔質疑者〕

中村哲治君（民主）、渡辺猛之君（自民）、
魚住裕一郎君（公明）、桜内文城君（みん）、
井上哲士君（共産）

- ・参考人（藤本哲也君、山下幸夫君、近藤恒夫
君）に対する質疑

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、熊谷大君（自民）、魚
住裕一郎君（公明）、桜内文城君（みん）、
井上哲士君（共産）

○平成23年12月1日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部
の執行猶予に関する法律案（閣法第14号）

以上両案について平岡法務大臣及び政府参考
人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、
桜内文城君（みん）、井上哲士君（共産）

（閣法第13号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第14号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成23年12月9日（金）（第7回）

- 請願第1号外35件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査
要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に
一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	福山 哲郎 (民主)	加藤 敏幸 (民主)	島尻 安伊子 (自民)
理事	榛葉 賀津也 (民主)	風間 直樹 (民主)	山本 一太 (自民)
理事	谷岡 郁子 (民主)	北澤 俊美 (民主)	山本 順三 (自民)
理事	猪口 邦子 (自民)	佐藤 公治 (民主)	山口 那津男 (公明)
理事	佐藤 正久 (自民)	山根 隆治 (民主)	小熊 慎司 (みん)
理事	山本 香苗 (公明)	宇都 隆史 (自民)	舛添 要一 (日改)
	一川 保夫 (民主)	岸 信夫 (自民)	山内 徳信 (社民)

(23. 10. 25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された案件は、条約6件(うち本院先議2件、衆議院継続4件)、内閣提出法律案1件(本院継続)及び本院議員提出法律案1件(本院継続)の合計8件であり、条約6件を承認し、本院議員提出法律案1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願16種類144件は、いずれも保留とした。

〔条約の審査〕

経済連携の取組 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定は、両国間において、物品及び国境を越えるサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等について定めるものである。経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書は、両国間における物品の貿易に関する市場アクセス条件の更なる改善及び認定輸出者による原産地申告制度の導入等について定めるものである。委員会においては、両協定締結の意義、両協定の締結が我が国経済に及ぼす影響とその対策、二国間

経済連携協定と環太平洋パートナーシップ(TPP)協定との関係等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

原子力の平和利用における二国間協力の推進 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定、原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定及び原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定は、いずれも原子力の平和的利用に関する二国間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。これら4協定の承認案件は、第177回国会に提出されたが、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力政策全体の見直しの議論が行われる中、今後の原子力協定の締結方針

等についても、国会において様々な議論が行われ、衆議院において第179回国会まで継続審査となっていたものである。委員会においては、野田内閣総理大臣の出席を求め、原子力協定締結の意義と国会承認を急ぐ理由、国内における脱原発依存の方針と海外への原発輸出との関係、原発輸出相手国における原発立地の安全性の確認等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

〔国政調査〕

10月27日、文民統制、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、原子力政策、南スーダンPKOへの自衛隊部隊派遣、在沖縄米軍基地問題、国際平和協力法に

おける武器使用基準の緩和、日韓関係、F15の燃料タンク落下事故、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）、東日本大震災による被害への対応等について質疑を行った。

11月22日、米海兵隊の豪州駐留、防衛大臣の宮中晩餐欠席、在日米軍再編問題、自衛隊による放射性物質汚染地域の除染、自衛隊の東日本大震災への対応に関する教訓事項、国際的な腐敗防止とODA等について質疑を行った。

12月6日、南スーダンPKOへの自衛隊部隊派遣方針決定等を受け、自衛隊による国際平和協力活動等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成23年10月25日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年10月27日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 文民統制に関する件、環太平洋連携協定に関する件、原子力政策に関する件、南スーダンPKOへの自衛隊部隊派遣に関する件、在沖縄米軍基地問題に関する件、国際平和協力法における武器使用基準の緩和に関する件、日韓関係に関する件、F15の燃料タンク落下事故に関する件、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に関する件、東日本大震災による被害への対応に関する件等について一川防衛大臣、玄葉外務大臣、山根外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、佐藤正久君（自民）、山本一太君（自民）、宇都隆史君（自民）、猪口邦子君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

○平成23年11月22日（火）（第3回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米海兵隊の豪州駐留に関する件、防衛大臣の宮中晩餐欠席に関する件、在日米軍再編問題に関する件、自衛隊による放射性物質汚染地域の除染に関する件、自衛隊の東日本大震災への対応に関する教訓事項に関する件、国際的な腐敗防止とODAに関する件等について玄葉外務大臣、一川防衛大臣、横光環境副大臣、渡辺防衛副大臣、山根外務副大臣及び下条防衛大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、佐藤正久君（自民）、山本一太君（自民）、宇都隆史君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

- 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締

結について承認を求めるの件（閣条第2号）
以上両件について玄葉外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年11月29日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）
 - 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）
- 以上両件について玄葉外務大臣、一川防衛大臣、山根外務副大臣、加藤外務大臣政務官、森田総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、猪口邦子君（自民）、佐藤正久君（自民）、島尻安伊子君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

（閣条第1号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

（閣条第2号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年12月6日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自衛隊による国際平和協力活動等に関する件について玄葉外務大臣、一川防衛大臣、藤村内閣官房長官、山根外務副大臣及び渡辺防衛副大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、佐藤正久君（自民）、島尻安伊子君（自民）、宇都隆史君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締

結について承認を求めるの件（第177回国会閣条第2号）（衆議院送付）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会閣条第3号）（衆議院送付）

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会閣条第4号）（衆議院送付）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会閣条第14号）（衆議院送付）

以上4件について玄葉外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年12月8日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会閣条第2号）（衆議院送付）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会閣条第3号）（衆議院送付）

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会閣条第4号）（衆議院送付）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会閣条第14号）（衆議院送付）

以上4件について野田内閣総理大臣、玄葉外務大臣、一川防衛大臣、山根外務副大臣、松下経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

- ・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、佐藤正久君（自民）、
山本香苗君（公明）、舛添要一君（日改）、
山内徳信君（社民）

・質疑

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、猪口邦子君（自民）、
佐藤正久君（自民）、山本一太君（自民）、
山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、
舛添要一君（日改）、山内徳信君（社民）

（第177回国会閣条第2号）

賛成会派 民主、自民、日改

反対会派 公明、みん、社民

（第177回国会閣条第3号）

賛成会派 民主、自民、日改

反対会派 公明、みん、社民

（第177回国会閣条第4号）

賛成会派 民主、自民、日改

反対会派 公明、みん、社民

（第177回国会閣条第14号）

賛成会派 民主、自民、日改

反対会派 公明、みん、社民

○平成23年12月9日（金）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第3号外143件を審査した。
- インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（第176回国会参第1号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	尾立 源幸 (民主)	川崎 稔 (民主)	藤井 基之 (自民)
理事	大久保 勉 (民主)	櫻井 充 (民主)	古川 俊治 (自民)
理事	田中 直紀 (民主)	広野 ただし (民主)	若林 健太 (自民)
理事	佐藤 ゆかり (自民)	藤田 幸久 (民主)	竹谷 とし子 (公明)
理事	塚田 一郎 (自民)	水戸 将史 (民主)	中西 健治 (みん)
理事	荒木 清寛 (公明)	愛知 治郎 (自民)	大門 実紀史 (共産)
	大塚 耕平 (民主)	鴻池 祥肇 (自民)	中山 恭子 (日改)
	金子 洋一 (民主)	西田 昌司 (自民)	
	川上 義博 (民主)	林 芳正 (自民)	(23. 10. 25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願22種類105件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

継続税法・復興財源確保法 平成23年度税制改正法案のうち、個人所得課税の諸控除の見直し、法人税の税率引下げ、相続税の控除・税率の見直し、地球温暖化対策のための税の創設、納税者権利憲章の策定等の措置を講ずる**経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案**については、第177回国会において衆議院で継続審査となっていた。本法律案については、施行期日等を修正し、納税者権利憲章の策定に係る規定を削除する等の内閣修正が行われたほか、衆議院において、個人所得課税の諸控除の見直し、相続税の控除・税率の見直し、地球温暖化対策のための税の創設を削除する等、所要の修正が行われた。

また、東日本大震災からの復興を図る

ために平成23年度から平成27年度までに実施する施策に必要な財源を確保するための措置を講ずる**東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案**が提出された。本法律案については、衆議院において、復興特別所得税の課税対象期間及び税率の変更、復興特別たばこ税に係る規定の削除、復興債等の償還期間の変更、決算剰余金の償還費用の財源への活用、復興に係る特別会計の設置等、所要の修正が行われた。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、消費税を含む税制抜本改革の実施の道筋、法人実効税率引下げの意義、納税者権利憲章に関する規定を削除した理由、復興債の償還期間の在り方、復興財源を増税で賄うことの是非、東日本大震災からの復興に向けた事業推進の必要性等について質疑が行われ、いずれも多数をもって可決された。なお、復興財源確保法に対し附帯決議が付された。

震災特例税法の改正 東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、

所得税法その他の国税関係法律の特例を定める東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について、新規立地新設企業の法人税を5年間無税とする措置の内容と効果、復興に向けた更なる支援の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月27日、欧州債務危機問題が我が国経済へ波及しないための対応策、復興債の償還期間を建設国債同様の60年間としない理由、円高対応緊急ファシリティの仕組みと目的、復興財源に関する第3次補正予算の提出が10月となった理由等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年10月25日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- G7・G20財務大臣会議に関する件、欧州債務問題に関する件、円高対策に関する件、震災復興財源に関する件、二重債務問題に関する件、たばこ税に関する件、日韓通貨スワップ協定に関する件、オリンパスに関する件等について安住財務大臣、自見内閣府特命担当大臣、五十嵐財務副大臣、石田内閣府副大臣、中塚内閣府副大臣、藤田財務副大臣、藤田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所常務執行役員静正樹君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤ゆかり君(自民)、林芳正君(自民)、竹谷とし子君(公明)、中西健治君(みん)、大門実紀史君(共産)、中山恭子君(日改)、若林健太君(自民)、田中直紀君(民主)、川上義博君(民主)、金子洋一君(民主)

○平成23年11月25日(金) (第3回)

- 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第2号)(衆議院送付)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について安住財務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院財務金融委員長海江田万里君から説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年11月29日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第2号)(衆議院送付)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上両案について野田内閣総理大臣、安住財務大臣、藤田財務副大臣、五十嵐財務副大臣、大串内閣府大臣政務官、加藤外務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行い、次の参考人から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・質疑

〔質疑者〕

佐藤ゆかり君(自民)、愛知治郎君(自民)、

西田昌司君（自民）、竹谷とし子君（公明）、
中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、
中山恭子君（日改）、水戸将史君（民主）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

メリルリンチ日本証券調査部マネージング
ディレクター 大槻奈那君

株式会社東邦銀行相談役

福島県商工会議所連合会会長 瀬谷俊雄君

〔質疑者〕

金子洋一君（民主）、古川俊治君（自民）、
荒木清寛君（公明）、中西健治君（みん）、
大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕

水戸将史君（民主）、川崎稔君（民主）、佐
藤ゆかり君（自民）、塚田一郎君（自民）、
古川俊治君（自民）、荒木清寛君（公明）、
中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、
中山恭子君（日改）

（第177回国会閣法第2号）

賛成会派 民主、自民、公明、日改

反対会派 みん、共産

（閣法第4号）

賛成会派 民主、自民、公明、日改

反対会派 みん、共産

なお、東日本大震災からの復興のための施策
を実施するために必要な財源の確保に関する
特別措置法案（閣法第4号）（衆議院送付）
について附帯決議を行った。

○平成23年12月1日（木）（第5回）

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律
の臨時特例に関する法律の一部を改正する法
律案（閣法第10号）（衆議院送付）について
安住財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年12月6日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律
の臨時特例に関する法律の一部を改正する法
律案（閣法第10号）（衆議院送付）について
安住財務大臣、藤田財務副大臣、吉田財務大
臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った

後、可決した。

〔質疑者〕

櫻井充君（民主）、愛知治郎君（自民）、若
林健太君（自民）、荒木清寛君（公明）、中
西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、
中山恭子君（日改）

（閣法第10号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年12月9日（金）（第7回）

- 請願第9号外104件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求
書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に
一任することに決定した。

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	野上 浩太郎 (自民)	齋藤 嘉隆 (民主)	熊谷 大 (自民)
理事	鈴木 寛 (民主)	谷 亮子 (民主)	義家 弘介 (自民)
理事	那谷屋 正義 (民主)	藤谷 光信 (民主)	草川 昭三 (公明)
理事	橋本 聖子 (自民)	森 ゆうこ (民主)	山本 博司 (公明)
理事	水落 敏栄 (自民)	横峯 良郎 (民主)	柴田 巧 (みん)
	大石 尚子 (民主)	石井 浩郎 (自民)	自見 庄三郎 (国民)
	神本 美恵子 (民主)	上野 通子 (自民)	(23.10.25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願11種類23件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

10月25日、中川文部科学大臣から、就任に当たっての挨拶を聴いた。

10月27日、東日本大震災からの教育復興及び支援、高校無償化制度の政策効果の検証、原発事故発生後の緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム

(SPEEDI)の運用、被災地の子ども心のケア、教育公務員の政治的活動、高速増殖炉「もんじゅ」の今後の研究開発とストレステスト、朝鮮学校への高校無償化制度適用等について質疑を行った。

12月6日、東日本大震災で被災した特定先端大型研究施設の復旧状況及び被災後の学校教育等に関する実情調査のため、J-PARCセンター及び東海村立東海中学校を視察した。

(2) 委員会経過

○平成23年10月25日(火) (第1回)

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年10月27日(木) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○東日本大震災からの教育復興及び支援に関する件、高校無償化制度の政策効果の検証に関する件、原発事故発生後の緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)の運用に関する件、被災地の子ども心のケアに関する件、教育公務員の政治的活動に関する件、高速増殖炉「もんじゅ」の今後の研究開発とストレステストに関する件、朝鮮学校への高校無償化制度適用に関する件等につ

いて中川文部科学大臣、奥村文部科学副大臣、森文部科学副大臣、神本文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君(民主)、齋藤嘉隆君(民主)、上野通子君(自民)、熊谷大君(自民)、義家弘介君(自民)、草川昭三君(公明)、柴田巧君(みん)

○平成23年12月9日(金) (第3回)

○請願第166号外22件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に

一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	小林 正夫 (民主)	川合 孝典 (民主)	高階 恵美子 (自民)
理事	梅村 聡 (民主)	津田 弥太郎 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	柳田 稔 (民主)	辻 泰弘 (民主)	三原 じゅん子 (自民)
理事	石井 準一 (自民)	西村 まさみ (民主)	秋野 公造 (公明)
理事	中村 博彦 (自民)	牧山 ひろえ (民主)	川田 龍平 (みん)
理事	渡辺 孝男 (公明)	赤石 清美 (自民)	田村 智子 (共産)
	足立 信也 (民主)	石井 みどり (自民)	福島 みずほ (社民)
	石橋 通宏 (民主)	衛藤 晟一 (自民)	
	大島 九州男 (民主)	大家 敏志 (自民)	(23.10.25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出1件の合計3件であり、そのうち内閣提出2件を可決し、本院議員提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願34種類118件のうち、2種類9件を採択した。

〔法律案の審査〕

年金 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（第177回国会閣法第22号）は、基礎年金に係る国庫負担割合を2分の1とするため、平成23年度において国庫は36.5%の国庫負担額と2分の1の国庫負担額との差額を負担するものとするほか、平成24年度から税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られるまでの間の基礎年金の国庫負担については、国庫が36.5%と2分の1との差額を負担するよう、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるものとする等、所要の改正を行おうとするものである。なお、平成23年度の差額の負担に充てるための財源について、当初予定していた臨時財源が東日本大震災に対処

するために活用されたこと等から、第177回国会及び第179回国会において内閣修正が行われ、復興債の発行による収入金を活用することとされた。また、衆議院においては、平成24年度からの差額の負担に充てるための財源について、「必要な税制上の措置を講じた上で」とする修正が行われた。

委員会においては、基礎年金国庫負担割合2分の1を維持するための財源確保策、社会保障と税の一体改革における年金制度改革の方向性、年金の物価スライド特例水準解消が及ぼす影響、新しい年金制度の創設に向けた検討状況等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

肝炎 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（閣法第5号）は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の方々にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図るため、確定判決又は和解若しくは調停で、B型肝炎ウイルスに感染

したことを証明された方々とその相続人に対し、その病態等に応じた額の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「給付金」という。）等を支給しようとするものである。衆議院においては、給付金等の支給に充てるため社会保険診療報酬支払基金に対して政府が交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて確保するものとする修正が行われた。

委員会においては、除斥期間を経過した患者等への対応、平成24年度以降の財源確保の見通し、総合的な肝炎対策推進の必要性等について質疑を行った。質疑を終局した後、みんなの党から、除斥期間を経過した特定B型肝炎ウイルス感染者等に対し、除斥期間を経過していない者と同額の給付金を支給すること等を含む内容とする修正案が提出され、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月25日、臓器移植に関する件について、小宮山厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等に関する報告を聴取した。

10月27日、統合医療に関する政府の取組状況、病児・病後児保育を拡充する必要性、離島・中山間地等における雇用創出策等を充実する必要性、生活保護の医療扶助の給付方法を適正化する必要性、年金一元化や最低保障年金創設等の年金制度改革に向けた検討状況、子どもに対する手当への所得制限導入による理念の変化、AED等による救急蘇生法の現状及び普及推進の取組状況、地域医療再生交付金を弾力的に運用する必要性、厚生労働省イレッサ訴訟問題検証チームの調査資料の情報公開を政治主導で進める必要性、TPP（環太平洋連携協定）交渉が我が国の医療制度に与える影響、福島第一原子力発電所従事者等の放射線被ばく線量管理の現状等について質疑を行った。

12月1日、若年層の歯周病対策における予防の重要性及び必要性、子宮頸がん予防ワクチンの接種推進に対する厚生労働大臣の決意、年金の物価スライド特例水準の見直しに関する政府方針、歯科訪問診療料の算定要件の在り方、ヘリコバクター・ピロリ陽性の除菌に対する保険適用拡大の見込み、訪問介護における生活援助サービスの平均時間算出に係る問題、受診時定額負担が医療保険制度の原則に反するとの指摘に対する見解等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成23年10月25日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 臓器移植に関する件について小宮山厚生労働

大臣から報告を聴いた。

○平成23年10月27日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 統合医療に係る政府の取組状況に関する件、病児・病後児保育の拡充に関する件、地方に

おける雇用創出策等の充実に関する件、生活保護制度の在り方に関する件、年金制度の見直しに向けた検討状況に関する件、子どもに対する手当の理念とその在り方に関する件、AED等による救急蘇生法の普及推進等に関する件、地域医療再生交付金の弾力的運用に関する件、厚生労働省イレッサ訴訟問題検証チームの調査資料の情報公開に関する件、T P P交渉が我が国の医療制度に与える影響に関する件、福島第一原子力発電所従事者等の放射線被ばく線量管理に関する件等について小宮山厚生労働大臣、辻厚生労働副大臣、牧厚生労働副大臣、森文部科学副大臣、松下経済産業副大臣、藤田厚生労働大臣政務官、津田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大島九州男君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、石橋通宏君（民主）、中村博彦君（自民）、大家敏志君（自民）、丸川珠代君（自民）、渡辺孝男君（公明）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みんな）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成23年12月1日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 若年者の歯周疾患対策の推進に関する件、子宮頸がん予防ワクチン等の接種事業の充実に関する件、年金の物価スライド特例水準の見直しに関する件、歯科診療報酬の在り方に関する件、胃がん対策の拡充に関する件、生活援助に係る介護報酬の見直しに関する件、受診時定額負担導入の是非に関する件等について小宮山厚生労働大臣、辻厚生労働副大臣、奥村文部科学副大臣、後藤内閣府副大臣、藤田厚生労働大臣政務官、津田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、三原じゅん子君（自民）、大島九州男君（民主）、西村まさみ君（民主）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みんな）、田村智子君（共産）

- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部

を改正する法律案（第177回国会閣法第22号）（衆議院送付）について小宮山厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生労働委員長池田元久君から説明を聴いた。

○平成23年12月6日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（第177回国会閣法第22号）（衆議院送付）について小宮山厚生労働大臣、五十嵐財務副大臣、辻厚生労働副大臣、三谷財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

丸川珠代君（自民）、渡辺孝男君（公明）、川田龍平君（みんな）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）、石橋通宏君（民主）（第177回国会閣法第22号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 みんな、共産

- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（閣法第5号）（衆議院送付）について小宮山厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生労働委員長池田元久君から説明を聴いた。

○平成23年12月8日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（閣法第5号）（衆議院送付）について小宮山厚生労働大臣、辻厚生労働副大臣、藤田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古川俊治君（自民）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みんな）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）（閣法第5号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 みんな

なお、附帯決議を行った。

○平成23年12月9日(金) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第257号外8件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第32号外108件を審査した。
- 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(第176回国会参第3号)の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	小川	勝也 (民主)	外山	齋 (民主)	長谷川	岳 (自民)
理事	金子	恵美 (民主)	徳永	エリ (民主)	福岡	資麿 (自民)
理事	郡司	彰 (民主)	中谷	智司 (民主)	白浜	一良 (公明)
理事	野村	哲郎 (自民)	松浦	大悟 (民主)	横山	信一 (公明)
理事	山田	俊男 (自民)	青木	一彦 (自民)	小野	次郎 (みん)
	岩本	司 (民主)	加治屋	義人 (自民)	紙	智子 (共産)
	小川	敏夫 (民主)	鶴保	庸介 (自民)		(23. 10. 25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件(本院継続)であり、継続審査とした。

また、本委員会付託の請願4種類14件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案は、鳥獣による農林水産業や生活環境に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村長による都道府県知事に対する必要な措置を講ずることの要請、対象鳥獣により住民に被害が生ずる恐れがある場合等の対処、捕獲した対象鳥獣の食品としての利用等を図るための施設整備の充実、有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保、狩猟免許の有効期間の延長、ライフル銃の所持許可の要件の緩和等に関する規定の整備を行おうとするものである。

委員会では、発議者の野村哲郎君より趣旨説明を聴取した後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査〕

10月27日、農林水産に関する調査を議題とし、TPPが国内農業及び食料自給率に与える影響、TPP交渉参加後の離脱可否及びその影響、二国間のEPA交渉ではなく多国間のTPP交渉を行う理由、TPP交渉参加の判断時期、TPP交渉で関税撤廃の例外的扱いが認められる可能性、平地で20～30ha規模の経営体が大衆を占める農業構造の実現可能性、「我が国の食と農林漁業再生のための基本方針・行動計画」と戸別所得補償との整合性、新規就農者支援における国と市町村の連携の重要性、被災漁業者の漁業再開までの収入確保のための支援事業の拡充の必要性、水産業復興特区制度を導入する理由、農地・森林における放射性物質除染技術の実証実験の状況、東京電力策定の損害賠償基準の適正性の確保、放射性セシウムに汚染された稲わら等を国の責任で処分する必要性、食品等の放射性物質検査の現状と肥飼料の規制状況、トド等による漁業被害の現状とその対応、警察署における猟銃所持許可申請の受付時間の延長、有害鳥獣捕獲者に対する経済的支援及び事故時の免責措置の必要性、

植物工場のモデル事業の評価と今後の取組方針、森林整備加速化・林業再生基金が果たしてきた役割と今後の事業方針、漁業用軽油等の免税措置を恒久化する必要性、北海道南太平洋海域のスケトウダラTACの期中改定ルール策定の必要性、農山村における再生可能エネルギー生産

に向けた規制緩和のあり方、諫早湾干拓事業に係る訴訟の原告等関係者と大臣との対話の必要性等について質疑を行った。

12月8日、農林水産に関する調査を議題とし、政府に対し、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議を行った。

（2）委員会経過

○平成23年10月25日（火）（第1回）

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年10月27日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する件、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に関する件、東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と対策に関する件、鳥獣被害対策に関する件等について鹿野農林水産大臣、岩本農林水産副大臣、中塚内閣府副大臣、黄川田総務副大臣、森本農林水産大臣政務官、加藤外務大臣政務官、浜田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

外山斎君（民主）、徳永エリ君（民主）、野村哲郎君（自民）、山田俊男君（自民）、長谷川岳君（自民）、横山信一君（公明）、小

野次郎君（みんな）、紙智子君（共産）

○平成23年12月8日（木）（第3回）

- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議を行った。
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（第177回国会参第23号）について発議者参議院議員野村哲郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成23年12月9日（金）（第4回）

- 請願第213号外13件を審査した。
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（第177回国会参第23号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議—

本年11月11日、野田内閣総理大臣は「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明した。しかしながら、TPPについては、政府からの情報提供及び国民的議論とも不十分であると言わざるを得ない状況であり、先のAPEC首脳会合において交渉参加を表明することに対し、各界各層から強い懸念が相次いで示されたところである。TPPは原則として関税をすべて撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招くおそれがある。さらに、TPPにより食の安全が

脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

よって、政府は、T P P 交渉参加に向けた関係国との協議を行う場合には、次の事項に留意することを強く求めるものである。

- 一 交渉参加に向けた関係国との協議により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 二 交渉参加に向けた関係国との協議は、国益を最大限に実現するため、政府一体となって慎重に行うこと。その際、国益を損なうことが明らかになった場合には、政府は交渉参加の見送りも含め厳しい判断をもって臨むこと。
- 三 交渉参加に向けた関係国との協議を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、協議の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。
- 四 我が国は自由貿易の推進を対外通商政策の柱とし、様々なE P A ・ F T A、地域協定のメリット、デメリットを検討し、メリットの大きなものについては積極的に推進するとともに、これによって打撃を受ける分野については必要な国境措置を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じてきたところである。今後とも、我が国のとるべき戦略について精力的に構築すること。
右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	前川	清成 (民主)	藤原	正司 (民主)	二之湯	智 (自民)
理事	高橋	千秋 (民主)	増子	輝彦 (民主)	松山	政司 (自民)
理事	轟木	利治 (民主)	安井	美沙子 (民主)	脇	雅史 (自民)
理事	姫井	由美子 (民主)	柳澤	光美 (民主)	松	あきら (公明)
理事	関口	昌一 (自民)	磯崎	仁彦 (自民)	松田	公太 (みん)
理事	牧野	たかお (自民)	岩城	光英 (自民)	荒井	広幸 (日改)
	直嶋	正行 (民主)	末松	信介 (自民)	森田	高 (国民)

(23. 10. 25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件(本院継続)であり、継続審査とした。また、本委員会付託の請願18種類81件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

10月27日、電力需給対策に関する件、円高対策と産業空洞化の防止に関する件、

環太平洋パートナーシップ協定交渉への参加に関する件、福島原子力発電所事故の収束と放射線被害への対処に関する件、公正な市場競争に関する件等について質疑を行った。

12月6日、独立行政法人産業技術総合研究所臨海副都心センターに視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年10月25日(火) (第1回)

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年10月27日(木) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○電力需給対策に関する件、円高対策と産業空洞化の防止に関する件、環太平洋パートナーシップ協定交渉への参加に関する件、福島原子力発電所事故の収束と放射線被害への対処に関する件、公正な市場競争に関する件等について枝野経済産業大臣、山岡内閣府特命担当大臣、牧野経済産業副大臣、北神経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋千秋君(民主)、姫井由美子君(民主)、轟木利治君(民主)、関口昌一君(自民)、牧野たかお君(自民)、末松信介君(自民)、磯崎仁彦君(自民)、松あきら君(公明)、松田公太君(みん)、荒井広幸君(日改)

○平成23年12月9日(金) (第3回)

○請願第15号外80件を審査した。
○原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(第177回国会参第10号)の継続審査要求書を提出することを決定した。
○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	岡田	直樹 (自民)	平山	幸司 (民主)	伊達	忠一 (自民)
理事	池口	修次 (民主)	藤本	祐司 (民主)	中原	八一 (自民)
理事	友近	聡朗 (民主)	藤原	良信 (民主)	渡辺	猛之 (自民)
理事	佐藤	信秋 (自民)	前田	武志 (民主)	長沢	広明 (公明)
理事	吉田	博美 (自民)	室井	邦彦 (民主)	上野	ひろし (みん)
理事	谷合	正明 (公明)	米長	晴信 (民主)	藤井	孝男 (日改)
	植松	恵美子 (民主)	岩井	茂樹 (自民)	吉田	忠智 (社民)
	大河原	雅子 (民主)	大江	康弘 (自民)		
	白	真勲 (民主)	小泉	昭男 (自民)		(23.10.25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出1件の合計3件であり、そのうち内閣提出2件を可決し、本院議員提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願1種類27件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

津波防災地域づくりに関する法律案は、東日本大震災による津波被害を教訓として、ハードとソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを全国において進めていくため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項等について定めるとともに、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備、津波災害特別警戒区域における一定の開発行為の制限等について定めようとするものである。また、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、津波防災地域づくりに関する

法律の施行に伴い、水防法、土地収用法その他の関係法律について必要な規定の整備等を行おうとするものである。委員会においては、両案は一括して議題とされ、津波防災対策における国の役割及び自治体への支援の在り方、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災対策の必要性、両法律案に基づく諸施策の実効性の確保等について質疑が行われ、両案はいずれも全会一致をもって可決された。なお、両案に対して、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月25日、国土交通行政の諸施策に関する件について、前田国土交通大臣から説明を聴取した。

10月27日、質疑を行い、国土交通省が構築を目指す持続可能な低炭素・循環型社会の姿、ビジネスジェットの受入体制の整備、災害に強い国土づくりをする上での国土交通省の役割、高速道路料金における利用者負担の軽減に向けた検討の必要性、本州四国連絡高速道路の料金制度の在り方、道路整備における防災機能

を加味した事業評価、地域自主戦略交付金の政策目的の明確化の必要性、大災害に備えた地方整備局の必要性、建設産業の地域における役割と今後の支援策、海岸堤防の復旧に向けた政府の方針、日本海側拠点港に期待される役割及び国土交通省の支援策、ネットワーク効果を重視した道路整備の推進、東日本大震災による宅地被害への支援策、災害公営住宅建設費の第三次補正予算への反映状況、交通事故により脳脊髄液減少症を発症した被害者への自賠責保険適用の有無、八ッ場ダムの再検証結果についての判断時期、海上警察権強化のための法整備の必要性、交通基本法成立に向けた国土交通大臣の決意、日本航空再建に伴う整理解雇等による安全運航に対する懸念などの諸問題が取り上げられた。

11月10日、東日本大震災により被害を受けた社会資本の復旧・復興状況等の実

情調査のため、岩手県に委員派遣を行った。

12月1日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、質疑を行い、東日本大震災の教訓を踏まえた今後の社会資本整備及びその事業評価の在り方、運賃メーターの導入によるトラック運賃制度の適正化の必要性、補助金の一括交付金化による公共事業費総額の削減に対する懸念、大規模災害等緊急時の対応を踏まえた国の出先機関の在り方、ジオパークの普及促進による観光振興策、震災で被災した沿岸部の第三セクター鉄道への支援の概要及びJR路線に対する国の支援の検討状況、八ッ場ダム建設事業の再検証作業の現状と今後の見通し、尖閣諸島魚釣島灯台の管理状況及びその機能強化の必要性、バス事業者に係る災害復旧制度等の創設の必要性などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成23年10月25日(火) (第1回)

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について前田国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成23年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ビジネスジャンルの受入体制の強化に関する件、災害に強い国土づくりをする上での国土交通省の役割に関する件、しまなみ海道を始めとした本四高速の料金制度の在り方に関する件、公共事業予算を引き上げる必要性に関する件、日本海側拠点港に期待される役割及び国土交通省の支援策に関する件、東日本大震災後の観光地における風評被害に対する観光庁の対応に関する件、東日本大震災による宅地被害への支援策に関する件、災害公営住宅の買取制度の弾力的運用に関する件、八ッ

場ダムの再検証結果についての判断時期に関する件、海上警察権強化のための法整備の必要性に関する件、日本航空再建に伴う整理解雇等による安全運航に対する懸念に関する件等について前田国土交通大臣、松原国土交通副大臣、奥田国土交通副大臣、室井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君(民主)、池口修次君(民主)、友近聡朗君(民主)、佐藤信秋君(自民)、中原八一君(自民)、大江康弘君(自民)、谷合正明君(公明)、長沢広明君(公明)、上野ひろし君(みん)、藤井孝男君(日改)、吉田忠智君(社民)

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年12月1日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 東日本大震災の教訓を踏まえた今後の社会資本整備に関する件、大規模災害等緊急時の対応を踏まえた国の出先機関改革の必要性に関する件、ジオパークの普及促進を通じた観光振興に関する件、八ッ場ダム建設事業の再検証作業の現状と今後の見通しに関する件、尖閣諸島の灯台の機能強化の必要性に関する件、被災したバス事業者への支援制度の必要性に関する件等について前田国土交通大臣、後藤内閣府副大臣、室井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩井茂樹君（自民）、佐藤信秋君（自民）、谷合正明君（公明）、上野ひろし君（みん）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）

- 津波防災地域づくりに関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について前田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

- 平成23年12月6日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 津波防災地域づくりに関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
- 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について前田国土交通大臣、奥田国土交通副大臣、津島国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

渡辺猛之君（自民）、中原八一君（自民）、大江康弘君（自民）、谷合正明君（公明）、上野ひろし君（みん）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）、藤原良信君（民主）

（閣法第6号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、

社民

反対会派 なし
（閣法第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

- 平成23年12月9日（金）（第5回）

- 請願第24号外26件を審査した。
- 雨水の利用の推進に関する法律案（参第3号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

- 平成23年11月10日（木）

- 東日本大震災により被害を受けた社会資本の復旧・復興状況等の実情調査

〔派遣地〕

岩手県

〔派遣委員〕

岡田直樹君（自民）、池口修次君（民主）、友近聡朗君（民主）、佐藤信秋君（自民）、吉田博美君（自民）、谷合正明君（公明）、大河原雅子君（民主）、白眞勲君（民主）、藤本祐司君（民主）、藤原良信君（民主）、岩井茂樹君（自民）、吉田忠智君（社民）

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	松村 祥史 (自民)	ツルネン マルテイ (民主)	谷川 秀善 (自民)
理事	小見山 幸治 (民主)	徳永 久志 (民主)	中川 雅治 (自民)
理事	広田 一 (民主)	羽田 雄一郎 (民主)	加藤 修一 (公明)
理事	川口 順子 (自民)	平山 誠 (民主)	水野 賢一 (みん)
理事	北川 イッセイ (自民)	舟山 康江 (民主)	市田 忠義 (共産)
	小西 洋之 (民主)	小坂 憲次 (自民)	亀井 亜紀子 (国民)
	輿石 東 (民主)	鈴木 政二 (自民)	(23. 10. 25 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願 1 種類 6 件は、保留とした。

〔国政調査〕

10月27日、原子力発電所事故由来の放射性物質の除染及び汚染廃棄物対策、温室効果ガス25%削減目標、T P P 議論と生物多様性条約等との整合性、地球温暖化対策のための税、災害廃棄物処理の業務委託契約の在り方、地球温暖化の科学的事実、放射性物質に汚染された廃棄物・土壌等の中間貯蔵施設の設置等について質疑を行った。

12月1日、11月29日に実施した東北地

方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故由来の放射性物質による環境汚染への取組状況等に関する実情調査のための委員派遣について派遣委員から報告を聴いた後、原子力発電所事故由来の放射性物質の除染への取組、環境省に送られてきた福島県内の土の処分問題、C O P 17で京都議定書の延長が採択された場合の我が国の対応、「原子力安全庁 (仮称)」の任務と名称、我が国のエネルギー効率の水準と更なる向上の余地、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の進め方、原子力発電所事故に伴う警戒区域内における除染と住民帰還の可能性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年10月25日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 原子力発電所事故由来の放射性物質の除染及び汚染廃棄物対策に関する件、温室効果ガス25パーセント削減目標に関する件、T P P 議

論と生物多様性条約等との整合性に関する件、地球温暖化対策のための税に関する件、災害廃棄物処理の業務委託契約の在り方に関する件、地球温暖化の科学的事実に関する件、放射性物質に汚染された廃棄物・土壌等の中間貯蔵施設の設置に関する件等について細野環境大臣、筒井農林水産副大臣、松下経済産業副大臣、横光環境副大臣、津島国土交通大臣政務官、高山環境大臣政務官及び政府参考

人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北川イッセイ君（自民）、中川雅治君（自民）、川口順子君（自民）、加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、亀井亜紀子君（国民）、広田一君（民主）

○平成23年11月22日（火）（第3回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年12月1日（木）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○原子力発電所事故由来の放射性物質の除染への取組に関する件、環境省に送られてきた福島県内の土の処分問題に関する件、COP17で京都議定書の延長が採択された場合の我が国の対応に関する件、「原子力安全庁（仮称）」の任務と名称に関する件、我が国のエネルギー効率の水準と更なる向上の余地に関する件、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の進め方に関する件、原子力発電所事故に伴う警戒区域内における除染と住民帰還の可能性に関する件等について細野環境大臣、牧野経済産業副大臣、松下経済産業副大臣、岩本農林水産副大臣、高山環境大臣政務官、津川国土交通大臣政務官、北神経済産業大臣政務官、郡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小見山幸治君（民主）、谷川秀善君（自民）、川口順子君（自民）、加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、亀井亜紀子君（国民）

○平成23年12月9日（金）（第5回）

○請願第44号外5件を審査した。

○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年11月29日（火）

○東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故由来の放射性物質による環境汚染への取組状況等に関する実情調査

〔派遣地〕

福島県

〔派遣委員〕

松村祥史君（自民）、小見山幸治君（民主）、広田一君（民主）、川口順子君（自民）、北川イッセイ君（自民）、小西洋之君（民主）、徳永久志君（民主）、平山誠君（民主）、舟山康江君（民主）、小坂憲次君（自民）、谷川秀善君（自民）

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	鈴木 政二 (自民)	輿石 東 (民主)	中村 博彦 (自民)
理事	佐藤 公治 (民主)	徳永 エリ (民主)	林 芳正 (自民)
理事	広野 ただし (民主)	羽田 雄一郎 (民主)	吉田 博美 (自民)
理事	世耕 弘成 (自民)	平田 健二 (民主)	木庭 健太郎 (公明)
理事	江口 克彦 (みん)	藤原 正司 (民主)	山口 那津男 (公明)
	北澤 俊美 (民主)	伊達 忠一 (自民)	亀井 亜紀子 (国民)
	郡司 彰 (民主)	谷川 秀善 (自民)	(23. 11. 2 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を1回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、1回開かれ、谷垣禎一君、山口那津男君が発言者となって、野田内閣総理大臣との間で討議が行われた。

11月30日の合同審査会では、鈴木政二参議院国家基本政策委員長が会長を務め、

沖縄防衛局長の不適切発言等に対する野田総理の対応、普天間飛行場移設に向けた環境影響評価書の提出時期、TPP交渉における情報開示の必要性と国益に関する総理の見解、消費税率引き上げに係る法案の閣議決定時期、社会保障と税の一体改革に係る検討状況、地方公務員の人員削減の必要性、沖縄防衛局長の不適切発言に対する政府の対応、震災復興の進捗状況に対する認識、社会保障と税の一体改革に関する具体的内容及びその実施時期等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成23年11月2日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成23年11月28日(月) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。

○平成23年11月30日(水) (合同審査会第1回)

- 国家の基本政策に関する件について谷垣禎一君及び山口那津男君が野田内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	石井 一（民主）	小西 洋之（民主）	佐藤 ゆかり（自民）
理事	植松 恵美子（民主）	田中 直紀（民主）	末松 信介（自民）
理事	川上 義博（民主）	谷岡 郁子（民主）	塚田 一郎（自民）
理事	武内 則男（民主）	外山 齋（民主）	西田 昌司（自民）
理事	徳永 久志（民主）	友近 聡朗（民主）	丸山 和也（自民）
理事	有村 治子（自民）	西村 まさみ（民主）	三原じゅん子（自民）
理事	磯崎 陽輔（自民）	林 久美子（民主）	山田 俊男（自民）
理事	山本 一太（自民）	姫井 由美子（民主）	山谷 えり子（自民）
理事	浜田 昌良（公明）	広田 一（民主）	草川 昭三（公明）
理事	小野 次郎（みん）	牧山 ひろえ（民主）	竹谷 とし子（公明）
	石橋 通宏（民主）	赤石 清美（自民）	山本 博司（公明）
	江崎 孝（民主）	石井 浩郎（自民）	中西 健治（みん）
	大久保 勉（民主）	猪口 邦子（自民）	大門 実紀史（共産）
	大塚 耕平（民主）	片山 さつき（自民）	片山 虎之助（日改）
	金子 洋一（民主）	川口 順子（自民）	福島 みずほ（社民）

（23. 11. 2 現在）

（1）審議概観

第179回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十三年度第3次補正予算3案であった。平成二十三年度第3次補正予算3案はいずれも可決された。なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成二十三年度第3次補正予算 平成二十三年度補正予算3案（第3号、特第3号及び機第2号）は、10月28日国会に提出され、11月21日に成立した。

予算委員会では、11月2日、財務大臣から補正予算3案の趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、15日から質疑が行われ、21日、討論の後、可決された。

主な質疑の内容は以下のとおりである。まず、「野田内閣の国家目標は何か」との質疑があり、これに対し野田内閣総理大臣より、「当面の最大かつ最優先の課題は、東日本大震災からの復興と原発事故の収

束、そして経済の再生であり、これらの困難を乗り越えた後には、分厚い中間層をつくり、その中間層を支える持続可能な社会保障制度と税制の構築に取り組んでいきたい」旨の答弁があった。

次に、「先般開催されたAPEC首脳会議の成果は何か。APECにおいて、総理はTPPに関し、いかなる表明をしたのか」との質疑があり、これに対し、野田内閣総理大臣及び関係大臣より、「APECでは、アジア太平洋地域の経済統合を推進することについて各首脳が確認し合うことができた。TPPに関しては、交渉参加に向けて関係国との協議に入る方針を説明した。国益を最大限実現するとの視点で協議に臨んでいく所存であり、今後、農業を始め国民生活に与える影響について議論し、必要な対策を講じてまいりたい」旨の答弁があった。

また、「円高対策にどう取り組むのか。

中期財政フレームの実現可能性はどうか」との質疑があり、これに対し、野田内閣総理大臣及び関係大臣等より「円高に対しては、日銀による金融緩和措置のほか、政府としても過度の変動には為替介入を実施するとともに、中小企業金融支援や立地補助金の拡充など総合的な対策を打っているところである。中期財政フレームでは、大震災による財政支出等を分離した上で、基礎的財政収支対象経費、国債発行額を一定水準以下にとどめることとしており、来年度予算についても、歳入歳出両面において最大限努力し、財政規律の維持に努めてまいりたい」旨の答弁があった。

質疑はこのほか、復興増税の在り方、景気状況と消費税の関係、行財政改革の進め方、原発事故への対応、日本産食品等の輸入規制への対応、原子力政策の見直し、被災地の雇用確保策、二重債務問題対策、震災時の情報通信基盤の重要性、防災機能の強化、国内農業の再生に向けた支援策、日韓関係、米軍基地問題、人事院勧告と給与法、閣僚の任命責任、政治資金に関する諸問題、離島対策、住宅対策等の問題が取り上げられた。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査として、

以下のとおり、予算委員会が開かれた。

まず、11月11日には、環太平洋パートナーシップ協定等に関する集中審議が行われた。質疑では、TPP参加のメリットとデメリット、農林漁業及び医療・介護に対するセーフティネットの必要性、TPP交渉参加に関する考え方、例外措置の見通し、TPP等参加に関する影響試算、TPP協定における知的財産権及び投資紛争解決分野での問題点、ASEAN+6とTPPとの比較、通貨安定に関する取組、共済事業及び労働法制についての対応方針、社会保障制度及び労働市場改革の必要性、TPP参加による国内農畜産業への影響、TPPに関する情報開示の必要性等の問題が取り上げられた。

また、12月6日には、野田内閣の政治倫理を始めとする基本姿勢に関する集中審議が行われた。質疑では、閣僚の責務と任命責任、政治資金規制法改正への取組、外国人による政治献金問題、政治とカネをめぐる諸問題、永住外国人の地方参政権付与に関する方針、日米地位協定の見直し、普天間基地移設問題、公務員改革への取組、離島振興、観光振興、被災地でのカジノ解禁問題、原発輸出に関する方針等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成23年11月2日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十三年度一般会計補正予算(第3号) (予)
平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)

(予)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号) (予)

以上3案について安住財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年11月11日(金) (第2回)

— 集中審議(環太平洋パートナーシップ協定

等) —

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、環太平洋パートナーシップ協定等に関する件について野田内閣総理大臣、鹿野農林水産大臣、古川国務大臣、安住財務大臣、一川防衛大臣、自見国務大臣、枝野経済産業大臣、小宮山厚生労働大臣、川端総務大臣及び山口外務副大臣に対し質疑を行った。

[質疑者]

広野ただし君(民主)、林芳正君(自民)、
※佐藤ゆかり君(自民)、西田実仁君(公明)、中西健治君(みんな)、紙智子君(共産)、
舛添要一君(日改)、福島みずほ君(社民)

※関連質疑

○平成23年11月15日(火)(第3回)

— 総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)

(衆議院送付)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)

(衆議院送付)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)(衆議院送付)

以上3案について野田内閣総理大臣、鹿野農林水産大臣、安住財務大臣、山岡国務大臣、枝野国務大臣、蓮舫国務大臣、藤村内閣官房長官、玄葉外務大臣、細野環境大臣、前田国土交通大臣、平野国務大臣、中川文部科学大臣、小宮山国務大臣、古川国務大臣、一川防衛大臣、自見内閣府特命担当大臣、平岡法務大臣、筒井農林水産副大臣、奥田国土交通副大臣、政府参考人、参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君及び日本銀行副総裁山口廣秀君に対し質疑を行った。

[質疑者]

山本一太君(自民)、※岩城光英君(自民)、
※宮沢洋一君(自民)、※森まさこ君(自民)、
※西田昌司君(自民)、川上義博君(民主)、
※中村哲治君(民主)、※相原久美子

君(民主)

※関連質疑

○平成23年11月16日(水)(第4回)

— 総括質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)

(衆議院送付)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)

(衆議院送付)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)(衆議院送付)

以上3案について野田内閣総理大臣、小宮山厚生労働大臣、川端総務大臣、枝野国務大臣、玄葉外務大臣、前田国土交通大臣、鹿野農林水産大臣、平野国務大臣、中川文部科学大臣、安住財務大臣、自見内閣府特命担当大臣、細野国務大臣、藤村内閣官房長官、一川防衛大臣、古川国務大臣及び参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行った。

[質疑者]

※相原久美子君(民主)、※徳永久志君(民主)、木庭健太郎君(公明)、※山本香苗君(公明)、小野次郎君(みんな)、井上哲士君(共産)、片山虎之助君(日改)、吉田忠智君(社民)

※関連質疑

○平成23年11月17日(木)(第5回)

— 一般質疑 —

- 平成二十三年度一般会計補正予算(第3号)

(衆議院送付)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第3号)

(衆議院送付)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第2号)(衆議院送付)

以上3案について川端総務大臣、古川国務大臣、藤村内閣官房長官、枝野経済産業大臣、玄葉外務大臣、鹿野農林水産大臣、安住財務大臣、一川防衛大臣、前田国土交通大臣、小宮山厚生労働大臣、中川文部科学大臣、細野国務大臣、平野内閣府特命担当大臣、渡辺防衛副大臣、神風防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石橋通宏君（民主）、山田俊男君（自民）、宇都隆史君（自民）、山本博司君（公明）、※草川昭三君（公明）、中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、片山虎之助君（日改）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

○平成23年11月21日（月）（第6回）

— 締めくくり質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）（衆議院送付）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第3号）（衆議院送付）

平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第2号）（衆議院送付）

以上3案について野田内閣総理大臣、川端総務大臣、蓮舫国務大臣、藤村内閣官房長官、安住財務大臣、玄葉外務大臣、枝野国務大臣、古川国務大臣、小宮山厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、中川文部科学大臣、細野国務大臣、一川防衛大臣、江利川人事院総裁及び参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

武内則男君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、浜田昌良君（公明）、中西健治君（みん）、田村智子君（共産）、荒井広幸君（日改）、山内徳信君（社民）

（平成二十三年度第3次補正予算）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

○平成23年12月6日（火）（第7回）

— 集中審議（野田内閣の政治倫理を始めとする基本姿勢） —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、野田内閣の政治倫理を始めとする基本姿勢に関する件について野田内閣総理大臣、安住財務大臣、蓮舫国務大臣、川端国務大臣、中川文部科学大臣、山岡国務大臣、一川防衛大臣、前田国

士交通大臣、玄葉外務大臣、古川国務大臣、松原国土交通副大臣、横光環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民主）、西田昌司君（自民）、※磯崎陽輔君（自民）、長沢広明君（公明）、小野次郎君（みん）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）、山内徳信君（社民）

※関連質疑

○平成23年12月9日（金）（第8回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	山本 順三 (自民)	大久保 潔重 (民主)	野村 哲郎 (自民)
理事	大島 九州男 (民主)	大野 元裕 (民主)	藤川 政人 (自民)
理事	田城 郁 (民主)	斎藤 嘉隆 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	舟山 康江 (民主)	榛葉 賀津也 (民主)	森 まさこ (自民)
理事	小泉 昭男 (自民)	外山 齋 (民主)	若林 健太 (自民)
理事	中川 雅治 (自民)	西村 まさみ (民主)	横山 信一 (公明)
理事	加藤 修一 (公明)	米長 晴信 (民主)	柴田 巧 (みん)
	有田 芳生 (民主)	青木 一彦 (自民)	井上 哲士 (共産)
	石橋 通宏 (民主)	熊谷 大 (自民)	荒井 広幸 (日改)
	梅村 聡 (民主)	二之湯 智 (自民)	又市 征治 (社民)

(23. 11. 10 現在)

(1) 審議概観

第179回国会における本委員会付託案件は、平成二十一年度決算外2件(第176回国会提出)、平成二十一年度予備費関係4件(いずれも第177回国会提出・衆議院送付)及び本院議員提出法律案2件(いずれも第177回国会提出・本院継続審査)である。

審査の結果、平成二十一年度決算外2件のうち、平成二十一年度決算及び平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書については是認すべきものでないとし、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書については是認すべきものとした。また、平成二十一年度予備費関係4件については、いずれも承諾を与えるべきものとした。

そして、本院議員提出法律案2件はいずれも審査継続とした。

〔平成二十一年度決算の審査〕

平成二十一年度決算外2件は、第176回国会の平成22年11月19日に提出され、第177回国会に本委員会に付託された後、審査を継続していた。今国会においては、23

年12月7日、野田内閣総理大臣以下各大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

質疑を終局した後、まず、委員長より平成二十一年度決算についての6項目からなる内閣に対する警告案及び7項目からなる平成21年度決算審査措置要求決議案が示された。

続いて討論に入り、自由民主党・無所属の会より、平成二十一年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、民主党・新緑風会より、平成二十一年度決算外2件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案に賛成する旨の意見が述べられた。次に、公明党より、平成二十一年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、みんなの党より、平成二十一年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、

日本共産党より、平成二十一年度決算、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書の2件は是認することに反対、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、たちあがれ日本・新党改革より、平成二十一年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、社会民主党・護憲連合より、平成二十一年度決算は是認することに反対、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終局し、採決の結果、平成二十一年度決算は賛成少数により是認すべきものでないとし、内閣に対する警告案は全会一致をもって委員長提案のとおり警告すべきものと議決した。したがって、本会議で議決すべき議決案は、「一、本件決算は、これを是認しない。二、内閣に対し、次のとおり警告する。(以下6項目<略>)」となった。内閣に対し警告する事項は、①平成21年度決算検査報告における過去最悪の指摘金額等、②福島第一原子力発電所の事故により露呈した安全対策の不備等、③中央防災無線網整備事業に対する会計検査における検査の妨害、④高速増殖原型炉もんじゅにおけるトラブルの続発と通報の遅れ、⑤バイオマスの利活用に関する政策の非効率な実施状況、⑥原子力発電に係るシンポジウム等における不適切な関与、である。

次に、平成21年度決算審査措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議

とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①国家公務員に対する天下り規制に係る実効性の確保、②国家公務員の研修施設等の見直し、③PFI手法による事業委託における経費の実績払い、④緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による情報開示の迅速化等、⑤都道府県所管の公益法人に造成させた基金の有効活用等、⑥社会資本の長寿命化・老朽化対策等の促進、⑦ダム建設事業における費用対効果分析の適正化及び透明性の確保、である。

次に、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は賛成少数により是認すべきものでないとして決定し、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

また、同日、平成二十一年度決算外2件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、①公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等、②公共建築物における耐震化対策等の状況、③独立行政法人における不要財産の認定等の状況、④年金積立金の管理運用に係る契約の状況等、の4項目である。

〔平成二十一年度予備費関係4件の審査〕

平成二十一年度予備費関係4件のうち、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)の3件については、第174回国会の平成22年3月19日に、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増

額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）については、5月18日にそれぞれ提出され、これら4件は23年12月1日に衆議院から送付され、同日、本委員会に付託された。そして12月7日、4件を一括して安住財務大臣から説明を聴取した後、平成二十一年度決算外2件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会より、平成二十一年度予備費関係4件について、いずれも承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、公明党より、平成二十一年度予備費関係4件について、いずれも承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、みんなの党より、平成二十一年度予備費関係4件について、いずれも承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、日本共産党より、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）の2件は承諾に反対、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）の2件は承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、

たちあがれ日本・新党改革より、平成二十一年度予備費関係4件について、いずれも承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、社会民主党・護憲連合より、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）の2件は承諾に反対、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）の2件は承諾に賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）の2件は多数をもって、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）の2件は全会一致をもって、それぞれ承諾を与えるべきものと議決した。

（2）委員会経過

○平成23年11月10日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年12月7日（水）（第2回）

― 締めくり総括質疑 ―

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一

項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第174回国会提出）（衆議院送付）

以上4件について安住財務大臣から説明を聴いた。

○平成二十一年度決算外2件及び予備費関係4件について野田内閣総理大臣、前田国土交通大臣、川端総務大臣、枝野国務大臣、中川文部科学大臣、安住財務大臣、一川防衛大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、小宮山厚生労働大臣、藤田財務副大臣、重松会計検査院長、衆議院事務局当局及び参議院事務局当局に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第174回国会提出）（衆議院送付）

以上4件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書を議決し、平成21年度決算審査措置要求決議を行い、

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書を是認すべきものでないと議決し、

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書を是認すべきものと議決した後、

安住財務大臣、川端総務大臣、中川文部科学大臣、鹿野農林水産大臣、枝野経済産業大臣、前田国土交通大臣、藤村内閣官房長官、蓮舫国務大臣及び平野内閣府特命担当大臣から発言があった。

〔質疑者〕

山本順三君（委員長質疑）、松野信夫君（民主）、中川雅治君（自民）、※片山さつき君（自民）、加藤修一君（公明）、柴田巧君（みんな）、山下芳生君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

※関連質疑（平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改
反対会派 共産、社民

（平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

（平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1））

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改
反対会派 共産、社民

（平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2））

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

（平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書）

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明、みんな、共産、日改、社民

（内閣に対する警告）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

（平成21年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改、社民

反対会派 なし

(平成二十一年度国有財産増減及び現在額総
計算書)

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、みん、共産、日改

(平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計
計算書)

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明、みん、日改

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めるとを決定した。

○平成23年12月9日(金) (第3回)

- 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案 (第177回国会参第7号)

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案 (第177回国会参第8号)

以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

— 平成21年度決算審査措置要求決議 —

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 国家公務員に対する天下り規制に係る実効性の確保について

国家公務員の再就職に関しては、同一府省退職者が3代以上連続して務めている役員ポストが、平成22年4月1日時点で独立行政法人及び公益法人等において1,594に上っていたこと、国が補助金や事業発注等により20年度に総額7兆1,712億円を支出した法人に対し、19年1月から21年12月にかけて延べ1,734人が再就職していたことなどが、総務省の調査により判明している。また、22年6月に省庁等による再就職あっせんが禁止されてからも、受入先法人からの要請や個々の各府省退職者による紹介等を通じ、依然として、天下りに近い再就職が行われている。

政府は、再就職受入れの見返りに随意契約等を通じて便宜が図られるなど行政コスト高止まりの原因と指摘されてきた天下りの弊害を一掃するため、国家公務員の再就職について厳正に対処するとともに、国民の疑念を招くことのないよう、実効ある監視体制を構築すべきである。

2 国家公務員の研修施設等の見直しについて

本委員会は、平成17年6月、公務員の研修施設に関して行政改革の観点から全ての施設を総点検するとともに、国家公務員の研修の在り方についても抜本的な見直しを求める措置要求決議を行い、その改善を促したところである。

しかし、総務省の調査結果によると、各府省が保有している41研修所121施設のうち、稼働率が低いなどにより廃止・縮小等が必要なものが19研修所34施設、国有財産台帳価格で400億円に上ることや、業務と直接関係のない研修を実施していたり、宿泊施設の運営管理を長年にわたり所管公益法人に随意契約で委託していたりするものがあったこと、また、全ての研修施設について稼働状況を含めた運営実態を統一的に把握・分析している府省はなかったことなど、多くの不適切な事態が明らかになった。

政府は、本委員会の措置要求決議にもかかわらず、改善に向けて真摯な努力を怠っていたことを深く反省すべきである。また、総務省の指摘については改善措置が講じられているものもあるが、

各府省においては、一層のコスト縮減の観点から、研修施設の廃止・縮小、同一府省内における共同利用の推進、運営管理に係る調達の適正化等に真摯に取り組むとともに、効率的な研修の実現に向けて、研修の必要性や実施方法等を不断に見直すべきである。

3 PFI手法による事業委託における経費の実績払いについて

法務省は、民間資金等を活用して行うPFI手法により、全国4か所の社会復帰促進センターにおける給食業務等の運営事業等を民間事業者に実施させている。平成21年度決算検査報告では、実際の収容人員が事業費算定の基礎となっている予定収容人員を下回っているにもかかわらず、食材費を減額することなく事業費を支払っていた事態が明らかになり、過大に支払われた額は、19年度から21年度までの間に5億3,180万円に上ると指摘されている。

政府は、PFI手法を活用した事業委託に関し、予算の効率的使用の観点から、全府省等において、実績に照らして経費を過大に支払っていないか既存の契約を点検するとともに、契約締結に当たっては、実績に応じた精算払とするなどにより、経費節減のための所要の措置を講ずべきである。

4 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による情報開示の迅速化等について

文部科学省は、昭和60年度からSPEEDIの開発・運用を行っており、平成21年度までの費用総額は116億円に上る。SPEEDIは、緊急時において、放射性物質の大気中濃度や被ばく線量等を予測し、周辺住民の避難行動の参考等として活用すべきであったにもかかわらず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る放出源情報の逆推定による試算が公表されたのは事故発生から12日後の3月23日、単位放出源情報に基づく試算が公表されたのは4月26日、その他の仮定に基づく全ての試算が公表されたのは5月3日になってからであった。

政府は、今般の事故を教訓として、放出源情報を確実に得るための万全なモニタリング体制の整備、SPEEDI端末の設置地域の広域化など、所要の措置を講じるとともに、SPEEDIの予測情報を含め国民の生命・財産等にかかわる情報は迅速に開示すべきである。

5 都道府県所管の公益法人に造成させた基金の有効活用等について

経済産業省は、地域の開発計画を推進するなどのため、都道府県等に補助金を交付して、都道府県所管の公益法人に技術振興基金、債務保証基金、地域産業活性化基金、情報化基盤整備基金等を造成させている。平成21年度決算検査報告においては、27道府県所管の法人が保有する92基金のうち、基金による事業を実施していないものが20基金あるほか、基金による事業を継続しているものの、近年は事業実績が全くないものが15基金、基金の運用益を他の会計に繰り入れるなどしていたものが42基金あるなど、73基金で国庫補助金108億5,315万円が有効に活用されておらず、不適切であると指摘されている。

政府は、補助金により都道府県所管の公益法人に造成させた基金に関し、事業継続の必要性に乏しいものはないか、基金規模が過大なものはないか、全府省において点検するとともに、これにより不要となる基金に係る補助金相当額を国庫に返納させるなどの措置を講ずべきである。

6 社会資本の長寿命化・老朽化対策等の促進について

国土交通省が所管する道路、港湾等の社会資本について、維持管理・更新費の将来的な増大が見込まれており、今後、社会資本に対する投資総額が平成22年度の水準で推移し、従来どおりの維持管理・更新を行った場合において、23年度から72年度までの50年間で必要となる更新費は190兆円と推計されている。この費用を縮減するため、予防保全の観点からの社会資本の長寿命化・老朽化対策が喫緊の課題となっているが、21年度末における進捗率は、道路橋が約54%、下水道施設が約8%、河川施設が約31%、港湾施設が約58%といまだ十分とはいえない水準にとどまっている。

政府は、国直轄の社会資本についてはもとより、地方公共団体等が管轄する社会資本についても資金、技術、人材等の支援を行うなどして、長寿命化・老朽化対策を早急かつ効率的に行い、社会

資本の維持管理・更新費の縮減に努めるべきである。さらに、東日本大震災により社会資本に甚大な被害が生じたことを踏まえ、耐震化対策についても、これと併せて効率的に推進すべきである。

7 ダム建設事業における費用対効果分析の適正化及び透明性の確保について

国土交通省及び独立行政法人水資源機構は、事業主体となるダム建設事業の再評価に際し、今後の事業方針の決定に資するため、同省が定めるマニュアル等に沿って費用対効果分析を行っているが、ダムの不特定容量便益について算定及び計上方法が確立されていなかったり、ダムがない場合の想定被害額が過去の洪水被害額に照らして過大となっていたりするなど、費用及び便益の算定が適切に行われていない事態が見受けられた。

政府は、ダム建設事業に対して多額の予算が投じられていることに鑑み、マニュアル等を絶えず見直すことにより、費用及び便益の算定方法等の明確化や合理化に努めるとともに、算定方法や分析結果に係る情報開示を徹底するなどして、費用対効果分析のより一層の適正化及び透明性の確保を図るべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	福岡	資麿 (自民)	鈴木	寛 (民主)	中西	祐介 (自民)
理事	行田	邦子 (民主)	轟木	利治 (民主)	長谷川	岳 (自民)
理事	ツルネ	マルティ (民主)	那谷屋	正義 (民主)	古川	俊治 (自民)
理事	難波	奨二 (民主)	西村	まさみ (民主)	宮沢	洋一 (自民)
理事	白	眞勲 (民主)	はた	ともこ (民主)	秋野	公造 (公明)
理事	松村	龍二 (自民)	水戸	将史 (民主)	谷合	正明 (公明)
理事	寺田	典城 (みん)	岩井	茂樹 (自民)	田村	智子 (共産)
	足立	信也 (民主)	宇都	隆史 (自民)	山下	芳生 (共産)
	風間	直樹 (民主)	北川	イッセイ (自民)	中山	恭子 (日改)
	小見山	幸治 (民主)	高階	恵美子 (自民)	森田	高 (国民)

(23.12.5 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本委員会は、行政の活動状況に関する調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

12月5日、行政の活動状況に関する件について川端総務大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、安住財務大臣、松原国土交通副大臣、藤田財務副大臣、松下経済産業副大臣、辻厚生労働副大臣、奥村文部科学副大臣、岩本農林水産副大臣、牧野経済産業副大臣、奥田国土交通副大臣、津田厚生労働大臣政務官、吉田財務大臣政務官、主濱総務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、日本赤十字社の東日本大震災義援金の被災者への配付状況、日本赤十字社及び関連団体への国家公務員OBの天下りの状況と今後の方針、地代に比

し過大な空港ビル運営会社の賃料、国家公務員宿舍の削減に向けた具体的な方向性、東日本大震災の被災者に提供されている宿舍の継続使用、国家公務員の適切な超過勤務管理の必要性、超過勤務に関する予算の弾力的運用、食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定根拠、通常の調理実態に沿って乾しいたけの暫定規制値を設定する考えの有無、原発事故により出荷制限の対象となった農家に対する補償の方針、リアルタイム線量測定システムを適切に稼働させるための入札の改善状況、特定避難勧奨地点の設定に当たり関係自治体との柔軟な協議を行う必要性、自立的運営を行っている独立行政法人の民営化に関する問題点、財務省の予算査定の抜本的見直しと行政の効率化、不必要な検査・資格制度が実施されている問題点、事業仕分けで廃止と判定されたスーパー堤防建設事業の再開への懸念、スーパー堤防により新たな水害が引き起こされる可能性、国家公務員給与臨時特例法案が人事院勧告を内包すると

の政府見解の問題点、国家公務員に限定して不利益を課す法案が国家公務員の士

気に与える影響などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成23年12月5日(月) (第1回)

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政の活動状況に関する件について川端総務大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、安住財務大臣、松原国土交通副大臣、藤田財務副大臣、松下経済産業副大臣、辻厚生労働副大臣、奥村文部科学副大臣、岩本農林水産副大臣、牧野経済産業副大臣、奥田国土交通副大臣、津田厚生労働大臣政務官、吉田財務大臣政務官、主濱総務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君 (民主)、難波奨二君 (民主)、宮沢洋一君 (自民)、岩井茂樹君 (自民)、秋野公造君 (公明)、寺田典城君 (みんな)、田村智子君 (共産)、中山恭子君 (日改)

○平成23年12月9日(金) (第2回)

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	鶴保 庸介 (自民)	梅村 聡 (民主)	磯崎 仁彦 (自民)
理事	小川 敏夫 (民主)	徳永 エリ (民主)	上野 通子 (自民)
理事	川合 孝典 (民主)	中谷 智司 (民主)	大家 敏志 (自民)
理事	川崎 稔 (民主)	藤本 祐司 (民主)	中原 八一 (自民)
理事	松山 政司 (自民)	藤原 良信 (民主)	水落 敏栄 (自民)
理事	義家 弘介 (自民)	松浦 大悟 (民主)	渡辺 猛之 (自民)
理事	長沢 広明 (公明)	水戸 将史 (民主)	石川 博崇 (公明)
理事	水野 賢一 (みん)	吉川 沙織 (民主)	
	相原 久美子 (民主)	石井 浩郎 (自民)	

(23. 10. 20 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	水落 敏栄 (自民)	中谷 智司 (民主)	大家 敏志 (自民)
	梅村 聡 (民主)	松野 信夫 (民主)	松山 政司 (自民)
	小川 敏夫 (民主)	吉川 沙織 (民主)	義家 弘介 (自民)
	川合 孝典 (民主)	石井 浩郎 (自民)	長沢 広明 (公明)
	川崎 稔 (民主)	上野 通子 (自民)	水野 賢一 (みん)

(23. 10. 28 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	藤本 祐司 (民主)	藤原 良信 (民主)	松山 政司 (自民)
	相原 久美子 (民主)	水戸 将史 (民主)	義家 弘介 (自民)
	小川 敏夫 (民主)	石井 浩郎 (自民)	渡辺 猛之 (自民)
	川合 孝典 (民主)	磯崎 仁彦 (自民)	長沢 広明 (公明)
	川崎 稔 (民主)	中原 八一 (自民)	水野 賢一 (みん)

(召集日 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成23年10月20日(木) (第1回)

一、文教科学委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙

制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

民主党・新緑風会 9人、自由民主党・無所属の会 7人、公明党 2人、みんなの党及び日本共産党各 1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会 8人、自由民主党・無所属の会 7人、公明党 2人、みんなの党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

民主党・新緑風会16人、自由民主党・無所属の会12人、公明党 3人、みんなの党 2人、日本共産党及びたちあがれ日本・新党改革各 1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

民主党・新緑風会10人、自由民主党・無所属の会 6人、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革及び国民新党各 1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

民主党・新緑風会14人、自由民主党・無所属の会11人、公明党 2人、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革及び社会民主党・護憲連合各 1人 計30人

消費者問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会11人、自由民主党・無所属の会10人、公明党 2人、みんなの党及び日本共産党各 1人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

民主党・新緑風会17人、自由民主党・無所属の会14人、公明党 3人、みんなの党 2人、日本共産党、たちあがれ日本・新党改革、社会民主党・護憲連合及び国民新党各 1人 計40人

一、理事の補欠選任を行った。

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

民主党・新緑風会 7人、自由民主党・無所属の会 6人、公明党及びみんなの党各 1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、会期を51日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年10月28日(金) (第2回)

一、本会議における内閣総理大臣及び財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 11月1日及び2日

ロ、時 間 民主党・新緑風会60分、自由民主党・無所属の会85分、公明党30分、みんなの党20分

ハ、人 数 民主党・新緑風会及び自由民主党・無所属の会各 3人、公明党及びみんなの党各 1人

ニ、順 序 1自由民主党・無所属の会 2民主党・新緑風会 3公明党 4みんなの党 5自由民主党・無所属の会 6民主党・新緑風会 7自由民主党・無所属の会 8民主党・新緑風会

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年11月1日(火) (第3回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年11月2日(水) (第4回)

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員予備員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程の制定に関する件について決定した。

一、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に関する件の制定に関する件について決定した。

一、国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年11月14日(月) (第5回)

一、事務総長から本院議長西岡武夫君逝去の報告を聴いた。

一、理事の補欠選任を行った。

一、庶務関係小委員会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年11月21日(月) (第6回)

一、参議院議長故西岡武夫君参議院葬儀に関する件について決定した。

一、皇室会議予備議員の選任について決定した。

一、難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案(鶴保庸介君外22名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣のアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議及びASEAN関連首脳会議出席等に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・無所属の会15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年11月25日(金) (第7回)

一、本院議長故西岡武夫君に対し、院議をもって弔詞をささげることについて決定した。

一、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案について本会議においてその趣

旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会10分、自由民主党・無所属の会15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年11月30日(水) (第8回)

一、東日本大震災復興特別区域法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会10分、自由民主党・無所属の会15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年12月2日(金) (第9回)

一、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員の任命承認について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年12月7日(水) (第10回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(鈴木寛君外8名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、復興庁設置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会10分、自由民主党・無所属の会15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年12月9日(金) (第11回)

一、防衛大臣一川保夫君問責決議案(愛知治郎君外7名発議)及び国務大臣山岡賢次君問責決議案(愛知治郎君外7名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○平成23年10月28日(金) (第1回)

○本院のネットワークセキュリティ対策について協議を行った。

○平成23年11月14日(月) (第2回)

○本院のネットワークセキュリティ対策について協議を行った。

○平成23年11月30日(水) (第3回)

○本院のネットワークセキュリティ対策について協議を行った。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	今野	東（民主）	平山	誠（民主）	白浜	一良（公明）
理事	藤谷	光信（民主）	柳田	稔（民主）	川田	龍平（みんな）
理事	山東	昭子（自民）	中曾根	弘文（自民）		
	直嶋	正行（民主）	山崎	正昭（自民）		（23.11.2 現在）

委員会経過

○平成23年11月2日（水）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	松下 新平 (自民)	高橋 千秋 (民主)	佐藤 信秋 (自民)
理事	平山 幸司 (民主)	ツルネン マルテイ (民主)	若林 健太 (自民)
理事	牧山 ひろえ (民主)	那谷屋 正義 (民主)	秋野 公造 (公明)
理事	加治屋 義人 (自民)	平山 誠 (民主)	渡辺 孝男 (公明)
理事	小坂 憲次 (自民)	吉川 沙織 (民主)	上野 ひろし (みん)
	加賀谷 健 (民主)	青木 一彦 (自民)	山下 芳生 (共産)
	小見山 幸治 (民主)	金子 原二郎 (自民)	(23. 10. 20 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

第178回国会閉会後の10月4日、平成23年台風第12号による被害状況等の実情調査のため、和歌山県及び三重県に委員派遣を行った。

10月26日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。また、災害対策の諸施策について、平野内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から説明を聴取した。

11月4日、質疑を行い、平成23年台風12号の被害規模と伊勢湾台風との比較、自治体による避難勧告・避難指示の在り方等に係る国の指導及び助言の必要性、地震・火山噴火の観測・予知体制拡充の必要性、自然災害から国土を守るための適切な公共事業予算確保の必要性、災害復

旧や除雪等地域の安全を確保する観点から地域の建設産業を支援する必要性、国の出先機関改革の概要及び時期並びに拙速な権限委譲に対する懸念、国・自治体間における災害関連情報の共有、河川水位情報の提供体制の強化、人工衛星の画像を活用した火山観測体制の強化、防災拠点としての高速道路施設整備の必要性、政府における統一的な方針に基づく防災予算策定の必要性、防災について議論する政府の会議体の一元化、中山間地域の市町村に適した災害復旧制度の柔軟な適用、過疎地の小規模水道施設の災害復旧に対する補助要件等の緩和などの諸問題が取り上げられた。

11月10日、平成23年7月新潟・福島豪雨による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため、福島県に委員派遣を行った。

11月30日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成23年10月20日(木) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年10月26日(水) (第2回)

○派遣委員から報告を聴いた。

○災害対策の諸施策に関する件について平野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成23年11月1日(火) (第3回)

○平成23年7月新潟・福島豪雨による被害状況

及び復旧状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年11月4日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成23年台風第12号の被害状況を踏まえた今後の防災対策に関する件、災害時における住民の避難体制の整備に関する件、地震・火山の観測・予知体制の拡充・強化に関する件、公共事業予算確保の必要性に関する件、国・自治体間における災害関連情報の共有に関する件、河川水位情報の提供体制の強化に関する件、防災拠点としての高速道路施設整備の必要性に関する件、政府における統一的な方針に基づく防災予算策定の必要性に関する件、中山間地域の市町村に適した柔軟な災害復旧制度の適用に関する件等について平野内閣府特命担当大臣、松原国土交通副大臣、後藤内閣府副大臣、奥田国土交通副大臣、岩本農林水産副大臣、園田内閣府大臣政務官、津島国土交通大臣政務官、藤田厚生労働大臣政務官、城井文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高橋千秋君(民主)、吉川沙織君(民主)、加治屋義人君(自民)、青木一彦君(自民)、大江康弘君(自民)、秋野公造君(公明)、渡辺孝男君(公明)、上野ひろし君(みんな)、山下芳生君(共産)

○平成23年11月30日(水) (第5回)

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成23年12月9日(金) (第6回)

- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年10月4日(火)

- 平成23年台風第12号による被害状況等の実情調査

[派遣地]

和歌山県、三重県

[派遣委員]

松下新平君(自民)、平山幸司君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、加治屋義人君(自民)、加賀谷健君(民主)、高橋千秋君(民主)、那谷屋正義君(民主)、平山誠君(民主)、吉川沙織君(民主)、青木一彦君(自民)、鶴保庸介君(自民)、若林健太君(自民)、秋野公造君(公明)、渡辺孝男君(公明)、上野ひろし君(みんな)、山下芳生君(共産)

○平成23年11月10日(木)

- 平成23年7月新潟・福島豪雨による被害状況及び復旧状況等の実情調査

[派遣地]

福島県

[派遣委員]

松下新平君(自民)、平山幸司君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、加治屋義人君(自民)、小坂憲次君(自民)、那谷屋正義君(民主)、平山誠君(民主)、吉川沙織君(民主)、岩城光英君(自民)、秋野公造君(公明)、渡辺孝男君(公明)、小熊慎司君(みんな)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	岸 信夫 (自民)	田城 郁 (民主)	橋本 聖子 (自民)
理事	相原 久美子 (民主)	田中 直紀 (民主)	木庭 健太郎 (公明)
理事	外山 斎 (民主)	徳永 エリ (民主)	横山 信一 (公明)
理事	島尻 安伊子 (自民)	徳永 久志 (民主)	江口 克彦 (みん)
理事	古川 俊治 (自民)	猪口 邦子 (自民)	紙 智子 (共産)
	郡司 彰 (民主)	宇都 隆史 (自民)	山内 徳信 (社民)
	今野 東 (民主)	長谷川 岳 (自民)	(23. 10. 20 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願 1 種類 1 件を採択した。

〔国政調査〕

10月26日、沖縄及び北方問題に関しての諸施策について、川端内閣府特命担当大臣及び玄葉外務大臣から発言があった。

10月28日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、新たな沖縄振興に関する法律策定の進捗状況、新たな駐留軍用地跡地利用に関する法律の在り方、国際地理オリンピックの募集ポスター等における北方領土の国籍表記、北方四島における日露共同経済活動、北方四島交流事業の在り方、沖縄への一括交付金の制度設計、普天間飛行場移設問題への今後の対応、北方領土問題への政府の取組姿勢、泡瀬干潟の埋立事業、沖

縄県八重山地区の教科書採択問題に対する文部科学省の対応などについて質疑を行った。

11月14日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、北方四島ビザなし交流の枠組み拡充についての考え方、沖縄への鉄軌道導入に対する沖縄北方担当大臣の認識、普天間飛行場移設に関する環境影響評価書の年内提出、新たな駐留軍用地跡地利用に関する法律の考え方、北方四島との経済交流についての外務大臣の認識、北方四島返還後の日本人移住計画等についての政府内での検討状況、沖縄への一括交付金の制度設計、内閣府沖縄総合事務局の事務・権限の沖縄県への移譲、今般のAPECに際しての日露外相会談、泡瀬干潟の埋立事業、在沖米軍基地の整理・統合・縮小の実現などについて質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年10月20日(木) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年10月26日(水) (第2回)

○沖縄及び北方問題に関しての諸施策に関する

件について川端内閣府特命担当大臣及び玄葉外務大臣から発言があった。

○平成23年10月28日(金) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○新たな沖縄振興に関する法律策定の進捗状況に関する件、新たな駐留軍用地跡地利用に関する法律の在り方に関する件、国際地理オリンピックの募集ポスター等における北方領土の国籍表記に関する件、北方四島における日露共同経済活動に関する件、北方四島交流事業の在り方に関する件、沖縄への一括交付金の制度設計に関する件、普天間飛行場移設問題への今後の対応に関する件、北方領土問題への政府の取組姿勢に関する件、泡瀬干潟の埋立事業に関する件、沖縄県八重山地区の教科書採択問題に対する文部科学省の対応に関する件等について川端内閣府特命担当大臣、玄葉外務大臣、石田内閣府副大臣、渡辺防衛副大臣、岩本農林水産副大臣、山根外務副大臣、森文部科学副大臣、城井文部科学大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、島尻安伊子君（自民）、長谷川岳君（自民）、横山信一君（公明）、江口克彦君（みん）、紙智子君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成23年11月14日（月）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○北方四島ビザなし交流の枠組み拡充についての考え方に関する件、沖縄への鉄軌道導入に対する大臣の認識に関する件、普天間飛行場移設に関する環境影響評価書の年内提出に関する件、新たな駐留軍用地跡地利用に関する法律の考え方に関する件、北方四島との経済交流についての大臣の認識に関する件、北方四島返還後の日本人移住計画等についての政府内での検討状況に関する件、沖縄への一括交付金の制度設計に関する件、内閣府沖縄総合事務局の事務・権限の沖縄県への移譲に関する件、今般のAPECに際しての日露外相会談に関する件、泡瀬干潟の埋立事業に関する件、在沖米軍基地の整理・統合・縮小の実現に関する件等について川端内閣府特命担当大臣、玄葉外務大臣、渡辺防衛副大臣、園田

内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田城郁君（民主）、島尻安伊子君（自民）、宇都隆史君（自民）、木庭健太郎君（公明）、江口克彦君（みん）、紙智子君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成23年12月9日（金）（第5回）

○請願第369号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	足立 信也 (民主)	大島 九州男 (民主)	佐藤 ゆかり (自民)
理事	大石 尚子 (民主)	佐藤 公治 (民主)	山東 昭子 (自民)
理事	風間 直樹 (民主)	鈴木 寛 (民主)	藤川 政人 (自民)
理事	松浦 大悟 (民主)	中村 哲治 (民主)	宮沢 洋一 (自民)
理事	西田 昌司 (自民)	白 眞勲 (民主)	吉田 博美 (自民)
理事	丸山 和也 (自民)	平田 健二 (民主)	長沢 広明 (公明)
理事	山崎 力 (自民)	松井 孝治 (民主)	西田 実仁 (公明)
理事	荒木 清寛 (公明)	安井 美沙子 (民主)	小野 次郎 (みんな)
理事	石井 一 (民主)	石井 準一 (自民)	中西 健治 (みんな)
	植松 恵美子 (民主)	磯崎 仁彦 (自民)	井上 哲士 (共産)
	梅村 聡 (民主)	岩井 茂樹 (自民)	藤井 孝男 (日改)
	江田 五月 (民主)	岡田 広 (自民)	(23. 10. 20 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願 1 種類 6 件は、いずれも保留とした。

(2) 委員会経過

- 平成23年10月20日(木) (第1回)
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成23年12月9日(金) (第2回)
 - 請願第16号外 5 件を審査した。
 - 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	大塚 耕平 (民主)	風間 直樹 (民主)	関口 昌一 (自民)
理事	有田 芳生 (民主)	榛葉 賀津也 (民主)	三原 じゅん子 (自民)
理事	広野 ただし (民主)	徳永 久志 (民主)	浜田 昌良 (公明)
理事	塚田 一郎 (自民)	柳田 稔 (民主)	柴田 巧 (みん)
理事	山谷 えり子 (自民)	横峯 良郎 (民主)	中山 恭子 (日改)
	大野 元裕 (民主)	石井 浩郎 (自民)	森田 高 (国民)
	加賀谷 健 (民主)	衛藤 晟一 (自民)	(23. 10. 20 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

野田内閣総理大臣の所信表明演説では、拉致問題について、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組むことが表明された。

10月21日、北朝鮮をめぐる最近の状況について玄葉外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について山岡国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

10月28日、拉致問題への取組、北朝鮮情勢、拉致情報の収集強化、拉致被害者の安否情報、北朝鮮に対する追加制裁措置、朝鮮学校への高校無償化適用、石川県の北朝鮮小型船漂着問題、日朝交渉等について質疑を行った。

11月14日、北朝鮮への渡航自粛要請と邦人保護、拉致被害者の安否情報、拉致問題解決に向けた国際的連携、副大臣による拉致問題担当大臣の補佐、特定失踪者問題、日朝交渉、拉致問題に対する認識等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年10月20日(木) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年10月21日(金) (第2回)

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について玄葉外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について山岡国務大臣から説明を聴いた。

○平成23年10月28日(金) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○拉致問題への取組に関する件、北朝鮮情勢に関する件、拉致情報の収集強化に関する件、拉致被害者の安否情報に関する件、北朝鮮に対する追加制裁措置に関する件、朝鮮学校への高校無償化適用に関する件、石川県の北朝

鮮小型船漂着問題に関する件、日朝交渉に関する件等について山岡国務大臣、玄葉外務大臣、松原国土交通副大臣、山根外務副大臣、三谷財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

広野ただし君(民主)、有田芳生君(民主)、山谷えり子君(自民)、三原じゅん子君(自民)、浜田昌良君(公明)、柴田巧君(みん)、中山恭子君(日改)

○平成23年11月14日(月) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○北朝鮮への渡航自粛要請と邦人保護に関する

件、拉致被害者の安否情報に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、副大臣による拉致問題担当大臣の補佐に関する件、特定失踪者問題に関する件、日朝交渉に関する件、拉致問題に対する認識に関する件等について玄葉外務大臣、山岡国務大臣、奥村文部科学副大臣、加藤外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、大野元裕君（民主）、
山谷えり子君（自民）、塚田一郎君（自民）、
浜田昌良君（公明）、柴田巧君（みん）、中
山恭子君（日改）

○平成23年12月9日（金）（第5回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	藤井 基之 (自民)	武内 則男 (民主)	大江 康弘 (自民)
理事	石橋 通宏 (民主)	轟木 利治 (民主)	川口 順子 (自民)
理事	谷 亮子 (民主)	友近 聡朗 (民主)	岸 宏一 (自民)
理事	水戸 将史 (民主)	中谷 智司 (民主)	中原 八一 (自民)
理事	北川イッセイ (自民)	姫井 由美子 (民主)	中村 博彦 (自民)
理事	小泉 昭男 (自民)	藤谷 光信 (民主)	水落 敏栄 (自民)
理事	竹谷 とし子 (公明)	舟山 康江 (民主)	魚住 裕一郎 (公明)
	大久保 勉 (民主)	米長 晴信 (民主)	小熊 慎司 (みん)
	大久保 潔重 (民主)	赤石 清美 (自民)	荒井 広幸 (日改)
	大野 元裕 (民主)	大家 敏志 (自民)	吉田 忠智 (社民)

(23. 10. 20 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

11月28日、我が国ODAの現状と今後の在り方に関する件について参考人法政大学名誉教授下村恭民君及び東洋大学国際地域学部教授坂元浩一君から意見を聴いた後、ODAを通して得られた被援助国及び日本の利益の検証、日本の成長戦

略としてのインフラ海外展開と新興国に対する貢献の在り方、債務免除国に対する今後の援助の在り方、国民理解を得るための国内向けODA広報の在り方、ODAに係るNGOの現状と今後の政府支援の在り方等について質疑を行った。

なお、11月17日にグテーレス国連難民高等弁務官一行の、12月2日にクラーク国連開発計画総裁一行の訪問を受け、委員長、理事等との間で意見交換を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年10月20日(木) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年11月28日(月) (第2回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○我が国ODAの現状と今後の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

法政大学名誉教授 下村恭民君

東洋大学国際地域学部教授 坂元浩一君

〔質疑者〕

水戸将史君 (民主)、大家敏志君 (自民)、

竹谷とし子君 (公明)、小熊慎司君 (みん)、吉田忠智君 (社民)、大野元裕君 (民主)、赤石清美君 (自民)、中原八一君 (自民)、米長晴信君 (民主)

○平成23年12月9日(金) (第3回)

○政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	山本 博司 (公明)	金子 洋一 (民主)	末松 信介 (自民)
理事	大河原 雅子 (民主)	斎藤 嘉隆 (民主)	中川 雅治 (自民)
理事	林 久美子 (民主)	谷 亮子 (民主)	中西 祐介 (自民)
理事	二之湯 智 (自民)	難波 奨二 (民主)	森 まさこ (自民)
理事	丸川 珠代 (自民)	松浦 大悟 (民主)	渡辺 猛之 (自民)
理事	山本 香苗 (公明)	水戸 将史 (民主)	松田 公太 (みんな)
	植松 恵美子 (民主)	石井 みどり (自民)	大門 実紀史 (共産)
	江崎 孝 (民主)	上野 通子 (自民)	
	金子 恵美 (民主)	片山 さつき (自民)	(23.10.20 現在)

(1) 審議概観

第179回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

10月28日、国民生活センターの消費者庁への一元化に関する検討の在り方、国民に分かりやすい食品表示、マルチ商法企業と大臣との関係、大臣の改氏・改名の経緯、生食用食肉の新たな加工基準、食品に含まれる放射性物質の検査体制強化の必要性、ぱちんこ業界団体と政治家

との関係等の諸問題について質疑を行った。

11月14日、集团的消費者被害救済制度の検討状況と今後の取組、安愚楽牧場に対する特定商品預託法に基づく立入検査の必要性、マルチ商法の定義についての大臣の見解、国民生活センターの消費者庁への一元化に関する検討の在り方、食品に含まれる放射性物質の検査体制、カジノ解禁に対する政府の見解等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年10月20日(木) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年10月26日(水) (第2回)

○消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について山岡内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成23年10月28日(金) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○国民生活センターの消費者庁への一元化に関する件、国民に分かりやすい食品表示に関する件、マルチ商法企業と大臣との関係に関す

る件、大臣の改氏・改名の経緯に関する件、生食用食肉の新たな加工基準に関する件、食品に含まれる放射性物質の検査体制強化に関する件等について山岡内閣府特命担当大臣、辻厚生労働副大臣、郡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

林久美子君 (民主)、大河原雅子君 (民主)、森まさこ君 (自民)、中西祐介君 (自民)、山本香苗君 (公明)、松田公太君 (みんな)、大門実紀史君 (共産)

○平成23年11月14日(月) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 集団的消費者被害救済制度の検討状況と今後の取組に関する件、安愚楽牧場に対する特定商品預託法に基づく立入検査の必要性に関する件、マルチ商法の定義についての大臣の見解に関する件、国民生活センターの消費者庁への一元化に関する件、食品に含まれる放射性物質の検査体制に関する件、カジノ解禁に対する政府の見解に関する件等について山岡内閣府特命担当大臣、後藤内閣府副大臣、郡内閣府大臣政務官、藤田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松浦大悟君 (民主)、上野通子君 (自民)、
渡辺猛之君 (自民)、山本香苗君 (公明)、
松田公太君 (みん)、大門実紀史君 (共産)

○平成23年12月9日(金) (第5回)

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	増子 輝彦（民主）	田城 郁（民主）	高階 恵美子（自民）
理事	岡崎 トミ子（民主）	田中 直紀（民主）	長谷川 岳（自民）
理事	小西 洋之（民主）	谷岡 郁子（民主）	牧野 たかお（自民）
理事	藤原 良信（民主）	轟木 利治（民主）	山田 俊男（自民）
理事	米長 晴信（民主）	平山 幸司（民主）	石川 博崇（公明）
理事	愛知 治郎（自民）	広田 一（民主）	渡辺 孝男（公明）
理事	佐藤 信秋（自民）	藤原 正司（民主）	小熊 慎司（みん）
理事	森 まさこ（自民）	赤石 清美（自民）	桜内 文城（みん）
理事	谷合 正明（公明）	岩城 光英（自民）	山下 芳生（共産）
	池口 修次（民主）	上野 通子（自民）	藤井 孝男（日改）
	大久保 潔重（民主）	岡田 広（自民）	吉田 忠智（社民）
	金子 恵美（民主）	川口 順子（自民）	亀井 亜紀子（国民）
	行田 邦子（民主）	熊谷 大（自民）	
	斎藤 嘉隆（民主）	佐藤 正久（自民）	

(23. 10. 20 現在)

（1）審議概観

第179回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出1件（衆議院継続）の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類6件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立しようとするものである。本法律案は、第177回国会において本院議員から発議され、本院で修正議決したが、衆議院

で継続審査となっていたが、衆議院において、機構の業務に関する事項、買取り価格等に関する事項、債権の管理及び処分に関する事項、政策金融機関の協力に関する事項等について修正が行われた。

委員会においては、衆議院修正の経緯とその意義、債権の買取り価格の基準についての基本的考え方、本法の再生支援機構と政府の産業復興機構等とのすみ分け、機構の業務の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災復興特別区域法案は、東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域の住民の意向が尊重され、地域における創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交

付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めようとするものである。

なお、衆議院において、認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等について、国会に対して復興特別意見書を提出できるとともに、国会は、当該意見書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずること、復興に関する施策の推進に関し協議を行うための国と地方の協議会における協議が調った場合において必要があるときは、内閣総理大臣等は、速やかに、所要の法制上の措置等を講じなければならないこと、内閣総理大臣は、同協議会の協議結果を国会に報告するとともに、国会は、当該報告を受けた場合において必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずること、復興交付金事業計画に記載する事項のうち、いわゆる効果促進事業に、基幹事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等を含めるとともに、国は必要があると認めるときは、特定地方公共団体等が講ずる措置であって、原子力事業者が賠償すべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、国と地方の協議会の実効性の確保、認定地方公共団体が国会に復興特別意見書を提出できることとした趣旨、漁業法に係る規制の特例措置を設けた理由、復興交付金の使途等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

復興庁設置法案は、東日本大震災復興基本法に基づき東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進するため、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を

内閣官房とともに助けること及び主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする復興庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めようとするものである。

なお、衆議院において、復興庁の任務を東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること等とすること、所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理する事務、復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理し、当該要望への対応方針を定め、これに基づく当該要望に係る措置を講ずる事務、復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を一括して要求し、確保し、関係行政機関に配分する事務等を追加すること、関係行政機関の長は、復興大臣の勸告を尊重しなければならない旨を明記すること、復興庁に置く副大臣を2人にするるとともに、大臣政務官は他の府省の大臣政務官が兼ねることができるとすること、附則において、この法律の施行状況の検討規定及び国会への報告規定を設けること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、復興庁の本庁の所在地及び設置時期、復興庁の権限の在り方、被災地の復興に必要な復興庁の人材確保、復興庁に係る予算措置、復興局が置かれない地域における復興庁の対応等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

第178回国会閉会後の10月6日、東日本大震災後の復旧復興の進捗状況と今後の

課題に関する件について質疑を行い、仮設住宅における寒冷対策等に関する災害救助法による国庫補助制度についての関係者への周知徹底、集会所を地域コミュニティの形成及び介護・福祉の拠点となるサポートセンターとして利活用する有用性、年間被ばく線量限度の1ミリシーベルトからの引上げ検討の有無、放射性物質における食品中の暫定規制値と総放出量との関係、放射性物質汚染土壌等の除染事業の目標設定及びその実現のための予算措置、東日本大震災復興事業における全額国庫補助及び新潟・福島豪雨や台風12号・15号に係る災害復旧事業における同様の補助の必要性、東京電力のコスト削減及び賠償への取組に対する認識及び東京電力以外の電力会社の経営状況の点検の必要性、観光業における風評被害の損害賠償に係る国の仮払い基準の算定根拠の妥当性及び算定方法の見直し、被災地の雇用促進のための雇用調整助成金を第三次補正予算において積み増す必要性、ドクターヘリに対する支援及び災害対応拠点としてのヘリポート整備と航空法施行規則の見直しの必要性、被災地における観光業の風評被害対策及び観光振興に向けた政府の取組、復興財源確保のため大企業や富裕層へ相応の負担を求めることの必要性、原子力事故被害緊急措置法に基づく原子力被害応急対策基金の創設及び予算措置の必要性、食品中に含まれる放射性物質に係る全量検査及びベクレル表示のための体制整備、無利子国債の日銀引受け等による復興財源確保策と円高対策としての効果などの諸問題が取り上げられた。

10月26日、東日本大震災復興の総合的対策に関する件について、平野国務大臣

(東日本大震災復興対策担当大臣) から発言があった。

10月28日、質疑を行い、福島第一原発の現状及び原発安全神話の過ちを再び生み出さないための政府の慎重な対応の必要性、原発事故の被災者のうち収入のある者に対する損害賠償額の減額措置の見直し、復興庁の在り方及び復興特区の対象地域並びに復興交付金の概要、復興担当大臣としての発言の重みに対する認識、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による予測情報の非開示により住民を放射線被ばくさせたことに対する政府の謝罪、原子力安全庁が設置された際のSPEEDIの管理主体、原子力発電施設爆発前に適切な避難指示を出さなかった政府の責任、放射線被ばく量が多い子供に対する健康調査項目を拡大・充実させる必要性などの諸問題が取り上げられた。

11月7日、質疑を行い、災害廃棄物の広域処理における政府の取組、被災地における就学支援策、福島第一原発事故対応に係る予算措置、被災地での住宅再建に係る個人負担軽減のための方策、復興庁の権限強化が復興事業の混乱を招く可能性、復興庁の構成を多様な視点を踏まえたものとする必要性、キセノン検出を踏まえた福島第一原発の原子炉内の状態などの諸問題が取り上げられた。

また、スリーマイル島原子力発電所視察及び米国における原子力政策に関する実情調査のため、10月10日から10月15日までの6日間、アメリカ合衆国を訪問した海外派遣議員から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成23年10月6日(木) (第178回国会閉会後 第1回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災後の復旧復興の進捗状況と今後の課題に関する件について野田内閣総理大臣、平野国務大臣、前田国土交通大臣、安住財務大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、枝野経済産業大臣、鹿野農林水産大臣、細野国務大臣、中川文部科学大臣、小宮山厚生労働大臣、山岡国家公安委員会委員長、一川防衛大臣、川端総務大臣、牧厚生労働副大臣、藤田財務副大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡崎トミ子君(民主)、※米長晴信君(民主)、岩城光英君(自民)、※佐藤信秋君(自民)、※岡田広君(自民)、※佐藤正久君(自民)、谷合正明君(公明)、※渡辺孝男君(公明)、小熊慎司君(みんな)、大門実紀史君(共産)、荒井広幸君(日改)、吉田忠智君(社民)、亀井亜紀子君(国民) ※関連質疑

○平成23年10月20日(木) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年10月26日(水) (第2回)

- 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について平野国務大臣から発言があった。

○平成23年10月28日(金) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について細野国務大臣、平野国務大臣、中川文部科学大臣、枝野経済産業大臣、高山環境大臣政務官、森本農林水産大臣政務官、参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君及び浪江町立浪江小学校PTA会長朝田英洋君に対し質疑を行った。

[質疑者]

谷岡郁子君(民主)、田城郁君(民主)、愛知治郎君(自民)、上野通子君(自民)、森まさこ君(自民)

○平成23年11月7日(月) (第4回)

- 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について平野国務大臣、枝野経済産業大臣、中川文部科学大臣、細野国務大臣、前田国土交通大臣、川端総務大臣、藤田財務副大臣及び室井国土交通大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

石川博崇君(公明)、桜内文城君(みんな)、山下芳生君(共産)、藤井孝男君(日改)、吉田忠智君(社民)、亀井亜紀子君(国民)

- 海外派遣議員から報告を聞いた。

○平成23年11月18日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第177回国会参第12号)(衆議院送付)について衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員近藤洋介君から説明を聴き、発議者参議院議員片山さつき君、同荒井広幸君、修正案提出者衆議院議員大口善徳君、同谷公一君、同近藤洋介君、同橋本清仁君、同小里泰弘君、前田国土交通大臣、平野内閣府特命担当大臣、牧野経済産業副大臣、藤田財務副大臣、大串内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

大久保勉君(民主)、山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)、桜内文城君(みんな)、大門実紀史君(共産)、藤井孝男君(日改)、吉田忠智君(社民)、亀井亜紀子君(国民)

(第177回国会参第12号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、日改、社民、国民

反対会派 みんな

なお、附帯決議を行った。

○平成23年11月30日(水) (第6回)

- 東日本大震災復興特別区域法案(閣法第1号) (衆議院送付) について平野国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員谷公一君から説明を聞いた。

○平成23年12月1日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興特別区域法案(閣法第1号) (衆議院送付) について修正案提出者衆議院議員田嶋要君、同高木美智代君、同谷公一君、同階猛君、平野国務大臣、鹿野農林水産大臣、一川防衛大臣、細野国務大臣、枝野経済産業大臣、中川文部科学大臣、奥田国土交通副大臣、牧厚生労働副大臣、津田厚生労働大臣政務官、藤田厚生労働大臣政務官、森本農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

行田邦子君(民主)、小西洋之君(民主)、亀井亜紀子君(国民)、牧野たかお君(自民)、佐藤正久君(自民)、磯崎陽輔君(自民)、渡辺孝男君(公明)、桜内文城君(みんな)、山下芳生君(共産)、藤井孝男君(日改)、吉田忠智君(社民)

○平成23年12月2日(金) (第8回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興特別区域法案(閣法第1号) (衆議院送付) について修正案提出者衆議院議員高木美智代君、平野国務大臣、川端総務大臣、前田国土交通大臣、中川文部科学大臣、鹿野農林水産大臣、松下経済産業副大臣、松原国土交通副大臣、政府参考人、参考人雇用促進住宅桜台宿舎避難者自治組織「桜会」代表宍戸隆子君及び東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

岡田広君(自民)、長谷川岳君(自民)、熊谷大君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みんな)、紙智子君(共産)、藤井孝

男君(日改)、吉田忠智君(社民)

(閣法第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民、国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年12月7日(水) (第9回)

- 復興庁設置法案(閣法第8号) (衆議院送付) について平野国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員谷公一君から説明を聞いた。

○平成23年12月8日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 復興庁設置法案(閣法第8号) (衆議院送付) について修正案提出者衆議院議員加藤勝信君、同谷公一君、同石田祝稔君、同近藤洋介君、野田内閣総理大臣、平野国務大臣、小宮山厚生労働大臣、中川文部科学大臣、枝野経済産業大臣、鹿野農林水産大臣、前田国土交通大臣、川端総務大臣、藤村内閣官房長官、安住財務大臣、横光環境副大臣、松下経済産業副大臣、藤田財務副大臣、高山環境大臣政務官、郡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

・質疑

[質疑者]

赤石清美君(自民)、森まさこ君(自民)、高階恵美子君(自民)、石川博崇君(公明)、小熊慎司君(みんな)、山下芳生君(共産)、藤井孝男君(日改)、吉田忠智君(社民)

・質疑(内閣総理大臣出席)

[質疑者]

行田邦子君(民主)、宮沢洋一君(自民)、※佐藤信秋君(自民)、谷合正明君(公明)、桜内文城君(みんな)、紙智子君(共産)、藤井孝男君(日改)、吉田忠智君(社民)、亀井亜紀子君(国民) ※関連質疑(閣法第8号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、日改、社民、国民

反対会派 みんな

なお、附帯決議を行った。

○平成23年12月9日(金) (第11回)

- 請願第395号外5件を審査した。
- 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

2 調査会審議経過

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	藤原 正司 (民主)	徳永 久志 (民主)	野村 哲郎 (自民)
理 事	大島 九州男 (民主)	友近 聡朗 (民主)	橋本 聖子 (自民)
理 事	平山 誠 (民主)	白 眞勲 (民主)	水落 敏栄 (自民)
理 事	島尻 安伊子 (自民)	福山 哲郎 (民主)	若林 健太 (自民)
理 事	山田 俊男 (自民)	藤末 健三 (民主)	石川 博崇 (公明)
理 事	加藤 修一 (公明)	舟山 康江 (民主)	紙 智子 (共産)
理 事	桜内 文城 (みん)	有村 治子 (自民)	中山 恭子 (日改)
	ツルネン マルティ (民主)	熊谷 大 (自民)	
	外山 齋 (民主)	佐藤 正久 (自民)	

(23. 11. 30 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月12日に設置された。本調査会では今期3年間にわたる調査活動のテーマを「世界の水問題と日本の対外戦略」と決定し、第2年目は「アジアの水問題」について調査を進めることとなった。

今国会においては、平成23年11月30日に「アジアの水問題」(タイにおける洪水被害とその対応)について、国土交通省及び経済産業省から説明を聴取するとともに、新井泉参考人(独立行政法人国際協力機構理事)から意見を聴取し、それぞれに対し質疑を行った。

なお、178回国会閉会後の10月5日及び6日の両日、水問題への取組に関する実情調査のため、兵庫県及び大阪府に委員派遣を行い、11月30日に派遣委員の報告を会議録に掲載することを決定した。

〔調査の概要〕

11月30日の調査会では、「アジアの水問題」(タイにおける洪水被害とその対応)について、政府から洪水の全般的状況とこれまでの緊急対応状況、被害の特徴とそれを踏まえた今後の対応、日系企業等の被害状況と我が国の取組、タイ政府の短期・長期の洪水対策等について説明を聴取するとともに、参考人からODAによるこれまでの協力の在り方、我が国の支援と今後の方向性等について意見を聴取した。続いて政府及び参考人に対し、より早い段階からの政府による洪水対策支援の展開と今後の衛生面での協力、現地進出企業に対する迅速・的確な支援の展開と韓国等の対応、日系企業の今後の動向とタイ人従業員の一時受入れの見通し・作業の迅速化、チャオプラヤ河上流のダム調整による被害縮小の可能性とタイ政府への適切な対応の要請、海外進出企業自身によるリスク管理と政府による支援の妥当性、農業関連及び教育等子供たちへの支援の必要性、我が国の技術を活用した積極的な支援推進、海外進出す

る企業への洪水リスク情報の提供の在り方、世界各国に提供している防災パッケージの具体的内容、タイ全体への支援の重要性と日系企業被災に偏重した日本国内での報道ぶりの是非、政府による海外展開企業のリスクマネジメントの枠組み提

供と海外出先機関間の情報共有・連携強化の必要性、タイからの輸入食料品価格への影響の見通しと対策、今後の洪水対策支援における我が国の水関連技術の活用、タイ以外で同様の洪水リスクがある地域等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成23年11月30日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 「世界の水問題と日本の対外戦略」のうち、アジアの水問題（タイにおける洪水被害とその対応）について政府参考人から説明を聴き、参考人独立行政法人国際協力機構理事新井泉君から意見を聴いた後、政府参考人及び同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、山田俊男君（自民）、石川博崇君（公明）、桜内文城君（みんな）、紙智子君（共産）、中山恭子君（日改）、徳永久志君（民主）、加藤修一君（公明）、ツルネンマルテイ君（民主）、藤末健三君（民主）、水落敏栄君（自民）、島尻安伊子君（自民）、藤原正司君（会長質疑）

○平成23年12月9日(金) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

国民生活・経済・社会保障に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	鴻池 祥肇 (自民)	小西 洋之 (民主)	岸 宏一 (自民)
理事	金子 洋一 (民主)	小林 正夫 (民主)	中原 八一 (自民)
理事	西村 まさみ (民主)	高橋 千秋 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	関口 昌一 (自民)	中村 哲治 (民主)	三原 じゅん子 (自民)
理事	古川 俊治 (自民)	広田 一 (民主)	山崎 力 (自民)
理事	秋野 公造 (公明)	牧山 ひろえ (民主)	竹谷 とし子 (公明)
理事	寺田 典城 (みん)	安井 美沙子 (民主)	荒井 広幸 (日改)
	梅村 聡 (民主)	吉川 沙織 (民主)	
	尾立 源幸 (民主)	石井 準一 (自民)	(23.10.20 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済・社会保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成22年11月12日(第176回国会)に設置され、同年12月に調査項目を「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」と決定した。

今国会においては、平成23年11月30日に、「円高問題・産業空洞化への対応」について、ダイヤ精機株式会社代表取締役諏訪貴子君及び株式会社ニトリホールディングス代表取締役社長似鳥昭雄君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

11月30日の調査会では、参考人から、

大田区のものづくりの現状、最近の円高による生産の変化、大手企業の海外進出に伴う影響、中小企業の国内技術を守るためのグローバル化の必要性、家具を安価で提供するための海外からの直輸入の取組、円高のメリットとデメリット等の意見が述べられた。その後、中小企業は若者の就労希望が少ない中でどのように人材を育成していくのか、中小企業が金融機関に期待する役割、円高が改善されれば海外に出て行った企業が戻ってくるのか、企業の海外進出という流れが止められない中でグローバル企業の本社を日本に置いてもらうために政府は何をすべきか等の質疑が行われた。

(2) 調査会経過

○平成23年10月20日(木) (第1回)

○調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成23年11月30日(水) (第2回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、円高問題・産業空洞化への対応について次の参考人から意見を聴いた後、両参考

人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

ダイヤ精機株式会社代表取締役 諏訪貴子君

株式会社ニトリホールディングス代表取締役社長 似鳥昭雄君

〔質疑者〕

金子洋一君(民主)、関口昌一君(自民)、

秋野公造君（公明）、寺田典城君（みんな）、
梅村聡君（民主）、竹谷とし子君（公明）

○平成23年12月9日（金）（第3回）

- 国民生活・経済・社会保障に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

共生社会・地域活性化に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	直嶋 正行 (民主)	小川 勝也 (民主)	加治屋 義人 (自民)
理事	中谷 智司 (民主)	芝 博一 (民主)	高階 恵美子 (自民)
理事	横峯 良郎 (民主)	徳永 エリ (民主)	渡辺 猛之 (自民)
理事	石井 みどり (自民)	難波 奨二 (民主)	浜田 昌良 (公明)
理事	岡田 広 (自民)	平山 幸司 (民主)	田村 智子 (共産)
理事	横山 信一 (公明)	前川 清成 (民主)	福島 みずほ (社民)
理事	上野 ひろし (みん)	石井 浩郎 (自民)	亀井 亜紀子 (国民)
	有田 芳生 (民主)	岩井 茂樹 (自民)	
	江崎 孝 (民主)	大江 康弘 (自民)	(23.11.30 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、共生社会・地域活性化に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月12日に設置され、調査テーマ「地域活力の向上と共生社会の実現」の下、調査を進めている。調査の1年目は、第177回国会の平成23年6月8日、元気で活力ある地域の構築についての提言を含む中間報告書を議長に提出した。

調査の2年目である今国会においては、理事会等で協議を行った結果、「活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり―被災地の復興に向けて―」を調査事項として取り上げることとし、平成23年11月30日、地域社会の再生の視点について、参考人東北大学大学院経済学研究科長・教授・特定非営利活動法人せんだい・みや

ぎNPOセンター代表理事大滝精一君及び東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長・特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長池田昌弘君から意見を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

11月30日の調査会では、参考人から地域社会の再生の視点について、①被災者・NPOの支援、担い手の育成とそのため資金確保の取組、まちづくりへの女性・若者の参加が重要である、②復興に際しては、被災者が支え合い、福祉等の専門職、自治体も参加し運営する地域支え合いセンターの整備が求められているなどの意見を聴取し、質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成23年11月30日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 共生社会・地域活性化に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、

活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり―被災地の復興に向けて―(地域社会の再生の視点)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東北大学大学院経済学研究科長・教授

特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPO
センター代表理事 大滝精一君
東北関東大震災・共同支援ネットワーク事
務局長

特定非営利活動法人全国コミュニティライ
フサポートセンター理事長 池田昌弘君

〔質疑者〕

横峯良郎君（民主）、高階恵美子君（自民）、
亀井亜紀子君（国民）、横山信一君（公明）、
上野ひろし君（みん）、田村智子君（共産）、
加治屋義人君（自民）

○平成23年12月9日（金）（第2回）

- 共生社会・地域活性化に関する調査の継続調
査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一
任することに決定した。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	小坂 憲次（自民）	直嶋 正行（民主）	佐藤 正久（自民）
幹事	江田 五月（民主）	白 眞勲（民主）	中曽根 弘文（自民）
幹事	鈴木 寛（民主）	姫井 由美子（民主）	藤川 政人（自民）
幹事	中村 哲治（民主）	広野 ただし（民主）	古川 俊治（自民）
幹事	松井 孝治（民主）	福山 哲郎（民主）	丸山 和也（自民）
幹事	川口 順子（自民）	藤末 健三（民主）	山谷 えり子（自民）
幹事	中川 雅治（自民）	藤原 正司（民主）	若林 健太（自民）
幹事	西田 昌司（自民）	藤原 良信（民主）	白浜 一良（公明）
幹事	魚住 裕一郎（公明）	前川 清成（民主）	谷合 正明（公明）
幹事	江口 克彦（みん）	増子 輝彦（民主）	西田 実仁（公明）
	足立 信也（民主）	有村 治子（自民）	松田 公太（みん）
	大島 九州男（民主）	磯崎 陽輔（自民）	井上 哲士（共産）
	今野 東（民主）	上野 通子（自民）	藤井 孝男（日改）
	芝 博一（民主）	衛藤 晟一（自民）	福島 みずほ（社民）
	那谷屋 正義（民主）	大家 敏志（自民）	亀井 亜紀子（国民）

（23. 10. 21 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）による国会法の一部改正により、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、第167回国会の召集日である平成19年8月7日、各議院に憲法審査会が設けられた。

第177回国会において、憲法審査会の組織、運営等に関する事項を規定した参議院憲法審査会規程が平成23年5月18日の本会議で議決された。

今国会においては、平成23年11月28日、参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等について、参考人元参議院憲法調査会会長・元参議院日本国憲法に関する調査特別委員長関谷勝嗣君から説明の聴取を行い、参議院憲法調査会報告書の特色、日

本国憲法の改正手続に関する法律の課題について、憲法審査会事務局当局から報告の聴取を行った後、委員相互間において意見の交換を行った。平成23年12月7日、引き続き委員相互間において意見の交換を行った。また、本審査会付託の請願3種類12件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

平成23年11月28日、参考人元参議院憲法調査会会長・元参議院日本国憲法に関する調査特別委員長関谷勝嗣君から、憲法調査会設置と参議院憲法調査会の活動、報告書作成の考え方とその内容、日本国憲法の改正手続に関する法律案の国会審議、日本国憲法の改正手続に関する法律の課題について説明が行われ、憲法審査会事務局当局から、参議院憲法調査会報告書の特色、日本国憲法の改正手続に関する法律の課題について報告が行われた。

これらを踏まえて、委員相互間において意見の交換が行われ、憲法審査会の始動の是非、憲法審査会における議論の進め方、論憲・創憲という立場からの憲法議論、加憲という立場からの憲法議論、日本国憲法の有効性・正統性、憲法制定過程についての認識、自主憲法制定の必要性、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義という憲法の三大基本原則の堅持、天皇を元首として位置付けることの必要性、皇統の維持の必要性、東日本大震災からの復興と憲法の趣旨の実現、自衛隊を憲法上位置付けることの必要性、政教分離原則と戦没者追悼の在り方、多様な民意の集約を可能とする統治機構の在り方、二院制の在り方、国と地方との関係の在り方、大阪都構想と憲法上の課題、憲法第96条の改正の必要性、緊急事態条項の必要性、家族の在り方と憲法等について意見が述べられた。

平成23年12月7日、前回に引き続き委

員相互間において意見の交換が行われ、憲法審査会の設置目的、憲法審査会における議論の際の基本認識、憲法審査会における議論の視点、憲法審査会の議論において国民の意識を踏まえるとともに国民参加を推進する必要性、東日本大震災からの復興やPKOなど現実のニーズを踏まえて議論を進める必要性、憲法制定過程についての認識、自主憲法制定の必要性、天皇を元首として位置付けることの必要性、自衛隊を憲法上位置付けることの必要性、集団的自衛権の在り方、政教分離原則の趣旨、新しい人権の憲法上の取扱い、内閣と参議院との関係、衆参両院の意思調整の在り方、首相公選制の導入により国民の意思を反映することの必要性、道州制の導入の必要性、憲法第96条の改正の要否、憲法改正国民投票における18歳投票権の早期実現等について意見が述べられた。

(2) 審査会経過

○平成23年10月21日(金) (第1回)

○会長を選任した後、幹事を選任した。

○平成23年11月28日(月) (第2回)

○会長は会長代理に松井孝治君を指名した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等について参考人元参議院憲法調査会会長・元参議院日本国憲法に関する調査特別委員長関谷勝嗣君から説明を、憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

[発言者]

江田五月君(民主)、川口順子君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、江口克彦君(みん)、井上哲士君(共産)、藤井孝男君(日改)、福島みずほ君(社民)、亀井亜紀子君(国

民)、鈴木寛君(民主)、西田昌司君(自民)、片山さつき君(自民)、増子輝彦君(民主)、白浜一良君(公明)、衛藤晟一君(自民)、有村治子君(自民)、山谷えり子君(自民)、松井孝治君(民主)

○平成23年12月7日(水) (第3回)

○参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等について意見の交換を行った。

[発言者]

足立信也君(民主)、前川清成君(民主)、礪崎陽輔君(自民)、今野東君(民主)、西田昌司君(自民)、姫井由美子君(民主)、西田実仁君(公明)、藤末健三君(民主)、佐藤正久君(自民)、松田公太君(みん)、宇都隆史君(自民)、谷合正明君(公明)、白眞勲君(民主)、山谷えり子君(自民)、

福島みずほ君（社民）、亀井亜紀子君（国民）、藤井孝男君（日改）、古川俊治君（自民）、中村哲治君（民主）、川口順子君（自民）

○平成23年12月9日（金）（第4回）

○請願第124号外11件を審査した。

4 政治倫理審査会

委員一覧 (15名)

会 長	平田 健二 (民主)	藤原 正司 (民主)	宮沢 洋一 (自民)
	興石 東 (民主)	柳田 稔 (民主)	山本 順三 (自民)
	櫻井 充 (民主)	岩城 光英 (自民)	脇 雅史 (自民)
	高橋 千秋 (民主)	伊達 忠一 (自民)	松 あきら (公明)
	羽田 雄一郎 (民主)	溝手 顕正 (自民)	川田 龍平 (みんな)
			(召集日 現在)

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、631件（127種類）であり、このうち件数の多かったものは、「T P P（環太平洋連携協定）交渉参加への反対に関する請願」73件、「子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願」27件、「尖閣諸島を始め我が領土領海を守るための法制度確立に関する請願」27件、「保育・幼児教育・子育て支援・学童保育施策の拡充に関する請願」27件、「尖閣諸島を始め我が領土領海を守ることに係る請願」27件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣44件、総務7件、法務36件、外交防衛144件、財政金融105件、文教科学23件、厚生労働118件、農林水産14件、経済産業81件、国土交通27件、環境6件、沖縄・北方1件、倫理選挙6件、消費者問題1件、震災復興6件、憲法12件であった。

なお、消費者問題に付託された請願1件は取り下げられた。

請願者の総数は305万6,907人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、11月25日の議院運営委員会理事会において、会期終了日7日前の12月2日までと決定された。

12月9日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、「軽油引取税の免税措置恒久化実現に関する請願」外14件（3委員会4種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において、委員会決定のとおり15件の請願が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は2.4%であり、種類別による採択率は（採択数／付託数）は3.2%であつ

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	44	0	0	44	0	
総 務	7	5	0	2	5	
法 務	36	0	0	36	0	
外交防衛	144	0	0	144	0	
財政金融	105	0	0	105	0	
文教科学	23	0	0	23	0	
厚生労働	118	9	0	109	9	
農林水産	14	0	0	14	0	
経済産業	81	0	0	81	0	
国土交通	27	0	0	27	0	
環 境	6	0	0	6	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
倫理選挙	6	0	0	6	0	
震災復興	6	0	0	6	0	
憲 法	12	0	0	12	0	
計	630	15	0	615	15	提出総数 631件 取下げ 1件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 総務委員会 5件
軽油引取税の免税措置恒久化実現に関する請願（第147号外4件）
- 厚生労働委員会 9件
現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願（第257号外7件）
原発事故による健康被害の防止、継続的な健康状態の把握に関する請願（第548号）
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 1件
北方領土返還促進に関する請願（第369号）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

第179回国会（臨時会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
1	沖縄県八重山採択地区における教科書問題に関する質問主意書	糸数 慶子君	23. 10. 21	23. 10. 26	23. 11. 1	23. 11. 2 第5号
2	オスプレイの安全性及び配備に関する質問主意書	糸数 慶子君	10. 21	10. 26	11. 1	11. 2 第5号
3	オバマ米国大統領の広島等訪問に対する政府見解に関する質問主意書	浜田 昌良君	10. 25	10. 31	11. 4	11. 14 第6号
4	福島県相双地域における医療福祉等機関に対する支援に関する質問主意書	三原じゅん子君	10. 26	10. 31	11. 4	11. 14 第6号
5	国際放射線防護委員会（ICRP）勧告に基づく放射線防護に関する質問主意書	福島 みずほ君	10. 27	10. 31	11. 4	11. 14 第6号
6	原子力安全委員会事務局の誤った説明に関する質問主意書	福島 みずほ君	10. 27	10. 31	11. 4	11. 14 第6号
7	事故時運転操作手順書に係る報告の徴収に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 1	11. 7	11. 11	11. 14 第6号
8	食品衛生法上の放射能に関する暫定規制値に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 1	11. 7	11. 11	11. 14 第6号
9	原子力安全に関する国際原子力機関（IAEA）閣僚会議に対する日本国政府の報告書に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 2	11. 7	11. 11	11. 14 第6号
10	福島原子力発電所事故対策統合本部の共同記者会見に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 2	11. 7	11. 11	11. 14 第6号
11	松原拉致問題担当副大臣の認証に関する質問主意書	山谷 えり子君	11. 2	11. 7	11. 11	11. 14 第6号
12	山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問主意書	山谷 えり子君	11. 2	11. 7	11. 11	11. 14 第6号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
13	学校給食用牛乳に関する質問主意書	古川 俊治君	23. 11. 2	23. 11. 7	23. 11. 11	23. 11. 14 第6号
14	母子健康手帳改正に関する質問主意書	三原じゅん子君	11. 4	11. 9	11. 15	11. 21 第7号
15	山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問主意書	浜田 昌良君	11. 8	11. 14	11. 18	11. 21 第7号
16	いわゆるマイクロスポットに対する体系的・網羅的対応に関する質問主意書	浜田 昌良君	11. 8	11. 14	11. 18	11. 21 第7号
17	消費税の増税に向けた民主党政権の対応に関する質問主意書	若林 健太君	11. 9	11. 14	11. 18	11. 21 第7号
18	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する質問主意書	若林 健太君	11. 9	11. 14	11. 18	11. 21 第7号
19	福島全県民の精神的損害及び自主避難に対する野田内閣の心ない対応に関する質問主意書	浜田 昌良君	11. 10	11. 14	11. 18	11. 21 第7号
20	米軍装備への偽造部品等の搭載と自衛隊装備への影響に関する質問主意書	佐藤 正久君	11. 11	11. 16	11. 22	11. 25 第8号
21	東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの公表に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 14	11. 16	11. 22	11. 25 第8号
22	死刑制度の在り方に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 14	11. 16	11. 22	11. 25 第8号
23	自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問主意書	佐藤 正久君	11. 14	11. 16	11. 22	11. 25 第8号
24	預託法に基づく株式会社安愚楽牧場からの報告に関する質問主意書	上野 通子君	11. 15	11. 21	11. 25	11. 30 第9号
25	在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問主意書	糸数 慶子君	11. 15	11. 21	11. 25	11. 30 第9号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
26	長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問主意書	秋野 公造君	23. 11. 16	23. 11. 21	23. 11. 25	23. 11. 30 第9号
27	玄海原発から半径十キロメートル以内の長崎県松浦市鷹島、黒島等の防災体制の強化に関する質問主意書	秋野 公造君	11. 16	11. 21	11. 25	11. 30 第9号
28	米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響評価書に関する質問主意書	糸数 慶子君	11. 16	11. 21	11. 25	11. 30 第9号
29	東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの共有に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 17	11. 21	11. 25	11. 30 第9号
30	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関する質問主意書	藤井 基之君	11. 18	11. 24	11. 29	11. 30 第9号
31	障害福祉サービスの基盤整備に関する質問主意書	横山 信一君	11. 21	11. 24	11. 29	11. 30 第9号
32	放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問主意書	藤井 基之君	11. 21	11. 24	11. 29	11. 30 第9号
33	民主党政権の国づくりビジョンに関する質問主意書	岩井 茂樹君	11. 22	11. 28	12. 2	
34	基礎的輸液製剤の安定的供給に関する質問主意書	藤井 基之君	11. 22	11. 28	12. 2	
35	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の教育分野への影響に関する質問主意書	上野 通子君	11. 24	11. 28	12. 2	
36	高校生の留学政策の転換に関する質問主意書	上野 通子君	11. 24	11. 28	12. 2	
37	朝鮮総連と朝鮮学校の関係などに関する質問主意書	義家 弘介君	11. 24	11. 28	12. 2	
38	心の傷病者に係る雇用保険の受給手続の改善に関する質問主意書	浜田 昌良君	11. 25	11. 30	12. 6	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
39	住宅セーフティネットの確立に向けた住宅政策の在り方に関する質問主意書	秋野 公造君	23. 11. 29	23. 12. 5	23. 12. 9	
40	高等学校卒業程度認定試験合格者が海外の大学に進学する際の奨学金の利用に関する質問主意書	浜田 昌良君	12. 1	12. 5	12. 9	
41	ベラルーシ共和国などの放射能対策に関する質問主意書	浜田 昌良君	12. 1	12. 5	12. 9	
42	防衛省沖縄防衛局長の発言に関する質問主意書	糸数 慶子君	12. 1	12. 5	12. 9	
43	平成二十三年六月三日付け国家公務員の給与に関する内閣総理大臣の談話に関する質問主意書	西田 昌司君	12. 1	12. 5	12. 9	
44	中国漁船衝突事件における船長釈放の経緯に関する質問主意書	丸山 和也君	12. 2	12. 7	12. 13	
45	高年齢の期間雇用社員の雇止めと要員不足対策に関する質問主意書	又市 征治君	12. 5	12. 7	12. 13	
46	司法試験予備試験に関する質問主意書	前川 清成君	12. 7	12. 9	12. 16	
47	薬物事犯の執行猶予者に対する保護観察体制の拡充に関する質問主意書	浜田 昌良君	12. 7	12. 9	12. 16	
48	自立支援医療における利用者負担軽減策の延長に関する質問主意書	浜田 昌良君	12. 7	12. 9	12. 16	
49	朝鮮半島の非核化に関する共同宣言及び第四回六者会合に関する共同声明に矛盾する日韓原子力協定に関する質問主意書	浜田 昌良君	12. 7	12. 9	12. 16	
50	阿武隈川河口周辺海域における放射性セシウムによる環境影響等に関する質問主意書	熊谷 大君	12. 7	12. 9	12. 16	
51	ガラスバッジ測定結果についての専門家支援及び対策立案への積極的活用に関する質問主意書	浜田 昌良君	12. 8	12. 9	12. 16	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
52	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用に関する質問主意書	福島 みずほ君	23. 12. 8	23. 12. 9	23. 12. 16	
53	年金の老齢給付裁定請求の手続における住民票コード記載を求める件に関する質問主意書	福島 みずほ君	12. 8	12. 9	12. 16	
54	東日本大震災における住宅再建に関する質問主意書	熊谷 大君	12. 8	12. 9	12. 16	
55	米原子力軍艦の横須賀配備に係る安全性に関する質問主意書	田村 智子君	12. 8	12. 9	12. 16	
56	学童保育を実施する施設の耐震化に関する質問主意書	田村 智子君	12. 8	12. 9	12. 16	
57	国土交通省「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問主意書	紙 智子君	12. 8	12. 9	12. 16	
58	沖縄県久米島町鳥島の領土保全の在り方に関する質問主意書	秋野 公造君	12. 8	12. 9	12. 16	
59	防災行政無線に係る国庫補助の在り方に関する質問主意書	横山 信一君	12. 9	12. 9	12. 20	
60	応急仮設住宅の建設用地選定に関する質問主意書	横山 信一君	12. 9	12. 9	12. 20	
61	ファミリー・サポート・センター事業の安全性確保に関する質問主意書	田村 智子君	12. 9	12. 9	12. 20	
62	酪農業に対する原発事故に係る損害賠償に関する質問主意書	森 まさこ君	12. 9	12. 9	12. 20	
63	除染に関する質問主意書	森 まさこ君	12. 9	12. 9	12. 20	
64	福島県いわき市小久地区における稲作の作付自粛に伴う損害に関する質問主意書	森 まさこ君	12. 9	12. 9	12. 20	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
65	東日本大震災の被災地域における仮設店舗の整備に関する質問主意書	浜田 昌良君	23. 12. 9	23. 12. 9	23. 12. 20	

1 選挙制度改革に関する検討会

名簿（10名）

議長	平田	健二（無）	白浜	一良（公明）	又市	征治（社民）
副議長	尾辻	秀久（無）	水野	賢一（みん）	亀井	亜紀子（国民）
	興石	東（民主）	市田	忠義（共産）		
	中曽根	弘文（自民）	藤井	孝男（日改）		（23.12.7 現在）

（1）検討の経緯

選挙制度改革に関する検討会は、平成22年5月21日の参議院改革協議会報告書を受け、平成25年の通常選挙に向けた選挙制度の見直しについて早急に協議を始めるため、第176回国会の平成22年10月5日に各党派代表者懇談会が開かれ、設置することが合意された。

第179回国会においては、平成23年12月

7日に検討会（第5回）が開かれ、選挙制度改革について、実務的な協議を行うため、本検討会の下に各党派の協議会（「選挙制度協議会」）を設置することとした。なお、協議会委員については、第179回国会中に各党派から推薦すること、初回の協議会は年内に開会することについても合意された。

（2）検討会経過

○平成23年12月7日（水）（第5回）

○選挙制度改革について、実務的な協議を行うため、本検討会の下に各党派の協議会（「選挙制度協議会」）を設置することとした。

2 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の 合同協議会・東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

合同協議会委員名簿（30名）

【衆議院】（15名）					
会長	小平 忠正（民主）	幹事	佐藤 勉（自民）	高木 毅（自民）	
幹事	松野 頼久（民主）	幹事	遠藤 乙彦（公明）	佐々木 憲昭（共産）	
幹事	山井 和則（民主）		田名部 匡代（民主）	服部 良一（社民）	
幹事	笠 浩史（民主）		糸川 正晃（民主）	[委員外議員]	
幹事	川内 博史（民主）		鷺尾 英一郎（民主）	中島 正純（国民）	
幹事	塩崎 恭久（自民）		太田 和美（民主）		
【参議院】（15名）					
会長代理	鶴保 庸介（自民）	幹事	長沢 広明（公明）	水戸 将史（民主）	
幹事	小川 敏夫（民主）	幹事	水野 賢一（みん）	岩城 光英（自民）	
幹事	松井 孝治（民主）		川合 孝典（民主）	山崎 力（自民）	
幹事	川崎 稔（民主）		藤本 祐司（民主）	[委員外議員]	
幹事	松山 政司（自民）		相原 久美子（民主）	荒井 広幸（日改）	
幹事	義家 弘介（自民）		藤原 良信（民主）		(23.11.2 現在)

事故調査委員会委員長及び同委員名簿（10名）

委員長	黒川 清君（医学博士、東京大学名誉教授、元日本学術会議会長）
委員	石橋 克彦君（地震学者、神戸大学名誉教授）
	大島 賢三君（独立行政法人国際協力機構顧問、元国際連合大使）
	崎山 比早子君（医学博士、元放射線医学総合研究所主任研究官）
	櫻井 正史君（弁護士、元名古屋高等検察庁検事長、元防衛省防衛監察監）
	田中 耕一君（化学者、株式会社島津製作所フェロー）
	田中 三彦君（科学ジャーナリスト）
	野村 修也君（中央大学大学院法務研究科教授、弁護士）
	蜂須賀 禮子君（福島県大熊町商工会会長）
	横山 禎徳君（社会システム・デザイナー、東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム企画・推進責任者）

(23.12.8 現在)

(1) 発足の経緯

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因調査等を国会として行うため、第177回国会の8月9日に自民、公明及び日

本の共同で、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（衆第24号）及び国会法の一部を改正する法律案（衆第25号）が衆議院に提出された。両法律案はいず

れも衆議院において継続案件とされたが、第178回国会の会期末になって修正協議がまとまり、9月29日に両法律案が撤回され、新たに衆議院議院運営委員長提出による国会法の一部を改正する法律案（衆第1号）及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（衆第2号）が衆議院本会議において可決され、30日には参議院本会議においても可決、成立した。

第179回国会に入り、10月30日に両法が施行されたのを受け、11月2日に衆参両院において東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員が15名ずつ選任された。これ

を受けて同日、合同協議会が開会され、合同協議会の会長を選任し、会長代理が指名された後、幹事及び委員外議員が選任された。以後、幹事を中心に調査委員会の委員長、委員の選考作業が進められた。委員長、委員の候補者選考が終了したことから、12月1日の合同協議会における推薦の決定を経て、2日の衆参それぞれの本会議において、委員長及び委員10名を任命することが承認された。8日には、両院議長より委員長、委員に辞令が交付され正式に任命された。これにより原発事故調査委員会の活動が開始された。

（2）合同協議会経過

○平成23年11月2日（水）（第1回）

- 会長を選任した。
- 会長において、会長代理を指名した。
- 幹事を選任した。
- 委員外議員を選任した。

○平成23年12月1日（木）（第2回）

- 幹事の補欠選任を行った。
- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員の推薦について決定した。
- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局の事務局長及び部長についての意見に関する件について決定した。

○平成23年12月8日（木）（第3回）

- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員から就任挨拶があった後、各党から発言があった。

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第165回 (臨時会)	18. 9. 26(火)	18. 9. 28(木)	18. 12. 19(火)	81	4	85
第166回 (常会)	19. 1. 25(木)	19. 1. 26(金)	19. 7. 5(木)	150	12	162
第167回 (臨時会)	19. 8. 7(火)	19. 8. 7(火)	19. 8. 10(金)	4	—	4
第168回 (臨時会)	19. 9. 10(月)	19. 9. 10(月)	20. 1. 15(火)	62	66	128
第169回 (常会)	20. 1. 18(金)	20. 1. 18(金)	20. 6. 21(土)	150	6	156
第170回 (臨時会)	20. 9. 24(水)	20. 9. 29(月)	20. 12. 25(木)	68	25	93
第171回 (常会)	21. 1. 5(月)	21. 1. 5(月)	21. 7. 21(火) 衆議院解散	150	48	198
第172回 (特別会)	21. 9. 16(水)	21. 9. 18(金)	21. 9. 19(土)	4	—	4
第173回 (臨時会)	21. 10. 26(月)	21. 10. 26(月)	21. 12. 4(金)	36	4	40
第174回 (常会)	22. 1. 18(月)	22. 1. 18(月)	22. 6. 16(水)	150	—	150
第175回 (臨時会)	22. 7. 30(金)	22. 7. 30(金)	22. 8. 6(金)	8	—	8
第176回 (臨時会)	22. 10. 1(金)	22. 10. 1(金)	22. 12. 3(金)	64	—	64
第177回 (常会)	23. 1. 24(月)	23. 1. 24(月)	23. 8. 31(水)	150	70	220
第178回 (臨時会)	23. 9. 13(火)	23. 9. 13(火)	23. 9. 30(金)	4	14	18
第179回 (臨時会)	23. 10. 20(木)	23. 10. 21(金)	23. 12. 9(金)	51	—	51

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成23年10月4日現在)

野田内閣国務大臣

内閣総理大臣

野田 佳彦 (衆・民主)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、
地域主権推進))

川端 達夫 (衆・民主)

法務大臣

平岡 秀夫 (衆・民主)

外務大臣

玄葉 光一郎 (衆・民主)

財務大臣

安住 淳 (衆・民主)

文部科学大臣

中川 正春 (衆・民主)

厚生労働大臣

小宮山 洋子 (衆・民主)

農林水産大臣

鹿野 道彦 (衆・民主)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償支援
機構))

枝野 幸男 (衆・民主)

国土交通大臣

前田 武志 (参・民主)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力行政))

細野 豪志 (衆・民主)

防衛大臣

一川 保夫 (参・民主)

国務大臣 (内閣官房長官)

藤村 修 (衆・民主)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全))

山岡 賢次 (衆・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

自見 庄三郎 (参・国民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策、科学
技術政策))

古川 元久 (衆・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (「新しい公共」、少子
化対策、男女共同参画、行政刷新))

蓮 舫 (参・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (防災))

平野 達男 (参・民主)

内閣官房副長官

齋藤 勁 (衆・民主)

長浜 博行 (参・民主)

竹歳 誠

副大臣

内閣府副大臣

石田 勝之 (衆・民主)
後藤 斎 (衆・民主)
中塚 一宏 (衆・民主)

総務副大臣

黄川田 徹 (衆・民主)
松崎 公昭 (衆・民主)

法務副大臣

滝 実 (衆・民主)

外務副大臣

山口 壯 (衆・民主)
山根 隆治 (参・民主)

財務副大臣

五十嵐 文彦 (衆・民主)
藤田 幸久 (参・民主)

文部科学副大臣

奥村 展三 (衆・民主)
森 ゆうこ (参・民主)

厚生労働副大臣

牧 義夫 (衆・民主)
辻 泰弘 (参・民主)

農林水産副大臣

筒井 信隆 (衆・民主)
岩本 司 (参・民主)

経済産業副大臣

牧野 聖修 (衆・民主)
松下 忠洋 (衆・国民)

国土交通副大臣

奥田 建 (衆・民主)
松原 仁 (衆・民主)

環境副大臣

横光 克彦 (衆・民主)

防衛副大臣

渡辺 周 (衆・民主)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

大串 博志 (衆・民主)
園田 康博 (衆・民主)
郡 和子 (衆・民主)

総務大臣政務官

福田 昭夫 (衆・民主)
主濱 了 (参・民主)
森田 高 (参・国民)

法務大臣政務官

谷 博之 (参・民主)

外務大臣政務官

中野 譲 (衆・民主)
加藤 敏幸 (参・民主)
浜田 和幸 (参・無)

財務大臣政務官

三谷 光男 (衆・民主)
吉田 泉 (衆・民主)

文部科学大臣政務官

城井 崇 (衆・民主)
神本 美恵子 (参・民主)

厚生労働大臣政務官

藤田 一枝 (衆・民主)
津田 弥太郎 (参・民主)

農林水産大臣政務官

仲野 博子 (衆・民主)
森本 哲生 (衆・民主)

経済産業大臣政務官

北神 圭朗 (衆・民主)
柳澤 光美 (参・民主)

国土交通大臣政務官

津川 祥吾 (衆・民主)
津島 恭一 (衆・民主)
室井 邦彦 (参・民主)

環境大臣政務官

高山 智司 (衆・民主)

防衛大臣政務官

下条 みつ (衆・民主)
神風 英男 (衆・民主)

政府特別補佐人

人事院総裁

公害等調整委員会委員長

江利川 毅

大内 捷司

公正取引委員会委員長

竹島 一彦

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成 14年	154 (常会)	7,202	2,438	4,764
	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
15年	156 (常会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
	158 (特別会)	264	40	224
16年	159 (常会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554
19年	166 (常会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968
20年	169 (常会)	4,573	1,823	2,750
	170 (臨時会)	1,368	663	705
21年	171 (常会)	5,906	2,129	3,777
	172 (特別会)	173	172	1
	173 (臨時会)	1,447	723	724
22年	174 (常会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,051	743	1,308

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 8年	5,777	177,443	32,185	93,720	45,952	2,668	2,918	55
9年	5,350	180,875	41,617	92,382	42,366	2,287	2,223	10
10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	15,460	252,405	62,702	147,022	32,875	8,144	1,662	28

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。
平成23年の数は、第179回国会終了日(12月9日)現在。

6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度					
4月	42	2	1	1	0
5月	3,126	50	38	10	2
6月	7,528	89	79	8	2
7月	1,599	23	18	3	2
8月	586	26	0	2	24
9月	4,476	69	41	28	0
10月	8,938	134	124	6	4
11月	15,506	197	190	6	1
(年度途中計)	41,801	590	491	64	35

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

8 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
欧州評議会議員会議・第20回経済協力開発機構(OECD)活動拡大討議出席 (23.9.27 議長決定)	フランス	23.10.2 ～10.7	梅村 聡君(民主) 佐藤 信秋君(自民)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
第125回IPU(列国議会同盟)会議出席 (23.10.6 議長決定)	スイス フランス	23.10.15 ～10.23	藤本 祐司君(民主) 古川 俊治君(自民)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)の際の議員会議 (23.11.15 議長決定)	南アフリカ	23.12.2 ～12.8	江崎 孝君(民主) 横山 信一君(公明)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
オーストラリア連邦上下両院議長の招待による同国公式訪問及び各国の東日本大震災への支援に対する謝意表明等 (23.9.2 議長決定)	バヌアツ ニュージーランド オーストラリア	23.10.2 ～10.15	(副議長) 尾辻 秀久君(無) 小川 敏夫君(民主) 川崎 稔君(民主) 川合 孝典君(民主) 長沢 広明君(公明) 水野 賢一君(みん)	23.12.7 議院運営委員会に報告書を提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
スリーマイル島原子力発電所視察及び米国における原子力政策に関する実情調査 (23.10.4 議長決定)	米国	23.10.10 ～10.15	増子 輝彦君(民主) 岡崎 トミ子君(民主) 金子 恵美君(民主) 小西 洋之君(民主) 米長 晴信君(民主) 愛知 治郎君(自民) 岩城 光英君(自民) 岡田 広君(自民) 森 まさこ君(自民) 浜田 昌良君(公明) 松田 公太君(みん) 井上 哲士君(共産) 荒井 広幸君(日改) 吉田 忠智君(社民) 亀井 亜紀子君(国民)	23.12.7 議院運営委員会 に報告書を提出

9 国会に対する報告等 (23.10.1~12.9)

第178回国会閉会後から第179回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成23年	
10. 4(火)	○ 平成22年度公正取引委員会年次報告書
5(水)	○ 「緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう厚生労働大臣に対して意見を表示したもの」についての報告 ○ 「独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう国土交通大臣及び独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して意見を表示したもの」についての報告 ○ 「エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう経済産業大臣に対して意見を表示したもの」についての報告
17(月)	○ 「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」の報告 ○ 「独立行政法人における運営費交付金の状況について」の報告 ○ 「消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について」の報告
25(火)	○ 「平成22年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
28(金)	○ 平成23年9月13日から同年10月19日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書 ○ 平成22年度エネルギーに関する年次報告
11. 15(火)	○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の報告
16(水)	○ 国と地方の協議の場(平成23年度第2回)における協議の概要に関する報告書
18(金)	○ 独立行政法人日本学術振興会平成22年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成22年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見
22(火)	○ 平成22年度国の債権の現在額総報告 ○ 平成22年度物品増減及び現在額総報告
29(火)	○ 「高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の活用を図るよう独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長に対して意見を表示したもの」についての報告 ○ 「情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について」の報告
12. 2(金)	○ 平成23年度第2・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 平成23年度第2・四半期における国庫の状況の報告
9(金)	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 ○ 通貨及び金融の調節に関する報告書

10 国会関係日誌 (23.10.1~12.9)

年月日	事項
【第178回国会(臨時会)閉会后】	
平成23年	
10. 4(火)	○ 参・災害対策特別委委員派遣(和歌山県・三重県)
6(木)	○ 参・震災復興特別委(集中審議「東日本大震災後の復旧復興の進捗状況と今後の課題」)
7(金)	○ 柴田弘元衆議院議員逝去
10(月)	○ 参・重要事項調査第1班海外派遣(米国、～15日)
17(月)	○ 臨時会召集を閣議決定 ○ 広瀬秀吉元衆議院議員逝去
19(水)	○ 中島正純衆議院議員、国民新党・新党日本に入会 ○ 野田総理、韓国訪問
【第179回国会(臨時会)】	
20(木)	○ 参・本会議(7常任委員長辞任許可・選挙、7特別委員会設置、憲法審査会委員選任、会期の件) ○ 衆・本会議(会期の件、憲法審査会委員選任、10特別委員会設置)
21(金)	○ 衆・憲法審査会(会長選任) ○ 参・憲法審査会(会長選任) ○ 開会式 ○ 粕谷茂元衆議院議員(元北海道・沖縄開発庁長官)逝去
24(月)	○ 谷洋一元衆議院議員(元農相)逝去
28(金)	○ 衆・本会議(所信表明・財政演説(平成23年度第3次補正予算)) ○ 参・本会議(所信表明・財政演説(平成23年度第3次補正予算))
31(月)	○ 衆・本会議(代表質問①) ○ ベトナム社会主義共和国首相一行、尾辻副議長訪問
11. 1(火)	○ 参・本会議(代表質問①) ○ 衆・本会議(東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程制定・委員の選任、代表質問②)
2(水)	○ 参・本会議(代表質問②、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程の制定・委員選任) ○ 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会(会長選任、会長代理指名) ○ 衆・予算委(平成23年度第3次補正予算提案理由説明) ○ 参・予算委(平成23年度第3次補正予算趣旨説明)
3(木)	○ 野田総理、フランス訪問(G20カンヌ・サミット出席、～4日)
5(土)	○ 西岡武夫参議院議長逝去
7(月)	○ 衆・本会議(震災復興財源確保特措法案・地方交付税総額特例法案・地方公共団体財源確保臨時特例法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・予算委(平成23年度第3次補正予算基本的質疑)
8(火)	○ 衆・予算委(平成23年度第3次補正予算基本的質疑)
9(水)	○ 衆・予算委(平成23年度第3次補正予算基本的質疑)
10(木)	○ 衆・予算委(平成23年度第3次補正予算締めくくり質疑、平成23年度第3次補正予算可決) ○ 衆・本会議(平成23年度第3次補正予算可決) ○ はたともこ氏繰上補充当選(西岡武夫参議院議長逝去による)、民主党・新緑風会に入会(11日)
11(金)	○ 参・国土交通委委員派遣(岩手県) ○ 参・災害対策特別委委員派遣(福島県) ○ 高知県知事選、尾崎正直氏再選 ○ 衆・予算委(集中審議「経済連携等」) ○ 参・予算委(集中審議「環太平洋パートナーシップ協定等」)
12(土)	○ 野田総理、米国訪問(アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議出席)、～13日)

- 14(月) ○ 参・本会議(議長選挙=平田健二君当選)
- 平田健二参議院議員、民主党・新緑風会を退会(議長就任に伴う)
- 15(火) ○ 参・予算委(平成23年度第3次補正予算総括質疑)
- 衆・本会議
- 16(水) ○ 参・予算委(平成23年度第3次補正予算総括質疑)
- 17(木) ○ 参・予算委(平成23年度第3次補正予算一般質疑)
- 衆・憲法審査会(会長代理指名、参考人説明聴取、意見表明)
- プータン王国国王王妃両陛下歓迎会
- 衆・本会議(難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議、アジア太平洋経済協力(APEC)会議出席等に関する報告・質疑)
- 野田総理、インドネシア訪問(東アジア首脳会議出席、～19日)
- 18(金) ○ 衆・本会議(参議院議長西岡武夫君逝去につき弔詞贈呈、震災復興特別区域法案趣旨説明・質疑)
- 衆・震災復興特別委(震災復興特別区域法案提案理由説明)
- 21(月) ○ 参・予算委(平成23年度第3次補正予算締めくり質疑、平成23年度第3次補正予算可決)
- 参・本会議(難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議、平成23年度第3次補正予算可決、アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議及びASEAN関連首脳会議出席等に関する報告・質疑)
- 衆・震災復興特別委(震災復興特別区域法案質疑)
- 松岡克由元参議院議員逝去
- 松本十郎元衆議院議員(元防衛庁長官)逝去
- 22(火) ○ 衆・震災復興特別委(震災復興特別区域法案質疑)
- 24(木) ○ 衆・本会議(震災復興財源確保特措法案修正議決、地方交付税総額特例法案可決、地方公共団体財源確保臨時特例法案修正議決、復興庁設置法案趣旨説明・質疑)
- 衆・震災復興特別委(震災復興特別区域法案質疑)
- 25(金) ○ 衆・震災復興特別委(震災復興特別区域法案質疑)
- 参・本会議(議長西岡武夫君逝去につき哀悼の件、震災復興財源確保特措法案・地方交付税総額特例法案・地方公共団体財源確保臨時特例法案趣旨説明・質疑)
- 参・総務委(地方交付税総額特例法案・地方公共団体財源確保臨時特例法案趣旨説明)
- 参・財政金融委(震災復興財源確保特措法案趣旨説明)
- 参議院議長故西岡武夫君の参議院葬儀(青山葬儀所)
- 27(日) ○ 大阪府知事選、松井一郎氏当選
- 28(月) ○ 参・憲法審査会(参考人から説明聴取、意見交換)
- セルビア共和国議会議長一行、平田議長訪問
- 29(火) ○ 衆・震災復興特別委(震災復興特別区域法案質疑、震災復興特別区域法案修正議決)
- 参・財政金融委(震災復興財源確保特措法案質疑、震災復興財源確保特措法案可決)
- 参・総務委(地方交付税総額特例法案・地方公共団体財源確保臨時特例法案質疑、地方交付税総額特例法案可決、地方公共団体財源確保臨時特例法案可決)
- 衆・本会議(震災復興特別区域法案修正議決)
- 参・環境委委員派遣(福島県)
- 30(水) ○ 参・本会議(震災復興特別区域法案趣旨説明・質疑、地方交付税総額特例法案可決、地方公共団体財源確保臨時特例法案可決、震災復興財源確保特措法案可決)
- 参・震災復興特別委(震災復興特別区域法案趣旨説明)
- 国家基本政策委員会合同審査会
- 12. 1(木) ○ 衆・憲法審査会(自由討議)
- 参・震災復興特別委(震災復興特別区域法案質疑)
- 衆・本会議
- 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会(事故調査委員会委員長及び同委員の推薦決定)
- 2(金) ○ 衆・震災復興特別委(復興庁設置法案提案理由説明、質疑)
- 参・本会議(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員任命承認)
- 参・震災復興特別委(震災復興特別区域法案質疑、震災復興特別区域法案可決)
- 衆・本会議(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員任命承認)
- 5(月) ○ 衆・予算委(集中審議「政治とカネ等」)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・震災復興特別委(復興庁設置法案質疑) ○ 冬柴鐵三元衆議院議員(元国土交通相)逝去
6(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・震災復興特別委(復興庁設置法案質疑、復興庁設置法案修正議決) ○ 衆・本会議(第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議、復興庁設置法案修正議決)
7(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・予算委(集中審議「野田内閣の政治倫理を始めとする基本姿勢」) ○ 城内実衆議院議員・小泉龍司衆議院議員、自由民主党・無所属の会に入会 ○ 参・本会議(第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議、復興庁設置法案趣旨説明・質疑、震災復興特別区域法案可決) ○ 選挙制度の改革に関する検討会(第5回) ○ 参・震災復興特別委(復興庁設置法案趣旨説明) ○ 参・決算委(平成21年度決算議決、措置要求決議) ○ 参・憲法審査会(意見交換)
8(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・震災復興特別委(復興庁設置法案質疑、復興庁設置法案可決) ○ 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会(事故調査委員会委員長及び同委員からの就任挨拶、各党からの発言)
9(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(平成21年度決算議決、復興庁設置法案可決、防衛大臣一川保夫君問責決議、国務大臣山岡賢次君問責決議) ○ 衆・本会議